雫石町地域防災計画

雫石町防災会議

用　語　凡　例

１　略　語

町　本　部	雫石町災害対策本部
県　本　部	岩手県災害対策本部
地方支部	岩手県災害対策本部地方支部
町　計　画	雫石町地域防災計画
県　計　画	岩手県地域防災計画
町本部長	雫石町災害対策本部長
県本部長	岩手県災害対策本部長
防災関係機関	指定行政機関及び指定地方行政機関、県、町、その他地方公共団体の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
消防機関	盛岡地区広域消防組合消防本部、盛岡西消防署、盛岡西消防署雫石分署、雫石町消防団

２　読　替

災害対策本部が設置されていない場合の第３章の用語の読み替え

町本部長	町　長
県本部長	県知事
盛岡地方支部長	盛岡広域振興局長
盛岡地方支部○○班長	盛岡広域振興局○○部長又は○○所長

目　　次

第１章　総　則

第 1 節　計画の目的 ･･ 1
第 2 節　町民の責務 ･･ 1
第 3 節　他の計画及び他の法令に基づく計画との関係 ･･････････････････････････ 1
第 4 節　雫石町防災会議 ･･ 2
第 5 節　防災関係機関の責務及び業務の大綱 ･･････････････････････････････････ 4
第 6 節　町の概況 ･･ 9
第 7 節　災害の発生状況 ･･ 11
第 8 節　防災対策の推進方向 ･･ 11

第２章　災害予防計画

第 1 節　防災知識普及計画 ･･ 13
第 2 節　地域防災活動活性化計画 ･･ 16
第 3 節　防災訓練計画 ･･ 18
第 4 節　気象業務整理計画 ･･ 20
第4節の2　通信確保計画 ･･ 23
第 5 節　避難対策計画 ･･ 25
第5節の2　災害医療体制整備計画 ･･ 38
第 6 節　要配慮者の安全確保計画 ･･ 40
第6節の2　食料・生活必需品等の整備計画 ･･････････････････････････････････ 44
第 7 節　孤立化防止対策計画 ･･ 46
第 8 節　防災施設等整備計画 ･･ 48
第 9 節　建築物等安全確保計画 ･･ 50
第 10 節　交通施設安全確保計画 ･･ 54
第 11 節　ライフライン施設等安全確保計画 ･･････････････････････････････････ 55
第 12 節　危険物施設等安全確保計画 ･･ 57
第 13 節　風水害予防計画 ･･ 59
第 14 節　雪害予防計画 ･･ 63
第 15 節　土砂災害予防計画 ･･ 66
第 16 節　火災予防計画 ･･ 71
第 17 節　林野火災予防計画 ･･ 75
第 18 節　農業災害予防計画 ･･ 77
第 19 節　防災ボランティア育成計画 ･･ 79
第 20 節　事業継続対策計画 ･･ 81

第３章　災害応急対策計画

第 1 節　活動体制計画 ･･･ 83
第1節の2　広域防災拠点活動･･･ 101
第 2 節　気象予警報等の伝達計画 ･･･ 102
第 3 節　通信情報計画 ･･･ 127
第 4 節　情報の収集・伝達計画 ･･･ 130
第 5 節　広報広聴計画 ･･･ 146
第 6 節　交通確保・輸送計画 ･･･ 150
第 7 節　公安警備計画 ･･･ 158
第 8 節　消防活動計画 ･･･ 160
第 9 節　水防活動計画 ･･･ 164
第 10 節　相互応援協力計画 ･･･ 173
第 11 節　自衛隊災害派遣要請計画 ･････････････････････････････････････ 179
第 12 節　防災ボランティア活動計画 ･････････････････････････････････････ 184
第 13 節　義援物資、義援金の受付・配分計画 ･････････････････････････････ 187
第 14 節　災害救助法の適用計画 ･･･ 189
第 15 節　避難・救出計画 ･･･ 196
第 16 節　医療・保健計画 ･･･ 215
第 17 節　食料、生活必需品等供給計画 ･････････････････････････････････････ 222
第 18 節　給水計画 ･･･ 228
第 19 節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 ･････････････････････････ 232
第 20 節　感染症予防計画 ･･･ 237
第 21 節　廃棄物処理・障害物除去計画 ･････････････････････････････････････ 241
第 22 節　行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬計画 ･････････････････････ 248
第 23 節　応急対策要員確保計画 ･･･ 251
第 24 節　文教対策計画 ･･･ 254
第 25 節　農畜産物応急対策計画 ･･･ 259
第 26 節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 ･････････････････････････ 263
第 27 節　ライフライン施設応急対策計画 ･････････････････････････････････ 265
第 28 節　危険物施設等応急対策計画 ･････････････････････････････････････ 270
第 29 節　林野火災応急対策計画 ･･･ 273
第 30 節　防災ヘリコプター要請計画 ･････････････････････････････････････ 278
第 31 節　土砂災害等警戒活動計画 ･････････････････････････････････････ 280
第 32 節　要配慮者対応計画 ･･･ 283

第４章　特殊災害対策計画

第 1 節　地震災害対策計画 ･･･ 287
第 2 節　火山災害対策計画 ･･･ 293
第 3 節　原子力災害対策計画 ･･･ 311

第５章　災害復旧・復興計画
第 1 節　公共施設等の災害復旧計画 ･･･ 325
第 2 節　生活の安定確保計画 ･･･ 328
第 3 節　復興計画の作成 ･･･ 338

目　次

本　　編

第１章　総　　則

第１章 総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、雫石町（以下「町」という。）の全域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、雫石町防災会議が作成する計画で、本町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災対策の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めるものである。

第２節　町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成 22 年岩手県条例第 49 号）その他法令又はこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。
また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

第３節　他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第１　岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

第２　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本町の地域に係る災害対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく消防計画等は、この計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。

また、この計画は、本町における他の計画と矛盾し又は抵触することがあってはならない。

第４節　雫石町防災会議

第１　所掌事務

雫石町防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　雫石町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。

（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

（４）　非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務を処理すること。

［雫石町防災会議条例　資料編 6－1］

第２　組織

雫石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職　　名	区　分	防　　災　　機　　関　　名
会　　長		雫石町長
委　　員	指定地方行政機関	東北農政局岩手県拠点 盛岡森林管理署 東北地方整備局岩手河川国道事務所 盛岡地方気象台
	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊情報中隊
	岩手県知事部局	盛岡広域振興局経営企画部 〃　　保健福祉環境部 〃　　農政部 〃　　林務部 〃　　土木部 県央保健所
	岩手県警察	盛岡西警察署
	消防機関	盛岡地区広域消防組合消防本部 雫石町消防団

委　　員	町　長　部　局	副町長 総務課 総合政策課 防災課 税務課 福祉課 町民課 健康推進課 こども課 雫石診療所 農林課 観光商工課 地域整備課 上下水道課 出納課
	農　業　委　員　会	農業委員会事務局
	議　　会	議会事務局
	教　育　委　員　会	教育長 学校教育課 生涯文化スポーツ課
	指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社盛岡営業統括センター 東日本電信電話株式会社岩手支店 東北電力ネットワーク株式会社盛岡電力センター 雫石郵便局 日本赤十字社岩手県支部雫石分区 一般社団法人岩手西北医師会 公益社団法人岩手県看護協会
	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	雫石町コミュニティ協議会
	その他防災上特に必要と認める者	雫石町婦人消防協力隊 雫石町婦人会

（1） 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努める。

第３　防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の５日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第５節　防災関係機関の責務及び業務の大綱

第１　防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

１　町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

２　指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

３　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

４　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

［防災関係機関連絡先一覧表　資料編１－５－１］

第２　防災関係機関の業務の大綱

１　町、消防機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
町	（１）　雫石町防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 （２）　防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 （３）　防災訓練の実施に関すること。 （４）　防災知識の普及及び教育に関すること。 （５）　災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 （６）　他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 （７）　災害応急対策の実施に関すること。 （８）　被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。

盛岡地区広域消防組合消防本部・盛岡西消防署雫石分署、雫石町消防団	（1）　消防活動に関すること。 （2）　救急及び救助活動に関すること。 （3）　災害予防対策の実施協力に関すること。 （4）　災害応急対策の実施協力に関すること。

2　岩手県の組織の出先機関等

機　関　名	業　務　の　大　綱
盛岡広域振興局 県央保健所 盛岡農業改良普及センター 中央家畜保健衛生所	（1）　災害時における管内区域の県管理の道路及び橋りょう等の応急対策に関すること。 （2）　管内区域の県管理の道路、橋りょう、河川及び砂防施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 （3）　災害時における管内県機関に係る応急対策の実施に必要な総合調整に関すること。 （4）　災害時における情報の収集等に関すること。 （5）　管内区域の農畜林業施設等の被害調査に関すること。 （6）　災害救助法等による救助活動に関すること。
盛岡西警察署	災害時における警備に関すること。

3　自衛隊

機　関　名	業　務　の　大　綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

4　指定地方行政機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
東北農政局 岩手県拠点	（1）　国土保全事業の推進に関すること。 （2）　営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。 （3）　種苗その他営農資材の確保に関すること。 （4）　農地、農業施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 （5）　災害資金の融通に関すること。 （6）　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
盛岡森林管理署	（1）　国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 （2）　山火事防止対策に関すること。 （3）　災害復旧用材の供給に関すること。

東北地方整備局 岩手河川国道事務所	（1）　直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 （2）　指定河川の洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 （3）　水防活動の指導に関すること。 （4）　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 （5）　直轄公共土木施設の復旧に関すること。
盛岡地方気象台	（1）　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 （2）　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （3）　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 （4）　町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （5）　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

5　指定公共機関

機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道（株） 盛岡営業統括センター	（1）　鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 （2）　災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話（株） 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) (株)ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ(株) 楽天モバイル(株)	（1）　電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 （2）　災害時における通信の確保に関すること。 （3）　電気通信設備の復旧に関すること。
東北電力ネットワーク(株)盛岡電力センター	（1）　電力施設の整備及び災害防止に関すること。 （2）　災害時における電力供給に関すること。 （3）　電力施設の災害復旧に関すること。
日本通運(株)盛岡支店 北東北福山通運(株)盛岡支店 佐川急便(株)岩手支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手西濃運輸(株)	災害時における車両による緊急輸送に関すること。

雫　石　郵　便　局	（1）　災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 （2）　災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
日本赤十字社岩手県支部雫石分区	（1）　災害時における医療救護に関すること。 （2）　災害時における血液の確保供給に関すること。 （3）　救援物資の配分に関すること。 （4）　義援金の受付に関すること。 （5）　防災ボランティアの連絡調整等に関すること。

6　指定地方公共機関

機　関　名	業　務　の　大　綱
(一社)岩手西北医師会	（1）　医療救護に関すること。 （2）　遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
雫石町土地改良区 岩手山麓土地改良区	（1）　水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 （2）　水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
岩手県交通(株) (公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
(公社)岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	（1）　ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 （2）　災害時におけるガス供給に関すること。
岩手県石油商業協同組合盛岡支部	災害時における応急対策用石油等燃料の供給に関すること。

7　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	業　務　の　大　綱
新岩手農業協同組合 盛岡広域森林組合 岩手県農業共済組合盛岡地域センター 雫石川漁業協同組合	（1）　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 （2）　農林水産関係に係る県及び町が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 （3）　被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 （4）　被災農林漁家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。

雫石商工会	（1）　災害時における物価安定についての協力に関すること。 （2）　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
社会福祉法人雫石町社会福祉協議会	（1）　ボランティア活動の普及啓発に関すること。 （2）　ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整に関すること。
NPO法人しずくいし雫石町建設協議会	（1）　災害時における障害物除去及び資機材の調達に関すること。 （2）　応急復旧工事に関すること。
（一社）岩手県産業廃棄物協会県央支部	災害時における産業廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関すること。
一般病院、診療所	（1）　収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 （2）　災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
婦人消防協力隊	災害時における奉仕活動、協力に関すること。
観光団体	（1）　観光客等への周知及び避難誘導に関すること。 （2）　風評被害対策に関すること。
避難促進施設	（1）　施設利用者等に対する周知に関すること。 （2）　施設利用者等の避難誘導に関すること。

第６節　町の概況

第１　位　置

本町は、東経 140 度 46 分～141 度 03 分、北緯 39 度 31 分～39 度 53 分にあり、北東北地方の拠点都市である県都盛岡市の西方約 16 ㎞に位置している。東は、滝沢市、盛岡市に連接し、西は奥羽山系の山々を境に仙北市（秋田県）に接し、南は矢巾町、紫波町、西和賀町、花巻市とそれぞれ連山を境界に、北は岩手山鬼ケ城稜線を境として八幡平市に接しており、奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域である。

第２　面　積

本町は、東西 24 ㎞、南北 40 ㎞の矩形状を呈しており、総面積は、608.82 平方㎞である。

［地目別面積内訳　資料編１－６－１］

第３　人　口

総人口は、昭和 45 年から平成 12 年の 30 年間においては微増の傾向にあり、年平均増加率は 0.2％となっている。また、平成２年から平成 12 年の 10 年間における年平均増加率は 0.3％となっている。しかし、平成 11 年をピークに減少に転じ、令和２年の国勢調査結果による本町の総人口は、15,731 人で、前回調査の平成 27 年と比較し、５年間で 7.4％減となっている。今後においても少子化等の要因から減少傾向で推移するものと予想される。

［雫石町の人口調査表　資料編１－６－２］

第４　地　勢

秀峰岩手山をはじめ 1,000ｍ以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており、標高 300ｍ以上が総面積の約 80％に達している。また、山麓部には広大な傾斜地が開かれ、天然林、牧野、田畑がのどかな田園風景をつくりだし、田、畑の耕地は、葛根田川、雫石川、南川の三河川流域に展開している。

第５　地質、土壌

本町の地質は、岩手山を中心とする火山活動によって、大きく三つの方向から作用を強く受けた痕跡がある。このことが土壌の肥沃性を大きく支配している。

〔西南地区〕　凝灰岩を岩種として構成している第三紀層が広くみられ、洪積層が大部分を包むように覆っている。

〔北西地区〕　新規火山群によるさまざまな火山岩が第三紀層を貫通しており、大部分は火山灰に覆われている。

〔北東部地区〕　いわゆる岩手山の裾野であり、火山屑地帯であって、溶岩の点在が所々に見られ、火山灰が北東に厚く南西に薄く覆っている。

〔沖積地〕　各河川の流域に発達しているが、中でも雫石川に因る沖積地は岩手地区管内では最も広大とされている。一方、土性は、岩手山による火山灰の影響を強く受けており、腐蝕に富む土壌が分布している。

〔沖積層〕　雫石川と葛根田川の沿岸にやや広く分布しているが、両河川の支流での分布は極めて少ない。

〔砂　土〕　雫石川、葛根田川の両本流岸にわずかに分布するに過ぎない。

〔砂壌土〕　砂土地帯に相接して細長い分布をみせているが、その中でやや大きい部分が御明神地区でみられる。

〔壌　土〕　この分布は広大で、雫石川地域の沖積地の過半を占めている。洪積層の台地の土壌は、主として火山灰を含む腐蝕に富む壌土である。なお、本町のほとんどが岩手山の火山灰に覆われており、岩手山の噴火が新しい時代に属することから、岩手山の裾野地帯は中性土壌である。ただ、葛根田川以西から雫石川以南の地帯は弱い酸性土壌によって占められている。

第６　気　象

北と西を奥羽山系に囲まれた本町は、盆地性の気候を呈し、温度変化が大きい。

気温は、７月から８月にかけて急上昇して８月には最高に達する。逆に 11 月ごろからは急激に下降して、１月から２月は最低を示す。

降水量は、６月下旬から７月下旬の１カ月間は、例年梅雨期となっている。この時期の雨量は殊の外多い。また、台風期の降水量は、一年の降水量の最大がこの時期に現れ、風雨を伴って一時的に多量の降雨になるため洪水をもたらし、農作物に大きな被害を与える。

晴天は、その日数を他市町村に比較すると、冬期は秋田市の快晴日数に平衡し、夏期は宮古市のそれに平衡する。その境目は、春は４月で、秋は９月である。すなわち、冬は日本海型、夏は太平洋型気候となることは注意すべき点である。

積雪は、冬期間の北西季節風が奥羽山脈に吹きつけることから、大量の降雪をみる。

［気象状況　資料編１－６－３］

第７　交　通

交通体系は、県都盛岡市から秋田市を結ぶ国道 46 号、ＪＲ田沢湖線（秋田新幹線）がそれぞれ地域を横断して、主要地方道盛岡横手線、一般県道雫石東八幡平線など交通網には比較的恵まれ、盛岡市から国道及び鉄道利用のいずれでも、20 分から 30 分で往来ができる距離にあって、盛岡広域経済圏内に立地している。

第７節　災害の発生状況

第１　過去の主な災害

本町における主な災害は、水害、火災、地震等である。

［災害の発生状況　資料編１－7－1］

第２　今後予想される災害

雫石町の自然的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

1　大雨等による洪水・土砂災害
2　地震等による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
3　住宅地や林野における大火災
4　台風等による暴風災害
5　豪雪災害
6　岩手山、秋田駒ヶ岳の噴火等による火山災害
7　その他の特殊災害

第８節　防災対策の推進方向

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期さねばならない。

したがって、町は次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

1　防災意識の啓発
2　自主防災組織の育成
3　防災訓練の実施
4　防災施設の整備

第２章　災害予防計画

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

第１　基本方針

町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人及び傷病者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

第２　防災知識の普及

１　防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

２　職員に対する防災教育

（１）　防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

（２）　防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア　防災対策関連法令

イ　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ　災害に関する基礎知識

エ　災害を防止するための技術

オ　住民に対する防災知識の普及方法

カ　災害時における業務分担の確認

３　住民等に対する防災知識の普及

（１）　町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

（２）　防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

ア　講習会、研修会、展示会等の開催

イ　インターネット、広報誌の活用
ウ　起震車等による災害の疑似体験
エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
オ　防災関係資料の作成、配布
カ　防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸し出し
キ　自主防災活動に対する指導

（３）　防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
ア　地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
イ　防災気象情報、避難指示等の意味及び内容
ウ　平常時における心得
（ア）　地域の危険個所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
（イ）　他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確する。
（ウ）　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
（エ）　いざというときの対処方法を検討する。
（オ）　防災訓練等へ積極的に参加する。
（カ）　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
（キ）　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
（ク）広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
エ　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
オ　災害時における心得、避難誘導
（ア）　所在（居住または滞在）する自治体等から災害情報や避難道路等を確認する。
（イ）　所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
カ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置
キ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
ク　災害危険箇所に関する知識
ケ　過去における主な災害事例
コ　災害に関する基礎知識

（４）　防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

（５）　町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が災害発生の危険度と、とるべき避難行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

（６）　県及び町は、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

４　児童、生徒等に対する教育

（１）　町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、保護者等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

（２）　町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

（３）　町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

５　防災文化の継承

（１）　防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。

（２）　防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

（３）　住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

６　防災と福祉の連携

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

７　専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第２節　地域防災活動活性化計画

第１　基本方針

１　町は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

３　町は、町内の一定の地区内の住民等から町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

４　前項の地区防災計画に準ずるものとして、町内の各自主防災組織においては、毎年計画される活動計画により、各地域における防災活動を推進する。

第２　自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の結成促進及び育成

（１）　町は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

［自主防災組織の現況　資料編２－２－1］

（２）　町は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

（３）　町は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

（４）　町は、自主防災組織が平常時の活動を円滑に展開できるよう、雫石町コミュニティ協議会と連携しながら、必要な指導を行う。

２　自主防災組織の活動

町は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

（１）　平常時の活動

ア　防災知識の普及

イ　消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施

ウ　情報の収集、伝達体制の確立

エ　家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検

オ　防災用資機材等の備蓄及び管理

カ　地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

キ　女性防火委員による防火思想、初期消火知識、救急救命知識の普及

（２）　災害時の活動

ア　安否確認及び避難誘導
イ　出火防止及び初期消火
ウ　住民に対する避難指示等の伝達、確認
エ　地域内の被害状況等の情報収集
オ　救出、救護活動の実施及び協力
カ　炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

第３　婦人消防協力隊の育成

町は、町内居住の女性をもって組織される婦人消防協力隊の育成に努め、一般的警火思想の向上を図るため、次の事業推進における指導、援助を行う。

（１）　火に関する科学的知識の向上
（２）　台所等で使用する器具の使用管理についての知識技能の向上
（３）　防火思想の普及徹底
（４）　消防機関の活動に対する側面からの協力

第４　消防団の活性化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

（１）　「消防団活動計画」の策定
（２）　消防団の施設、設備の充実強化
（３）　消防団員の教育訓練の充実強化
（４）　適正な報酬の確保、表彰制度の充実等による処遇改善
（５）　消防団総合整備事業等の活用
（６）　競技会、行事等の開催
（７）　青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
（８）　地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第５　住民等による地区内の防災活動の推進

（１）　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
（２）　町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行うなど町との連携を図る。
（３）　町は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
（４）　町は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第３節　防災訓練計画

第１　基本方針

町及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

（１）　職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養

（２）　防災関係機関相互の協力体制の確立

（３）　地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第２　実施要領

１　実施方法

（１）　町は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関及び観光事業者等に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

（２）　訓練は、毎年１回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

（３）　訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

ア　図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。

イ　実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。

（４）　地震、風水害、火山噴火等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア　災害対策本部設置・運営訓練

イ　通信情報連絡訓練

ウ　職員非常招集訓練

エ　避難訓練

オ　避難所開設・運営訓練

カ　救出・救助訓練

キ　医療救護訓練

ク　消防訓練

ケ　水防訓練

コ　自衛隊災害派遣要請訓練

サ　要配慮者を対象とした訓練

シ　遺体対応訓練

ス 多言語対応訓練

セ 施設復旧訓練

ソ 交通規制訓練

２　実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

（１）　地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

（２）　広域的な訓練の実施

ア　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ　広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

（３）　地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

（４）　主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

（５）　各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

第４節　気象業務整備計画

第１　基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第２　観測体制の整備等

１　観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

（１）　盛岡地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、これらの維持に努める。観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。

（２）　盛岡地方気象台は、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係機関、大学等の研究機関等と協力して観測体制の充実に努める。

（３）　盛岡地方気象台は、災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図る。

（４）　盛岡地方気象台は、県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。

２　情報処理・通信システムの整備・充実

盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

（１）　気象官署

盛岡地方気象台

（２）　地域気象観測システム(アメダス)

施設名	箇所数	設置場所	備　　考
地域気象観測所	1	雫石町千刈田地内	降水量、積雪、気温、日照時間＊、風(風向、風速)を観測
地域雨量観測所	1	雫石町西根上篠崎地内	降水量を観測

＊気象官署・特別地域気象観測所を除く地域気象観測所では、令和３年３月２日から、気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布（日照時間)」から得る推計値を提供します。

（３）　地震観測施設

施設名	箇所数	設　置　場　所
多機能型地震計	1	雫石町西根上駒木野地内
震 度 観 測 点	1	雫石町千刈田地内

（４）　火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山火山観測点	9	馬返し（地震計、空振計、傾斜計）、八合目小屋（地震計、ＧＮＳＳ）、滝ノ上温泉（地震計）、黒倉山西（地震計）、赤倉岳北（傾斜計）、柳沢（ＧＮＳＳ）、柏台（監視カメラ）、黒倉山（監視カメラ）、長山篠川原（監視カメラ）
秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場（地震計、空振計、傾斜計）、田沢湖高原温泉東（地震計）、姿見ノ池西（地震計、傾斜計）、田沢湖高原温泉（ＧＮＳＳ）（いずれも秋田県側）

（５）　大気汚染気象業務

仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第３　情報の提供

気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関等の協力を得て住民に周知するよう努める。

第４　防災知識の普及啓発の実施

盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが「我が事」として実感をもって自らの判断で危険を回避し安全を確保する行動をとることを可能とするための知識の普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。

（１）　防災気象情報の活用能力向上

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うよう努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応をとることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

（２）　安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶等により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

（３）　実施事項及び実施にあたって留意事項

ア　盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などを行うものとする。

イ　盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。

ウ　盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等を実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。

（４）　災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集し、保存し、及び公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第４節の２　通信確保計画

第１　基本方針

１　町その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

　また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

３　効率的・効果的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

４　町は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、多様な通信手段の確保、通信ケーブルの地中化の促進、テレビ難視聴区域におけるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進を図るものとする。

第２　通信施設・設備の整備等

１　県防災行政無線

　県によるデジタル方式の衛星通信施設の整備により、災害時における防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

２　町防災行政無線

（１）　防災行政無線の保守と整備に努め、通信のデジタル化や多重化などにより、その機能強化を図るとともに、住民への迅速な情報伝達手段の確保に努める。

（２）　防災行政無線の通信施設に係る非常用電源設備の保守と整備等に努める。

［防災行政無線の整備状況　資料編2－4－2－1］

３　防災相互通信用無線の整備

　町本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

４　その他の通信施設の整備

（１）　防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

（２）　防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

５　災害時優先電話の指定

町その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

６　通信運用マニュアルの作成等

（１）　町その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

（２）　衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

（３）　防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第５節　避難対策計画

第１　基本方針

１　町は、火災、水害等の災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

２　学校、病院、社会福祉施設、社会教育施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

３　住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

４　新興感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新興感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

５　町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２　避難計画の作成

１　町の避難計画

（１）　町は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

<table>
<tr><td colspan="2">ア　高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">イ　避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウ　避難場所等への経路及び誘導方法</td></tr>
<tr><td>エ　避難場所等の管理</td><td>（ア）　管理責任者
（イ）　管理運営体制
（ウ）　職員の動員体制及び運営スタッフの確保
（エ）　災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段
（オ）　食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法
（カ）　電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法
（キ）　医療機関との連携方法
（ク）　避難収容中の秩序維持
（ケ）　避難者に対する災害情報の伝達
（コ）　避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底
（サ）　避難者に対する各種相談業務
（シ）　自主避難者に対する各避難所の随時開放体制</td></tr>
</table>

オ　避難者に対する救援、救護措置	（ア）　給水 （イ）　給食 （ウ）　暖房 （エ）　医療・衛生・こころのケア （オ）　生活必需品の支給 （カ）　その他必要な措置
カ　避難行動要支援者に対する救援措置	（ア）　情報の伝達 （イ）　避難の誘導及び避難の確認 （ウ）　避難所等における配慮 （エ）　平常時からの関係機関による災害時要支援者情報の収集・共有 （オ）　避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 （カ）　福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 （キ）　避難場所から避難所への移送手段
キ　避難場所等の整備	（ア）　収容施設 （イ）　給食施設 （ウ）　給水施設 （エ）　情報伝達施設
ク　住民に対する広報	
ケ　避難訓練	

（２）　避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（３）　避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

（４）　町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画と併せて住民に周知する。

　また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

（５）　町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害

リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

（６）　避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、町による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。

（７）　避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。

（８）　避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

（９）　避難計画作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

(10)　町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

(11)　火山災害にあっては、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、町防災計画に規定する。

(12)　町は、円滑かつ迅速な避難のために、ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者、観光客等に必要な防災情報を付け加えたハザードマップを作成し、住民等に周知する。

２　学校、病院、社会福祉施設、社会教育施設等における避難計画

（１）　学校、病院、社会福祉施設、社会教育施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

（２）　施設の管理者は、町、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

（３）　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計

画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

（4）　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の内容について、点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（5）　町は、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

（6）　学校・幼稚園・保育所等においては、児童、生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。

（7）　病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。

（8）　浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを町長に報告する。

（9）　観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

(10)　避難計画の作成に当たっては、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

3　避難促進施設における避難確保計画

（1）　町は、火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を町地域防災計画に記載する。

（2）　火山災害にあっては、避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、町に報告する。

（3）　火山災害にあっては、避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について町に報告する。

（4）　火山災害にあっては、町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

［秋田駒ヶ岳火山災害における避難促進施設一覧　資料編 2－5－1］

4　広域避難及び広域一時滞在

（1）　町は災害が発生する恐れがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

（2）　町は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場

所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

（３）　町は、広域避難又は広域一時滞在の受け入れ（他都道府県からの受け入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

第３　避難場所等の整備等

１　避難場所等の整備

（１）　町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

（２）　町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

避難場所	ア　火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ　がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。 ウ　避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２平方メートル以上（新興感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができる場所であること。 オ　避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。 カ　水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。
避難所（受入れることができる施設）	ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ　給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ　暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。

	キ　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。 ク　避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

ア　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

イ　町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

ウ　町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

エ　町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

オ　福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

カ　町は福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受け入れ対象者を特定して周知する。

キ　町は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ク　町は、平常時から防災担当課と保健福祉担当課等が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

ケ　町は、近隣市町への避難が必要であると判断した場合は、避難先市町と協議し、避難場所等を確保するものとする。

（３）　町指定の避難場所等

町が指定する避難場所（危険から身を守るために一時的に避難する場所）と指定避難所（避難生活がある程度長引くと考えられる場合に避難者が生活するための施設）は、次のとおりとする。なお、町では、災害対策基本法に定められている異常な現象の種類のうち、災害履歴、災害想定等を勘案し、洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）、地震、大規模火災、内水氾濫、火山現象の災害を対象として避難場所を指定している。

２　感染症対策に配慮した避難所運営等

町は、指定避難所における新興感染症の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を参考に、感染症対策に配慮した避難所運営に向けた事前準備を進め、災害時における適正な避難所運営に努める。

（１）　町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新興感染症対策について、平常時から関係部局が連携して、感染症患者が発生した場合の対応など感染症対策として必要な措置を講じるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等について検討するよう努める。

（２）　町は、避難所運営に際しての必要人員、役割分担、運営手順、必要備蓄品等の確認や検討、課題の抽出のため、感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施に努める。

（３）　町は、避難所が過密状態になることを防ぐため、感染症対策に配慮した避難行動の方法に関して住民に周知するよう努める。

（４）　避難所の開設は、受付での感染防止対策、避難者の区分に応じた受付及び誘導、避難所内における人と人との距離（ソーシャルディスタンス）を確保したレイアウトなどに留意して行うものとする。

（５）　避難所の運営は、次の事項に留意し行うものとする。

ア　天候、気候を考慮したうえでの定期的な換気

イ　共同空間における生活のルールやごみ処理等の衛生環境の確保

ウ　食事・物資の配布方法

エ　健康状態の確認及び保健指導

オ　在宅避難者や車両避難者への支援

カ　避難所閉鎖時の対応

避　難　場　所

番号	避難対象地区	避難場所	所　在　地	広場面積（㎡）
1	雫　石　地　区	雫　石　小　学　校	源大堂 50 番地	7,200
2		雫　石　中　学　校	柿木 74 番地 1	28,900
3		雫　石　高　等　学　校	柿木 36 番地 1	29,000
4		町　営　体　育　館	高前田 104 番地	13,700
5		総　合　運　動　公　園	高前田 104 番地	56,300
6		雫　石　公　民　館	源大堂 71 番地 5	600
7		中　央　公　民　館	上曽根田 114 番地	3,100
8		アルペン記念公園	千刈田 77 番地 1	16,160
9		廣　養　寺	源大堂 54 番地	2,000
10		臨　済　寺	下町 39 番地	2,500
11		永　昌　寺	下町 139 番地 1	1,000
12		青少年ホーム	千刈田 5 番地 4	1,100
13		七ツ森小学校	七ツ森 16 番地 240	11,300
14	御　所　地　区	旧大村小学校	南畑第 14 地割 2 番地	10,100
15		鶯宿温泉スポーツセンター	南畑第 32 地割 15 番地 26	10,800
16		老人憩の家鶯宿荘	鶯宿第 10 地割 21 番地 26	400
17		鶯　宿　運　動　場	南畑男助山 1 番地 29	51,600
18		御　所　小　学　校	西安庭第 41 地割 152 番地 1	11,400
19		御　所　公　民　館	西安庭第 40 地割 48 番地 9	4,200
20	御　明　神　地　区	旧橋場小学校	橋場安栖 63 番地 2	11,500
21		旧橋場保育所	橋場安栖 72 番地 6	500
22		南　農　村　公　園	御明神石山 76 番地 1	5,500
23		御明神保育所	御明神高八卦 20 番地 2	1,100
24		御明神運動場	御明神高八卦 20 番地 1	10,400
25		御明神公民館	上野上野沢 5 番地	2,200
26		御明神小学校	上野上屋敷 26 番地	14,200
27	西　山　地　区	旧上長山小学校	長山早坂 260 番地	19,400
28		旧西根小学校	西根上駒木野 184 番地 1	12,800
29		西　根　保　育　所	西根大宮 136 番地 9	1,300
30		西　山　公　民　館	長山西寄内 95 番地 1	4,200
31		西　山　運　動　場	長山猿子 98 番地 1	10,500
32		西　山　小　学　校	長山羽上 81 番地	13,000

指　定　避　難　所（収容施設）

番号	地区	避難施設名	電話番号※１	収容可能人員※２	
				通常の災害時	感染症対策時
1	雫石	雫石小学校	692－2203	980	580
2		雫石中学校	692－0321	1,640	980
3		雫石高等学校	692－3254	1,200	720
4		町営体育館	692－5030	750	450
5		雫石公民館	692－3458	110	60
6		中央公民館	692－4181	260	160
7		青少年ホーム	692－0611	130	80
8		七ツ森小学校	692－0571	560	340
9	御所	旧大村小学校	692－6572	310	180
10		鶯宿温泉スポーツセンター	681－6673	590	350
11		老人憩の家鶯宿荘	695－2526	70	40
12		御所小学校	692－2206	460	270
13		御所公民館	692－2214	270	160
14	御明神	旧橋場小学校	692－6572	350	210
15		旧橋場保育所	692－6489	40	20
16		御明神保育所	692－2315	70	40
17		御明神公民館	692－3228	140	80
18		御明神小学校	692－3204	500	300
19	西山	旧上長山小学校	692－6407	530	310
20		旧西根小学校	692－6417	490	290
21		西根保育所	693－2223	80	50
22		西山公民館	693－3321	360	220
23		西山小学校	692－2224	540	320

※１　旧小学校については、施設管理担当の電話番号を掲載。

※２　収容可能人員は、避難スペースの面積に対して、通常の災害時は１人あたり３㎡、感染症対策時はソーシャルディスタンス確保の観点から、１人あたり５㎡を基準として算出。

災害種別による避難場所及び指定避難所

番号	避難対象地区	避難場所	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	避難所との重複
1	雫石地区	雫石小学校	○	○	○	○	○	○	○
2		雫石中学校	○	○	○	○	○	○	○
3		雫石高等学校	○	○	○	○	○	○	○
4		町営体育館	○	○	○	○	○	○	○
5		総合運動公園			○	○		○	
6		雫石公民館	○	○	○	○	○	○	○
7		中央公民館		○	○	○		○	○
8		アルペン記念公園			○	○		○	
9		廣養寺			○	○		○	
10		臨済寺			○	○		○	
11		永昌寺			○	○		○	
12		青少年ホーム		○	○	○		○	○
13		七ツ森小学校	○	○	○	○	○	○	○
14	御所地区	旧大村小学校	○	○	○	○	○	○	○
15		鶯宿温泉スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
16		老人憩の家鶯宿荘	○	○	○	○	○	○	○
17		鶯宿運動場			○	○		○	
18		御所小学校	○	○	○	○	○	○	○
19		御所公民館		○	○	○		○	○
20	御明神地区	旧橋場小学校	○		○	○	○		○
21		旧橋場保育所	○		○	○	○		○
22		南農村公園			○	○		○	
23		御明神保育所	○	○	○	○	○	○	○
24		御明神運動場			○	○		○	
25		御明神公民館		○	○	○		○	○
26		御明神小学校		○	○	○		○	○
27	西山地区	旧上長山小学校		○	○	○			○
28		旧西根小学校	○	○	○	○	○	○	○
29		西根保育所	○	○	○	○	○	○	○
30		西山公民館		○	○	○		○	○
31		西山運動場			○	○		○	
32		西山小学校	○	○	○	○	○	○	○

【表の見方】　○：対象の災害発生時に避難場所となる施設又は場所

(注) 1　対象地区は、一応の目安であり、必ずしも限定するものではない。

2　指定避難所の開設にあたっては、災害想定を勘案し、町職員が施設の安全確認や避難者に応じた開放場所の選定など、指定避難所を開設するための事前準備を終えてから順次避難者を誘導するものとする。

３　避難場所等の環境整備

（１）　町は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

ア　住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備

イ　非常用電源の配備とその燃料の備蓄

ウ　避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置

エ　避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備

オ　医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備

カ　毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備

キ　高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備

ク　避難の長期化に応じたプライバシーの確保、性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点等に配慮した環境の整備

ケ　避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

（２）　町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

（３）　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

４　避難道路の整備等

（１）　町は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

ア　道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ　通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。

ウ　浸水等の危険のない道路であること。

エ　避難路は、原則として相互に交差しないこと。

オ　避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

（２）　町指定の避難道路

ア　町は、避難道路は、次に該当する道路の中から指定する。

（ア）　一般国道、主要地方道を中心とする幹線道路

（イ）　防災拠点へのアクセス道路

（ウ）　上記道路の代替道路

イ　町本部長が指定する避難道路は、国道 46 号および県道及び町道とする。ただし、災害状況に応じて、避難道路を選択して避難することとする。

［主な避難道路一覧　資料編2－5－2］

第４　指定避難所の運営体制等の整備

町は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、訓練を通じてその内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第５　避難行動要支援者名簿

1　町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

2　町は、地域における避難行動要支援者の住居状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3　町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、次の事項を定める。

（1）　避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、消防署、警察署、その他福祉関係者等で災害時に支援が可能と判断される者。

（2）　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

第２章第６節「要配慮者の安全確保計画」に定める者。

（3）　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民基本台帳、介護認定情報、障害者認定情報、難病者情報、妊産婦情報等の行政情報、民生委員・児童委員等地域からの地域情報を関係部署、関係地域から口頭、書面等で入手する。

（4）　名簿の更新に関する事項

町は、最新の情報を開示できるよう、随時情報更新に努める。

（5）　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

町は、支援関係者への情報提供に際し、情報漏えいを防止するための指導と周知を行う。

（6）　避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮

町は、避難行動要支援者のプライバシーの配慮について、支援関係者への意識づけを徹底する。

（7）　避難支援等関係者の安全確保

町は、災害時における支援関係者の行動マニュアルの作成に努め、安全に適切な支援ができる環境づくりに努める。

4　町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

第６　避難に関する広報

１　町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から避難場所等、避難経路、危険個所及び過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

２　県及び町は、登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入、スマートフォンアプリや登録制メールへの登録等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

ア　避難場所等に関する事項	（ア）　避難場所等の名称及び所在地並びに指定避難所と避難場所の別 （イ）　避難場所等への経路 （ウ）　災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
イ　避難行動に関する事項	（ア）　平常時における避難の心得 （イ）　避難指示等の用語の意味 （ウ）　避難指示等の伝達方法 （エ）　避難の方法 （オ）　避難後の心得
ウ　災害に関する事項	（ア）　災害に関する基礎知識 （イ）　過去の災害の状況

第７　避難訓練の実施

１　町は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所等を住民自らが実際に確認し、又は指定避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で避難訓練を実施する。

２　訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第５節の２　災害医療体制整備計画

第１　基本方針

１　災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

２　ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、県に医療体制確保の要請をする。

第２　災害拠点病院

１　県指定の災害拠点病院

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況区分	病院名	
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院	
地域災害拠点病院	盛岡保健医療圏	県立中央病院
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院
	両磐保健医療圏	県立磐井病院
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院
	釜石保健医療圏	県立釜石病院
	宮古保健医療圏	県立宮古病院
	久慈保健医療圏	県立久慈病院
	二戸保健医療圏	県立二戸病院

２　医療機関の防災能力の向上

（１）　医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。

（２）　医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回復するための業務継続計画（ＢＣＰ）の作成に努める。

第３　医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

県は、関係団体との協定の締結等により、被災地の医療機関における医薬品（輸血用血液製剤を含む）、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、町と相互に供給を行う体制を整備する。

第４　広域災害・救急医療情報システムの整備

医療機関は、衛星電話の整備、岩手県広域災害・救急医療情報システム及びＥＭＩＳへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

第５　災害中長期への備え

町は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第６節　要配慮者の安全確保計画

第１　基本方針

１　町及び防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援するものとし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改訂）を参考にした避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進め、それらを活用して災害時における避難支援を円滑に実施できる体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

２　町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第２　実施要領

１　避難行動要支援者名簿の対象者

町は、生活の基盤が町内の自宅にあり、次に規定する者のうち支援を必要とする者を避難行動要支援者名簿の対象者とする。

（１）　身体障害者手帳１級または２級を所持する者
（２）　療育手帳Ａを所持する者
（３）　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者
（４）　65歳以上の一人暮らしの方
（５）　65歳以上のみの世帯の方
（６）　介護保険制度による要介護状態区分が要介護３～５の認定を受けた者
（７）　難病患者
（８）　前各号に掲げる者（児）以外の支援が必要な者

２　避難行動要支援者個別計画の策定

（１）　町は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、地域における複数の避難支援等関係者を定める等、避難行動要支援者個別計画を策定する。

（２）　町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画

については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

（３）　町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

（４）　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。

（５）　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（６）　町は、避難行動要支援者情報を掲載した要支援者個別支援マップづくりに取り組む。

（７）　町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難行動要支援者個別避難計画の策定について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

（８）　町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

３　災害情報等の伝達体制の整備

（１）　避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団・自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

（２）　町は、消防団・自主防災組織等への情報伝達責任者を明確にする。

（３）　消防団・自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉関係者と連携し、情報伝達を行う。

（４）　町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

（５）　町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

（６）　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置

の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（７）　町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

４　避難誘導

町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

５　避難生活

（１）　町は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

（２）　避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

６　社会福祉施設等の安全確保対策

（１）　社会福祉施設等の管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

（２）　社会福祉施設等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。　［社会福祉施設一覧　資料編2－6－1］

７　要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

町は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

８　外国人の安全確保対策について

（１）　防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、町及び関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語による防災知識の普及に努める。

また、町は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加について呼びかけるとともに、外国人を多く就業させている事業所等に対して、防災講習の開催を働きかけるように努める。

（２）　避難計画

町は、第２章第５節第1に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

（３）　情報伝達及び案内標示板等の整備

ア　町は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。

また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ　町は県や国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

（４）　情報の提供

ア　町は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ　町は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

（５）　ボランティアの育成等

町は､関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

（６）　生活相談

町は、関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備するよう努める。

第６節の２　食料・生活必需品等の整備計画

第１　基本方針

１　町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等（以下この節において「物資」という。）の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

２　町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第２　備蓄の類型

備蓄の類型については、次のとおりとする。

１　災害に備え、町、事業所、町民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）

２　災害発生時、町に対して被災地域外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）

３　町が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）

４　国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第３　町の役割

１　物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。

２　備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

３　家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

４　備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。

５　物資の調達可能数量等を常時把達するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

［資料編　3-10-1　大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定］

［資料編　3-10-2　大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定］

［資料編　3-10-3　災害時相互応援に関する協定書］

［資料編　3-10-4　大規模災害時における相互応援に関する協定書］

［資料編　3-10-5　災害時相互応援に関する協定書］

［資料編　3-10-7　関係団体との「災害時における応援協定」の締結状況一覧表］

第４　住民及び事業所の役割

１　町民の役割

各家庭において、家族の３日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例 飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

２　事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

第７節　孤立化防止対策計画

第１　基本方針

１　町は関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化を防ぐための対策を総合的に推進する。

２　町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第２　災害時孤立化想定地域の状況

平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東北地方太平洋沖地震、平成25年に当町に甚大な被害をもたらした大雨洪水への対応等を踏まえると、孤立化するおそれのある地域の状況は次のとおりである。

１　孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が１本しかない場合」である。

２　孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。

（１）　固定電話以外の通信手段がない、若しくは１種類の通信手段のみの集落

（２）　救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落

（３）　集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落

第３　孤立化想定地域への対策の推進

１　通信手段の確保

（１）　町は､通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

（２）　町は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図とその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕
ア　赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
イ　黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
ウ　白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

（３）　町は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

２　避難先の検討

町は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保を行うように努める。

３　救出方法の確認

町は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプタ

ーが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助できる場所(以下「飛行場外離着陸場等」という。)の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

４　備蓄の奨励

町は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において３日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

５　防災体制の強化

町は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成に努める。

第８節　防災施設等整備計画

第１　基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第２　防災施設等の機能強化

町は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

（１）　災害応急対策活動における中枢機能

（２）　町庁舎等の被災時におけるサブ機能

（３）　防災ヘリコプター等による、災害応急活動の支援を受けるための防災ヘリポート機能

（４）　町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能

（５）　人員、物資等の輸送、集積機能

（６）　災害対策用資機材の備蓄機能

（７）　自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電源供給機能

（８）　被災住民の避難、収容機能

（９）　警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点

［ヘリポート及び補給基地　資料編２－８－1］

第３　公共施設等の整備

１　町は、避難路、避難場所等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

２　防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震化、不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第４　消防施設の整備

町は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

［消防力一覧表　資料編２－８－2］

第５　防災資機材等の整備

１　町は、広域的又は大規模な災害において、災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

（１）　水防用資機材

（２）　林野火災消防用資機材

［水防用及び林野火災消防用資機材の整備状況　資料編２－８－3］

2　町は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第９節　建築物等安全確保計画

第１　基本方針

１　住宅密集街の災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化、不燃化の促進、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進し、密集街の防災化を図る。

２　文化的遺産であり、歴史上、学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるため、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

３　町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第２　建築物の耐震性向上の促進

１　防災上重要な建築物等の耐震性確保

（１）　町施設の耐震強化

ア　防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正後の建築基準法の適用を受けていない町の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。

イ　災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救助活動の本拠となる建築物が要求されることから、町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性及び安全性の確保に努める。

（ア）　災害時の避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町有施設

（イ）　災害時の緊急救護所、被災者一時収容施設となる学校、診療所等

ウ　防災上重要な建築物に該当しない町の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

エ　公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震化率や耐震性に係わるリストの作成及び公表に努める。

（２）　民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和 56 年６月１日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者等に対し、県と協力して耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

（３）　設備、備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定、転落防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

２　木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、町民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施

を促進する。　［建造物の現況　資料編２－９－1］

３　一般建築物の耐震性確保

（１）　建築物の耐震性の確保について、広く町民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。

（２）　新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

４　工作物の耐震性確保

煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

５　建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

（１）　道路に面する３階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。

（２）　特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力に改修指導を行う。

６　既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

（１）　道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。

（２）　特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導する。

７　家具等の転倒防止対策推進

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により町民への啓発普及を図る。

８　地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、町は、その制度の普及や加入促進に努める。

第３　建築物の不燃化の促進

１　公営住宅の不燃化促進

（１）　公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。

（２）　周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

２　民間住宅の不燃化促進

市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第４　がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

がけ地等による災害の発生のおそれがある地区においては、県及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。　［がけ地近接住宅調　資料編 2－9－2］

第５　防火対策の推進

1　消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。　［指定防火対象物の現況　資料編 2－9－3］

2　消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

3　事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第６　文化財の災害予防対策

１　文化財の現況

本町には各種の文化財が数多く所在しているが、その歴史上、学術上あるいは芸術上の価値により文化財保護法、県及び町の文化財保護条例に基づいて保護の対象に指定されている。

［文化財指定状況　資料編 2－9－4］

２　文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11 月 1 日～7 日）、文化財防火デー（1 月 26 日）等の行事を通じ、町民の防火、防災意識の高揚を図る。

３　防災施設等の整備

文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、参考資料、有形民俗文化財	ア　自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 イ　町（県）指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等の整備に努める。

史跡、名勝、天然記念物	ア　埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ　史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

4　文化財防災組織の編成、訓練等

（1）　文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練の実施に努める。

（2）　災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに搬出計画をたてる。

ア　文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。

イ　文化財の避難場所を定める。

ウ　搬出用具を準備する。

第 10 節　交通施設安全確保計画

第１　基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第２　道路施設

１　道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。

（１）　道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

（２）　上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

［道路整備状況　資料編 2－10－1］

町は、緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、必要に応じて、区間を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

２　橋りょうの整備

（１）　震災時における橋りょう機能を確保するため、所管橋りょうについて、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

（２）　新設の橋りょうは、道路の位置付け、橋りょうの重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

３　障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、障害物除去用資機材の配備、増強に努める。

［障害物除去用資機材の整備状況　資料編 2－10－2］

第３　鉄道施設

災害時における鉄道施設の応急対策については、東日本旅客鉄道(株)の計画により実施されるが、鉄道は災害応急物資等の輸送手段としても重要であるため、町内における応急復旧が円滑に行われるよう協力する。

第 11 節　ライフライン施設等安全確保計画

第１　基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第２　上下水道施設

１　上水道施設

水道事業者は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

（１）　施設の整備

ア　浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

イ　配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

ウ　既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

（２）　給水体制の整備

水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり１日３リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

（３）　応急復旧体制の強化

ア　被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ　上水道災害対策マニュアルの整備及び管路図の整備等を実施し、定期的な見直しを行う。

（４）　協力体制の整備

ア　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係事業者等との協定締結に努めるなど協力体制を整備する。

イ　災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示及び支援を実施するため、県と協力して県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

２　下水道施設

（１）　施設の整備

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	ア　新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 イ　マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ウ　下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、終末処理場	ア　ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 イ　新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ウ　既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

［下水道施設の現況及び整備計画資料編 2－11－1］

（２）　下水道体制の整備

ア　被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

イ　応急復旧マニュアルの整備及び施設管理台帳等の整備を推進する。

ウ　災害によって被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、保有資機材の整備点検に努める。

エ　応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

オ　災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協力体制を整備する。

カ　県と協力して広域的な支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等と相互支援体制づくりを推進する。

第３　電力施設

町は、電力事業者が行う予防措置等に協力するものとし、電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

［電力施設の現況　資料編 2－11－2］

第４　ガス施設

町は、プロパンガスの爆発を未然に防止するためのガス事業者等及び消防機関による予防措置に協力するものとし、ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。　［簡易ガス施設現況調　資料編2－11－3］

第５　電気通信設備

町は、電気通信事業者が行う予防措置等に協力するものとし、電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

第 12 節　危険物施設等安全確保計画

第１　基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

［危険物施設の状況　資料編 2－12－1］

第２　石油類等危険物

１　保安教育の実施

（１）　町は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習の受講を関係者に推奨する。

（２）　危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

２　指導強化

（１）　消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

（２）　消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ　危険物の貯蔵、取り扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ　危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

エ　地震動による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

３　屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

（１）　沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

（２）　不等沈下の著しいタンクの措置

ア　消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の破損、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ　消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

（３）　敷地外流出防止措置

消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

４　自衛消防組織の強化措置

（１）　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。

（２）　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第３　高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、県が行う保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進等に対し協力する。

第４　放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第 13 節　風水害予防計画

第１　基本方針

１　洪水等による水害を予防するため、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業及び治山事業を計画的に実施する。

２　災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

３　町その他の防災関係機関は、風水害対策やその知識の普及啓発を図る。

４　県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２　風水害に強いまちづくり

１　町は、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

２　県及び町は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

３　町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

４　町は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第３　河川の現況

本町の河川は、北側から葛根田川、西側から雫石川（竜川）、南側から南川などが御所ダムで合流し、雫石川となって東方盛岡市へと流下し、北上川へ注いでいる。

河川数は、一級河川６河川、普通河川 1,037 河川に及ぶ。

［河川の現況　資料編 2－13－1］

第４　河川改修事業

土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を促進するものとする。

［河川の改修状況　資料編 2－13－2］

第５　砂防事業

1　砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、国及び県と連携してえん堤工、渓流保全工等の整備を進める。

2　火山地域における火山砂防事業を重点的に推進する。

3　土石流対策の砂防事業を重点的に推進する。

［砂防事業実施箇所調　資料編 2－13－3］

第６　農地防災事業

1　御所地区の洪水による災害を防止し、農地の保全を図ることを目的として、御所地域内を流れる鴬宿川、外桝沢川、南畑川、矢櫃川の上流部に、それぞれ県事業により防災ダムが整備されている。

2　防災ダム管理責任者は、既存施設の定期的な管理点検及び整備を実施するとともに、放流の際の住民への周知体制を万全に整えるものとする。

施設名	河川名	位置	集水面積	調節流量	施行年度
鴬宿ダム	鴬宿川	鴬宿	14.8㎢	53.09m³／s	昭和 25～30 年
外桝沢ダム	外桝沢川	南畑	7.5㎢	34.51m³／s	〃　30～37 年
レン滝ダム	南畑川	南畑	14.1㎢	64.87m³／s	〃　37～43 年
矢櫃ダム	矢櫃川	西安庭	15.1㎢	57.70m³／s	〃　45～57 年

3　防災重点ため池に指定されている外桝沢ため池については、地域の水利組合と町が連携して監視及び管理体制を整備するほか、地域住民への周知体制を万全に整えるものとする。

4　大雨や地震等の自然災害により、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼす恐れのあるため池について、ため池の決壊が起こった際の被害を最小限にするため、浸水区域や水の到達時間、避難場所などをハザードマップ等により地域住民に周知啓発するものとする。

［町内ため池一覧　資料編2-13-4］

5　農地、農業用施設等における洪水等の災害防止と緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、農業用の水路施設等整備と機能保全を推進する。

第７　治山事業

1　山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の治山対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

［治山事業実施箇所調　資料編 2－13－5］

２　本町における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。

３　国や県の山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策に加え、町における避難体制の整備に資する山地災害危険地区に関する地図情報等の提供や県との連携・協力による監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第８　施設の管理

１　洪水防御又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、樋門及び樋管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、県から委託された管理事務について適正に対処する。

２　町は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。　**[河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所　資料編２－13－6]**

３　水防のための資材、機材等について常時点検し、不足するもの及び追加を要するものは補充し、常に活用できるように整備しておくものとする。

第９　浸水想定区域の把握及び周知

１　県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。　〔水位周知河川指定一覧 資料編2－13－7〕

〔水位周知河川におけるタイムライン（防災行動計画）　資料編２－13－8〕

２　県及び国土交通省は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という。）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。

３　県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ洪水浸水想定の情報を提供するよう努める。

４　町は、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

５　町は、県の浸水想定区域シミュレーション事業等の活用や過去の河川氾濫事例を参考にしながら、浸水想定区域の把握に努める。

６　町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。

7　町は、施設の所有者若しくは管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあっては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

8　町は、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設について、ハザードマップ等を利用して住民に周知するよう努める。

第 10　風害予防の普及啓発

町その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第11　関係者間の密接な連携体制の構築

1　水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

2　県及び町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第 14 節　雪害予防計画

第１　基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、町民の日常生活の安全と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第２　雪崩防止対策

１　雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により関係者に対し、適切な周知を行う。

［雪崩危険箇所調査表　資料編 2－14－1］

実施機関	調査対象
町	ア　地域内の一般住宅に危険を及ぼすもの イ　町道に危険を及ぼすもの
岩手県	ア　知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの イ　人家５戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあるもの ウ　製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの エ　民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部	各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局（岩手河川国道事務所）	国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
岩手労働局	事業場における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	鉄道に危険を及ぼすもの

第３　道路交通の確保

１　除雪対策

（１）　各実施機関は、次により除雪を行い、主要路線の交通を確保する。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実　施　機　関	除　　雪　　路　　線
町	管内町道
東北地方整備局（岩手河川国道事務所）	直轄管理する一般国道 46 号
岩　　手　　県	主要地方道及び一般県道

（２）　各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検、除雪要員の確保等を図る。

（３）　町が行う通常除雪路線は、毎年除雪計画を作成し、これに基づいて幹線道路、バス路線については、他に優先して除雪を実施する。

［除雪機械整備状況　資料編 2－14－2］

（４）　各実施機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下、本節中「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

（５）　集中的な大雪に対しては、各実施機関は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

（６）　熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各実施機関は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

（７）　道路管理者は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ関係機関等と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

（８）　道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

（９）　道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

(10)　道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施する。

(11)　道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(12)　町は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

(13)　町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

２　凍雪害防止対策

（１）　冬期の安全で円滑な交通を確保するため、視線誘導標の設置や消雪施設の管理に万全を期す。

（２）　積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

３　消防団の出動と住民の除雪協力

（１）　消防団の出動

消防団は町本部長の指令に基づき、出動するものとし、出動した場合は町本部長の指揮命令に従って除雪活動に従事するものとする。

（２）　住民の除雪協力

住民は、町が実施する除雪活動に積極的に協力するものとする。

４　雪害予防の普及啓発

（１）　町は運転手に対し、雪道を運転する場合、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう周知に努める。

（２）　町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

また、町は県が事故防止対策のため、様々収集した情報を受けるものとする。

第 15 節　土砂災害予防計画

第１　基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、国や県と連携し、土石流対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策、山地災害予防対策を促進する。

また、土砂災害が発生するおそれがある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第２　地すべり防止対策

1　地すべり危険箇所は、6 箇所となっている。　［地すべり危険箇所調査表　資料編 2－15－3］

2　地すべり防止対策事業は、国や県の計画と並行して、緊急度の高い地区から順次対策を講ずるものとする。

第３　土石流対策

1　土砂災害警戒区域（土石流）等は、101 渓流となっている。

［土砂災害警戒区域（土石流）調査表　資料編 2－15－1］

2　砂防工事（えん堤工、渓流保全工等）は、国や県の計画と並行して、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流で、緊急度の高い箇所から年次計画をもって事業を推進するものとする。

第４　山地災害予防

山地災害危険地区（地すべり危険地区及び雪崩危険地区を除く。）は、104 箇所（国有林地内 67、民有林地内 37）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、県と連携し、対策工事を推進するものとする。　［山地災害危険地区調査表　資料編 2－15－4］

第５　急傾斜地崩壊対策

1　土砂災害警戒区域（急傾斜）等は、35 箇所となっている。

［土砂災害警戒区域（急傾斜）調査表　資料 2－15－2］

2　急傾斜地崩壊対策における対策工事は、県と連携し、要配慮者が利用する施設や避難所があるなど緊急性の高い箇所を重点的に進めるものとする。

3　がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

［がけ地近接住宅調　資料 2－9－2］

第６　土砂災害防止対策の推進

1　県及び町は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災

活動、降雨時の対応等について周知を図る。

2　県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、町長の意見を聞き、その区域を指定する。

3　町は、県による土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第 48 条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

［土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表　資料編 2－15－6］

オ　救助に関する事項

カ　その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

4　県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

［土砂災害警戒区域一覧表　資料編 2－15－5］

5　町、県及び国土交通省は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

6　町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、町は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

第７　土砂災害警戒情報の発表

１　目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、雫石町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

町で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

２　発表・解除基準

（１）　発表基準

大雨警報（土砂災害）が発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が１㎞メッ

シュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

（２）　解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

３　利用にあたっての留意点

（１）　土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

（２）　土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

（３）　町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等や、状況に応じてその周辺の発令区域も含めて検討する。

（４）　土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル５緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル５緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル５緊急安全確保を発令する。

４　情報の伝達体制

（１）　県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、町に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

（２）　気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務づけられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の１つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

（３）　伝達先及び系統図については、第３章第２節別図１－２に示すとおりである。

５　避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報

を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

（土砂災害警戒情報の補足情報）

危険度	表示	状　　況
災害切迫※ 【警戒レベル５相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル４相当】	紫	２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒 【警戒レベル３相当】	赤	２時間先までに警報基準に到達すると予想
注意 【警戒レベル２相当】	黄	２時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に注意	白	－

※１　警戒避難判定参考情報として、危険度を１㎞メッシュごとに色分けした地図情報を町に提供する。

※２　「災害切迫」（黒）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第８　土砂災害緊急情報の発表

１　目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

２　緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関）

項目	内　　容	実施機関
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね５割以上に１㎝以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省

地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

３　土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

４　情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

（国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図）

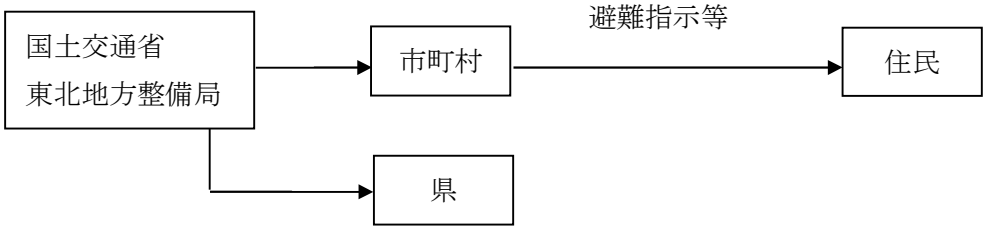

（県が緊急調査を行う場合の伝達系統図）

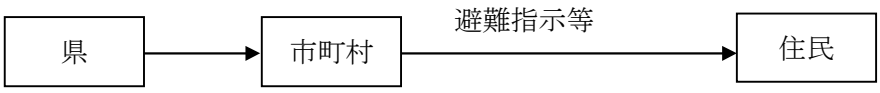

第９　土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び町は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

（土砂災害発生時における報告系統）

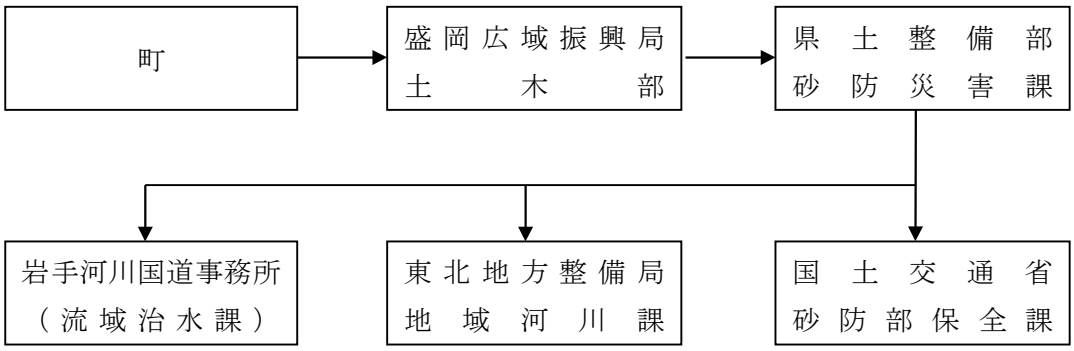

第 16 節　火災予防計画

第１　基本方針

１　火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。

２　消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第２　出火防止、初期消火体制の確立

１　火災予防の徹底

（１）　町及び消防関係機関等は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

（２）　町及び消防関係機関等は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取り扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対　　象	指　　導　　内　　容
一　般　家　庭	ア　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 イ　火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 （ア）　火気使用設備の取扱方法 （イ）　消火器の設置及び取扱方法 （ウ）　住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ　寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職　　場	ア　予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 （ア）　災害発生時における応急措置要領の作成 （イ）　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 （ウ）　避難、誘導体制の確立 （エ）　終業後における火気点検の励行 （オ）　自衛消防隊の育成

２　地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

（1）　防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、自主防災組織と連携し、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識及び技術の普及を図る。

（2）　民間防火組織の育成

ア　婦人消防協力隊の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ　幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

ウ　女性防火委員の育成・支援

自主防災組織における防火思想、初期消火知識、救急救命知識の普及を図るため、女性防火委員の育成及び活動の支援に努める。

3　予防査察の強化

（1）　消防機関は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。

（2）　火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、一般査察のほか、随時、特別査察を行う。

4　防火対象物の防火体制の推進

消防機関は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

ア　防火管理者の選任

イ　消防計画の作成

ウ　消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

エ　消防用設備等の点検整備

オ　火気の使用又は取扱方法

カ　消防用設備等の設置

5　危険物等の保安確保指導

（1）　石油類

ア　消防機関は、危険物等による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。

イ　危険物施設の所有者、管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ　危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

（2）　化学薬品

消防機関は、事業所、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第３　消防力の充実強化

町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

１　総合的な消防計画の策定

消防活動に万全を期すため、次の事項を掲げた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域及び消防水利の不備等により火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物等の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要がある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏えい事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ防災関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

２　消防活動体制の整備強化

（１）　火災発生時における初動体制を確立するため、消防屯所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

［消防相互応援協定　資料編 2－16－1］

（２）　「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第１号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

３　消防力等の増強

（１）　消防団の育成強化

ア　消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防機関と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

［消防力一覧表　資料編 2－8－2］

イ　消防団の育成・強化策の推進

（ア）　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への入団、協力の環境づくりを進める。

（イ）　消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進、消防行事等への学校児童生徒の参加等を通じて、消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

（２）　施設・資機材の整備

ア　老朽化する消防屯所については整備計画により改修又は建替え等の整備を図る。

イ　防火水槽については、国の補助制度を活用して積極的に整備を行う。

ウ　消火栓については、町水道計画と併せて整備を図る。

エ　消防ポンプ車の更新については、整備計画により更新整備を図る。

オ　災害応急対策活動時に防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備を図る。

カ　資機材の整備については、整備計画を策定し計画的に増強を図る。

４　消防施設等の点検と水利の確保

消防団及び町は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防施設等の点検と水利の確保に努める。

（１）　消防施設等維持管理点検

毎月一回、消防屯所施設、消防ポンプ車及び各種物品の点検を行う。

（２）　水利の確保

水道施設、用水路、河川等の水利について現状を把握し、厳冬期、積雪時には凍結防止措置の実施、又は除雪作業を実施し、消防水利の確保に努める。

第 17 節　林野火災予防計画

第１　基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第２　現状

１　森林の現状

本町の現況森林面積は、49,481ha（国有林 32,130ha、民有林 17,351ha）であり、森林の占める割合は、町土の 81.2%に及ぶ。　［現況森林面積　資料編 2－17－1］

２　施設、機械の現状

林野火災予防活動に必要な施設、機械の整備現況は、資料編 2－8－3 のとおりである。

第３　林野火災防止対策の推進

１　盛岡地区山火事防止対策協議会との連携

町は、盛岡地区山火事防止対策推進協議会と連携し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

２　林野火災予防思想の普及、徹底

（１）　山火事防止運動月間（３月１日～５月 31 日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア　枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
イ　強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
ウ　たき火、たばこの完全消火
エ　車からのたばこの投げ捨て禁止
オ　火入れの許可遵守
カ　子供の火あそびの禁止　［雫石町火入条例　資料編 6－3］

（２）　ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア　登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
イ　テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ　広報車などによる巡回広報
エ　子供会行事等を通じた防火指導

３　予防及び初期消火体制の整備

背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備等その整備に努める。

４　組織の強化

（1）　地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

（2）　地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5　各関係機関別の実施事項

機　　関	実　　施　　事　　項
町	ア　林野火災防止に関する打ち合わせ会の開催 イ　県の広報活動に対する協力及び町広報活動と防火思想の周知徹底 ウ　林野火災予防組織の育成強化 エ　火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ　山火事防止巡視員による火災防止啓発 カ　火災警報等発令時の巡視強化 キ　初期消火資機材の整備 ク　火入れに関する条例の住民への周知徹底
消　防　機　関	ア　火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ　たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	ア　暴風警報、強風注意報、乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ　職員によるパトロールの実施 ウ　防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ　林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア　火入れの許可、指示事項の遵守 イ　暴風警報、強風注意報、乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ　林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ　一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ　林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ　作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 キ　作業小屋周辺の防火帯の設置 ク　火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア　火入れの許可、指示事項の遵守 イ　火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ　広報誌等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	ア　関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ　林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第 18 節　農業災害予防計画

第１　基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第２　予防対策

1　気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア　耐冷性品種の導入 イ　地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ　育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ　季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア　低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ　樹園地における燃料の燃焼、散水の準備の励行 ウ　野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア　水稲の品質向上のための乾燥施設の利用 イ　長雨、過湿により発生しやすい病害虫の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア　水源（ダム、水利施設）の確保 イ　常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ　畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア　防風林、防風垣の設置 イ　耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ　樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ　落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア　麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ　消雪の促進 ウ　牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ　樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ　牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ　施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病害虫防除所からの病害虫発生予察情報の早期伝達

2　突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

（1）　生鮮食品の輸送力の確保

（2）　病害虫の突発的な発生に備えた防除組織の育成など防除体制の整備

（3）　災害常襲地帯への安定技術の普及

（4）　被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導

（5）　家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第３　病虫害防除の計画

農作物に発生した病害虫を速やかに防除するため、必要に応じて関係機関と協議するとともに、関係機関、農家実行組合等の協力を得て防除の徹底を図る。

第 19 節　防災ボランティア育成計画

第１　基本方針

１　防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。

２　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。

３　防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第２　実施機関(責任者)

実　施　機　関	担　　当　　業　　務
町	ア　防災ボランティア活動の普及啓発 イ　防災ボランティアの受入体制の整備
町社会福祉協議会	ア　防災ボランティア活動の普及啓発 イ　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成 ウ　防災ボランティア活動の調整

〔町本部の担当〕

部	課	担　　当　　業　　務
企　画　部	総合政策課	自主防災組織等が行う活動内容の調整、協議
保健福祉部	福　祉　課	ア　防災ボランティア活動の普及啓発 イ　防災ボランティアの受入体制の整備 ウ　町社会福祉協議会等との連携及び指導
教　育　部	生涯文化スポーツ課	婦人会等が行う活動内容の調整、協議

第３　実施要領

１　防災ボランティア・リーダー等の養成

（１）　町は、日本赤十字社岩手県支部及び日本赤十字社岩手県支部雫石町分区、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

（２）　町社会福祉協議会は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

　この場合において、町社会福祉協議会は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

（３）　町は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

ア　地域事情に関すること

イ　要配慮者の状況
ウ　要配慮者に対する心構え
エ　避難所の状況
オ　行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

２　防災ボランティアの登録

（１）　町社会福祉協議会は、あらかじめ災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

（２）　防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

３　防災ボランティアの受入体制の整備

（１）　町は、日本赤十字社岩手県支部、日本赤十字岩手県支部雫石町分区、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

（２）　町は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

ア　防災ボランティアの受入担当課
イ　防災ボランティアに提供する情報
ウ　防災ボランティアに提供する装備、資機材
エ　防災ボランティアの宿泊する施設
オ　防災ボランティアの活動拠点
カ　防災ボランティアとの連絡調整の方法
キ　その他必要な事項

（３）　町は、町社会福祉協議会等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「ボランティア保険（災害時特約付）」への加入について配慮する。

４　関係団体等の協力

町本部長は、あらかじめ、婦人会や町内会、自主防災組織等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

第 20 節　事業継続対策計画

第１　基本方針

１　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。

２　町、県及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（ＢＣＰ）※の策定の促進に努める。

３　町及び商工会は、策定した事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及の促進に努める。

４　町は、策定した事業継続力強化支援計画に基づきあらかじめ商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第２　事業継続計画の策定

１　企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

２　町、県及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に資する情報提供等を進める。

３　町は、災害時に重要業務を継続するため、行政情報データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

４　町が策定する業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

ア　災害時において優先して実施すべき業務

イ　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ウ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

エ　電気・水・食料等の確保に関する事項

オ　通信手段の確保に関する事項

カ　行政データのバックアップに関する事項

※　事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

〔企業の事業復旧に対するＢＣＰ導入効果のイメージ〕

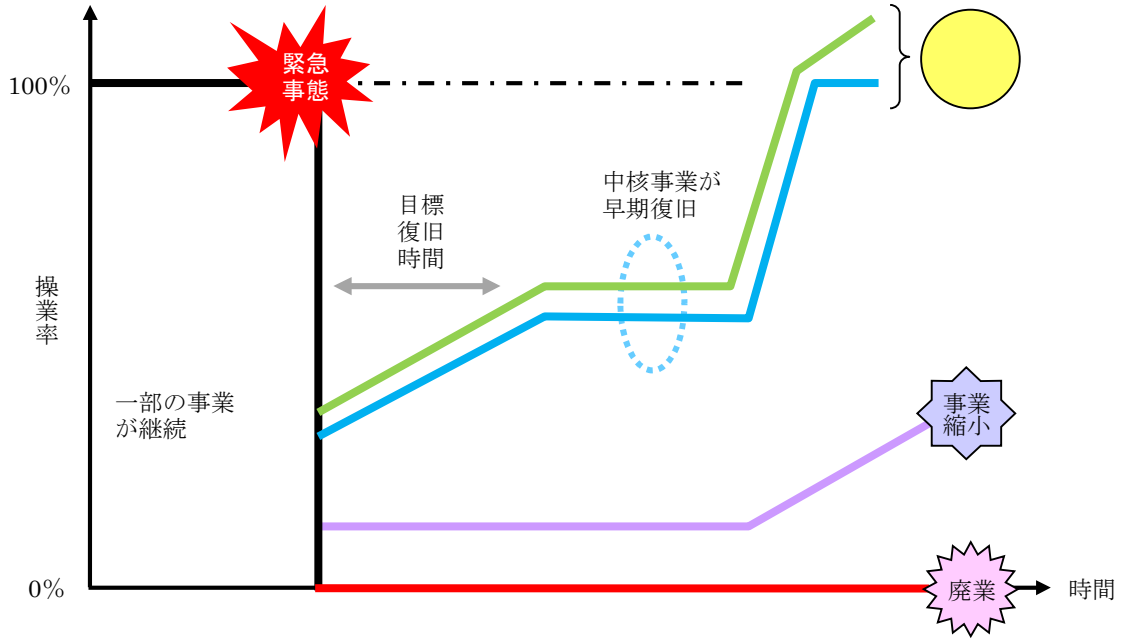

第３　企業等の防災活動の推進

１　企業等は、県及び町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

２　町及び県は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

（１）　企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係わる取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。

（２）　地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

３　企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第３章　災害応急対策計画

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制計画

第１　基本方針

1　町は、町の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに、災害応急対策を実施する。

2　町その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。

3　職員の動員計画においては、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

4　町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとし、特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。

5　町は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備態勢を構築する。

6　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

7　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

8　町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

9　町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置など、必要な調整を行う。

10　町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第２　町の活動体制

町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、雫石町災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は雫石町災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1　災害警戒本部

災害警戒本部は、次の設置基準に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

（1）　設置基準

区　　分	設　　置　　基　　準	配備職員の範囲
災害警戒体　　制	ア　気象警報又は洪水警報が発表された場合 イ　町内で震度４を観測する地震が発生した場合 ウ　大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等速報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)」に定める火災等速報の基準を超えた災害をいう。）が発生した場合で副町長が必要と認めたとき エ　岩手山に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル３が発表された場合または噴火警戒レベルが１のまま突発的に噴火した場合 オ　その他副町長が特に必要と認めた場合	防災課、総務課、農林課、地域整備課、上下水道課、所管する施設等がある課
準警戒配備体制	ア　大雨、暴風、暴風雪、大雪及び、洪水の各気象警報が発表され、避難が必要と認める居住者等に警戒レベル３（高齢者等避難）を発令する可能性がある場合 イ　秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル３が発表され、国見地域及び登山道からの避難が必要な場合。	防災課、総務課、農林課、地域整備課、上下水道課、所管する施設等がある課及び避難所開設担当課

（2）　組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

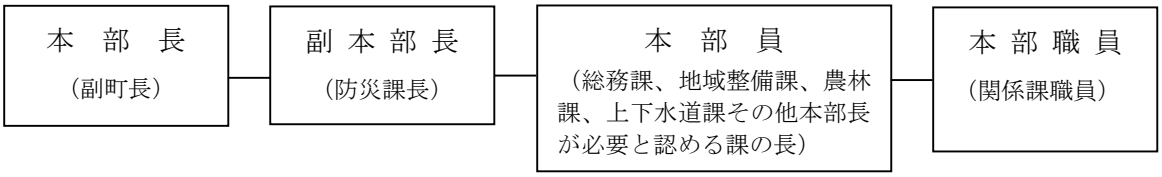

（3）　分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

ア　気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達

イ　気象情報及び河川の水位情報の収集及び関係機関への伝達

ウ　気象等に関する状況及び被害発生状況の把握

エ　応急措置の実施

オ　その他の情報の把握

（4）　関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施するとともに、本部長が特に必要と認めた場合は、災害対策本部の分掌事務に準じた対応を行う。

課	担当内容
防災課	ア　警戒本部業務全般 イ　災害情報等及び地震・気象情報の収集・伝達 ウ　消防防災施設等の被害情報の収集 エ　人的被害及び住家被害情報の収集 オ　避難情報の発令（高齢者等避難）、避難誘導及び避難確認に関すること。
総務課	ア　庁舎等の被害情報の収集 イ　報道機関対応への情報収集・整理 ウ　報道機関への情報公開 エ　住民からの問い合わせの対応・情報整理・伝達 オ　警戒情報の広報・発信に関すること
総合政策課	ア　警戒情報の広報・発信に関すること イ　七ツ森地域交流センターの被害情報の収集 ウ　避難所の設置、運営の統制に関すること エ　旧大村小学校、旧橋場小学校の被害情報の収集 オ　施設利用者等の被害情報の収集 カ　指定避難所の施設の管理に関すること
地域整備課	ア　道路、河川、住宅等の被害情報の収集 イ　交通規制情報、河川水位情報、雨量情報等の収集 ウ　町道被害等の応急措置
農林課	ア　農林畜産業の被害情報の収集 イ　防災ダム施設の被害情報の収集 ウ　農林業施設等の被害情報の収集
上下水道課	上水道、下水道施設の被害情報収集及び応急措置
福祉課	ア　社会福祉施設等の被害情報の収集 イ　施設利用者等の被害情報の収集 ウ　指定避難所の施設の管理に関すること。
健康推進課	ア　健康センター、保育所等の被害情報の収集 イ　施設利用者、入所児童等の被害情報の収集
こども課	ア　保育所等の被害情報の収集 イ　入所児童等の被害情報の収集 ウ　指定避難所の施設の管理に関すること
雫石診療所	ア　診療施設の被害情報の収集 イ　施設利用者等の被害情報の収集
町民課	ア　衛生処理施設、火葬場、墓地公園等の被害情報の収集 イ　従事者、施設利用者等の被害情報の収集

観　光　商　工　課	ア　観光施設、商業施設等の被害情報の収集 イ　地域交流拠点施設の被害情報の収集 ウ　施設利用者、従業員等の被害情報の収集 エ　指定避難所の施設の管理に関すること。
学　校　教　育　課	ア　学校施設等の被害状況の収集 イ　児童、生徒、教職員等の被害状況の収集 ウ　指定避難所の施設の管理に関すること。
生涯文化スポーツ課	ア　社会教育施設、社会体育施設等の被害情報の収集 イ　施設利用者の被害情報の収集 ウ　指定避難所の施設の管理に関すること。
その他本部長が必要と認める課	本部長が指示する事項

（5）　廃止基準等

ア　災害警戒本部は、気象予報・警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

イ　本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2　災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

なお、災害対策本部の設置場所は雫石町役場庁舎３階 305 号委員会室もしくは３階大会議室とし、雫石町役場庁舎が重大な被害を受けた場合又は受ける恐れのある場合は、雫石町営体育館に設置する。　**［雫石町災害対策本部条例　資料編 6－2］**

（1）　設置基準

区　　分	設　　置　　基　　準	配備職員の範囲
警　戒　配　備	ア　大雨、暴風、暴風雪、大雪及び、洪水の各気象警報、及び土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当）が発表され、相当規模の災害が発生する可能性が高く、避難が必要と認める居住者等に警戒レベル４（避難指示）を発令する可能性がある場合で、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生した場合等に、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ　町内で震度５弱を観測する地震が発生した場合 エ　岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル４が発表された場合 オ　その他本部長が特に必要と認めた場合	主任相当職以上の職員

非　常　配　備	ア　大雨、暴風、暴風雪、大雪及び、洪水の各気象警報、及び土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当）が発表され、相当規模の災害が発生する可能性が極めて高い又は発生し、避難が必要と認める居住者等に警戒レベル４（避難指示）を発令する可能性がある場合で、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生した場合等に、本部長が非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき ウ　町内で震度５強以上を観測する地震が発生した場合 エ　岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）又は噴火警報のうち噴火警戒レベル５が発表された場合 オ　その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員

（２）　組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

雫石町災害対策本部の組織

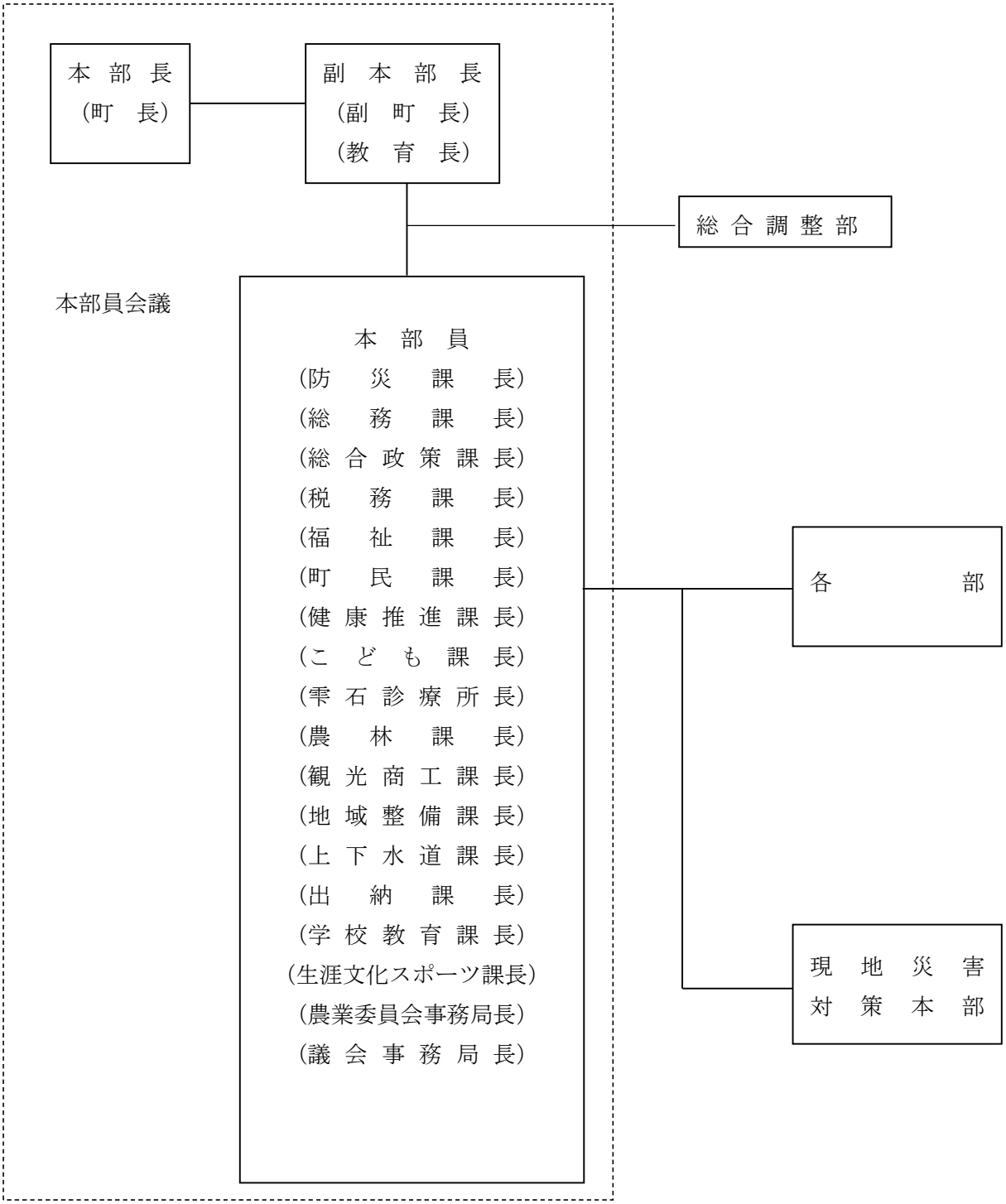

※部長は、防災課長、総務課長、総合政策課長、福祉課長、農林課長、地域整備課長、学校教育課長とし、その他の課長は副部長とする。

災害対策本部長（町長）

災害対策副本部長（副町長）（教育長）

災害対策本部

（防災課長）
総務課長
総合政策課長
税務課長
福祉課長
町民課長
健康推進課長
こども課長
診療所事務長
農林課長
観光商工課長
地域整備課長
上下水道課長
出納課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯文化スポーツ課長
農業委員会事務局長
議会事務局長

部名	部長	副部長	部員
総合調整部	防災課長		防災課員
総務部	総務課長	総務部担当課長	総務課員 議会事務局員 監査委員事務局員 税務課員 出納課員
企画部	総合政策課長	企画部担当課長	総合政策課員
保健福祉部	福祉課長	保健福祉部担当課長	福祉課員 町民課員 健康推進課員 こども課員 雫石診療所員
産業振興部	農林課長	産業振興部担当課長	農林課員 観光商工課員 農業委員会事務局員 御所防災ダム所員
地域整備部	地域整備課長	地域整備部担当課長	地域整備課員 上下水道課員
教育部	学校教育課長	教育部担当課長	学校教育課員 生涯文化スポーツ課員

（3）　分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次のとおりである。

部	課	所掌事務
総合調整部	防災課	ア　防災会議に関すること イ　防災関係機関との連絡調整に関すること ウ　関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関すること エ　各部の行う災害対策の総合調整に関すること オ　災害情報の収集及び伝達に関すること カ　被害状況の確認及び報告に関すること キ　人的被害及び住家等被害の県への報告に関すること ク　消防活動に関すること ケ　水防活動に関すること コ　気象、地象及び洪水等の予報・警報及び情報に関すること サ　防災ヘリコプターに関すること シ　自衛隊の災害派遣要請並びに災害派遣部隊との連絡調整に関すること ス　防災行政無線局の管理及び運用に関すること セ　危険物の保安に関すること ソ　交通安全対策に関すること タ　避難指示、避難誘導及び避難確認に関すること チ　被災者の救出及び行方不明者、遺体の捜索に関すること ツ　本部の庶務に関すること テ　その外他部に属さないこと
総務部	総務課	ア　災害情報の整理・共有に関すること イ　職員の動員及び職員の派遣に関すること ウ　町有財産の被害調査及び応急対策に関すること エ　町所有及び借上げ車両の配車に関すること オ　報道機関との連絡に関すること
	議会事務局	ア　町議会との連絡に関すること イ　町議会議員の安否確認に関すること ウ　雫石町議会災害対策支援隊本部に関すること
	税務課	ア　被災納税者の被害の調査に関すること イ　町税の減免に関すること ウ　その他の税金の対象等に関すること エ　住家等の罹災証明に関すること
	出納課	ア　災害対策等の会計に関すること イ　災害見舞金の出納保管に関すること

企　画　部	総合政策課	ア　災害情報の整理・共有に関すること イ　避難所の設置及び運営の統制に関すること ウ　県及び国等に対する要望等の資料作成に関すること エ　災害復旧長期計画の総合調整に関すること オ　災害広報・情報発信に関すること カ　災害現場の撮影収集記録等に関すること キ　七ツ森地域交流センターの被害調査及び応急対策に関すること ク　応急対策予算の調整に関すること ケ　旧大村小学校、旧橋場小学校の被害調査及び応急対策に関すること コ　指定避難施設の管理に関すること サ　自主防災組織との連絡調整に関すること
保健福祉部	福　祉　課	ア　災害救助法の適用に関する手続き事務全般に関すること イ　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ　衣料、寝具その他生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、供給及びあっせんに関すること エ　義援物資及び義援金に関すること オ　被災者に対する厚生援護対策に関すること カ　食料品取扱機関との連絡に関すること キ　ボランティア、町社会福祉協議会、福祉避難所との連絡調整に関すること ク　要支援者の安否確認に関すること ケ　被災者の生活相談及び支援、苦情の受付に関すること コ　指定避難施設の管理に関すること サ　避難所における健康相談に関すること
	町　民　課	ア　避難所における安否情報の調査確認に関すること イ　被災者の避難情報に関すること ウ　災害情報の整理・共有に関すること エ　清掃衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること オ　衛生資材の確保及び配分に関すること カ　廃棄物の処理及び清掃に関すること キ　愛玩動物の救護対策に関すること ク　環境衛生に関すること ケ　公害の防止対策に関すること コ　遺体の埋葬の受付及び許可に関すること

	健康推進課	ア　被災地の感染症予防に関すること イ　医療施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ　応急医療の総合調整に関すること エ　医薬品の確保及び配分に関すること オ　患者の搬送に関すること カ　環境衛生、食品衛生等の保持に関すること キ　保健指導に関すること ク　災害時における応急医療及び助産に関すること ケ　医療の応援要請及び動員に関すること コ　救護所の設置に関すること サ　避難所における健康相談に関すること シ　被災者に対する厚生援護対策に関すること ス　要支援者の安否確認に関すること セ　被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること
	こども課	ア　保育所及び児童館の被害調査及び応急対策に関すること イ　児童福祉施設の児童の避難安全に関すること ウ　指定避難施設の管理に関すること
	雫石診療所	ア　町立雫石診療所の医療対策に関すること
産業振興部	農林課	ア　農作物、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること イ　家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ　農作物の種苗等の確保及びあっせんに関すること エ　農畜水産副食物及び薪炭のあっせんに関すること エ　被災農家の営農指導に関すること オ　農業気象に関すること カ　農業災害補償及び災害融資に関すること キ　農作物の病害虫防除に関すること ク　家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること ケ　家畜飼料の調達に関すること コ　林産物及び林業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること サ　森林の被害調査及び応急対策に関すること シ　林業の災害融資に関すること ス　災害用木材の払い下げに関すること セ　森林火災の予防に関すること ソ　治山事業等の調査対策に関すること タ　農林関係の金融対策に関すること チ　防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること ツ　食料品の確保及び供給に関すること テ　農林畜産物の罹災証明に関すること

	農業委員会事務局	ア　食料品の確保及び供給の支援に関すること イ　農林関係被害調査の支援に関すること
	観光商工課	ア　商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること イ　観光業関係の被害調査及び応急対策に関すること ウ　地域交流拠点施設の被害調査及び応急対策に関すること エ　電力及び電気通信関係の被害の取りまとめに関すること オ　商工業者に対する融資に関すること カ　物資の緊急輸送に関すること キ　被災者等の受入れに係る宿泊施設との連絡調整に関すること ク　観光に係る風評被害対策に関すること ケ　被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関すること コ　商品等の罹災証明に関すること サ　観光客等の応急対策に関すること シ　供給用燃料の確保及び供給に関すること ス　指定避難施設の管理に関すること。
地域整備部	地域整備課	ア　道路、河川、橋りょう、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること イ　地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること ウ　建設物の被害調査及び応急対策に関すること エ　災害対策基本法に基づく、建設機械の緊急使用と確保に関すること オ　応急復旧用建設資機材の確保に関すること カ　交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること キ　公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること ク　公営住宅への入居のあっせんに関すること ケ　災害関係応急仮設住宅の建設及び修理に関すること コ　住宅関係の金融対策に関すること サ　都市施設等の被害調査及び応急対策に関すること シ　雪害及び除雪計画に関すること ス　輸送計画の作成並びに輸送に関すること セ　輸送用燃料の確保に関すること ソ　障害物の除去に関すること タ　一般労務者及び技術者の確保に関すること チ　雨量及び河川の水位等の情報収集に関すること

	上下水道課	ア　水道施設の被害調査及び応急対策に関すること イ　公共下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ　農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること エ　飲料水等の供給確保に関すること オ　被災世帯への応急給水に関すること カ　給水応援要請に関すること キ　消火栓の機能確保に関すること
教育部	学校教育課	ア　町立小中学校の設備の被害調査及び応急対策に関すること イ　町立小中学校の教職員及び児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること ウ　被災児童及び生徒の避難安全に関すること エ　被災児童及び生徒の応急教育に関すること オ　学用品等の調達、あっせんに関すること カ　災害時の学校給食に関すること キ　指定避難施設の管理に関すること ク　被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関すること ケ　学校教職員の非常招集及び配置に関すること
	生涯文化スポーツ課	ア　文化財及び社会教育施設、社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること イ　指定避難施設の管理に関すること ウ　災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡調整に関すること

（4）　本部員会議

ア　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。

なお、必要に応じて外部の関係機関の者を出席させることがある。

イ　本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

ウ　本部員は、会議の開催が必要と認めるときは、総合調整部長を通じて本部長に対し、その旨を申し出るものとする。

エ　本部長又は副本部長の指示により、部長会議を開催し、必要な対策について協議することができる。

（5）　各　部

ア　各部は、災害活動組織としての本部員会議の決定方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。

イ　本部には、本部長の命令の伝達、各部門の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長

が当該部内の職員の内から指名する本部連絡員を置く。

ウ　災害応急対策や調査の実施にあたり、各部において私用車によることが必要となった場合には、私用車の公務上使用禁止に伴う取扱いについて（平成 10 年総務課長通知）の第２私用車の公務上使用禁止の例外及びその取扱いにより、私用車の公務上の使用手続きをするものとする。

（６）　現地災害対策本部

ア　現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において災害応急対策を実施するため、町本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあって災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督及び災害対策本部等との連絡調整を行う。

イ　現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員から指名する。

（７）　総合調整所の設置

本部長は災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、総合調整所を設置し防災関係機関相互の連絡調整及び応急措置を行う。

（８）　廃止基準等

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア　本部長が、町内に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき

イ　本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

ウ　町本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、県本部長に対し速やかに報告するものとする。

（９）　活動マニュアルの作成

各部は、所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区　　分		活　動　項　目
災害発生前	ア　事前の情報収集、連絡調整	（ア）　気象状況の把握及び分析 （イ）　気象、地象及び洪水に関する予報・警報及び情報 （ウ）　盛岡地方気象台、盛岡広域振興局、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	イ　災害対策用資機材の点検整備	（ア）　災害対策用物資及び機材の点検整備 （イ）　医療品及び医療資機材の点検整備 （ウ）　防疫薬剤及び防疫用資材の点検整備
	ウ　公安警備対策	避難指示及び避難誘導の準備
	エ　活動体制の整備	（ア）　本部員となる課長等による対策会議の設置 （イ）　応急医療の活動開始準備

	オ　活動体制の徹底	（ア）　本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 （イ）　県地方支部及び防災関係機関に対する本部設置の通知 （ウ）　災害応急対策用車両等の確保 （エ）　各部の配備状況の把握 （オ）　被害速報の収集報告の指令（人的及び家屋被害情報の優先）
災害発生後	ア　情報連絡活動	（ア）　被害状況の迅速、的確な把握 （イ）　被害速報の集計及び報告 （ウ）　災害情報の整理 （エ）　災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 （オ）　気象、地象及び洪水に関する予報・警報及び情報 （カ）　警察機関との災害情報の照会
	イ　本部員会議の開催	（ア）　災害の規模及び動向の把握 （イ）　災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 （ウ）　自衛隊災害派遣要請に関すること （エ）　災害救助法の適用に関すること （オ）　災害応急対策の調整 （カ）　配備体制の変更 （キ）　現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 （ク）　本部長指令の通知
	ウ　災害広報	（ア）　災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 （イ）　災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
	エ　公安警備対策	（ア）　避難指示及び避難誘導 （イ）　被災者の救出救護 （ウ）　交通規制の実施
	オ　避難対策	（ア）　高齢者等避難、避難指示等の放送要請 （イ）　避難状況の把握 （ウ）　避難所の設置、運営
	カ　自衛隊災害派遣要請	（ア）　孤立地帯の偵察及び救援 （イ）　被災者の捜索、救助 （ウ）　給食給水活動
	キ　県及び他市町村に対する応援要請	（ア）　被災者の捜索、救助要請 （イ）　食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 （ウ）　災害応急対策活動要員の派遣要請
	ク　ボランティア活動対策	（ア）　ボランティア活動のニーズの把握 （イ）　ボランティアの受付、登録 （ウ）　ボランティア活動の調整 （エ）　ボランティアの受入れ体制の整備
	ケ　災害救助法適用対策	（ア）　被害状況の把握 （イ）　災害救助法に基づく救助の実施

	コ　現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	（ア）　編成指示 （イ）　編成 （ウ）　派遣
	サ　機動力及び輸送力の確保	（ア）　災害応急対策用車両等の確保 （イ）　道路、橋りょう等の被害状況の把握 （ウ）　道路上の障害物の除去 （エ）　道路交通の確保 （オ）　航空輸送の確保
災害発生後	シ　医療、保健対策	（ア）　応急医療、保健活動の実施 （イ）　医療品、医療用資機材の調達あっせん
	ス　食糧等の応急対策	（ア）　災害用応急米穀の調達あっせん （イ）　副食物等の調達あっせん
	セ　生活必需品応急対策	被服、寝具その他生活必需品の調達あっせん
	ソ　給水対策	（ア）　水源の確保及び給水の実施 （イ）　応急給水用資機材の確保
	タ　防疫対策	（ア）　防疫活動の実施 （イ）　食品衛生活動の実施 （ウ）　防疫用資機材の調達あっせん
	チ　文教対策	（ア）　応急教育の実施 （イ）　町立学校等施設の応急対策の実施
	ツ　農林水産応急対策	（ア）　農林水産被害の把握 （イ）　病害虫防除の実施 （ウ）　家畜防疫の実施 （エ）　技術指導の実施 （オ）　動物用医薬品、医療用資機材の調達あっせん
	テ　土木応急対策	（ア）　土木関係被害の把握 （イ）　道路交通応急対策の実施 （ウ）　下水道応急対策の実施 （エ）　直営工事応急対策の実施 （オ）　浸水対策の実施 （カ）　地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
	ト　県及び国等への陳情要望対策	県及び国等への要望書及び陳情書の提出
	ナ　被災者見舞対策	（ア）　被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 （イ）　被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	ニ　被災者に対する生活確保対策	（ア）　物価の値上がり防止対策 （イ）　被災者の住宅対策 （ウ）　世帯更生資金対策 （エ）　農林水産復旧対策 （オ）　租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 （カ）　商工業復旧対策 （キ）　土木公共施設関係復旧対策 （ク）　見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

第３　職員の動員配備体制

１　配備体制

災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備課公所・職員
災害警戒本部	災害警戒体制	防災課、総務課、地域整備課、農林課、上下水道課、その他本部長が必要と認める課
	準警戒配備体制	防災課、総務課、地域整備課、農林課、上下水道課、避難所開設担当課、その他本部長が必要と認める課
災害対策本部	警戒配備	主任相当職以上の職員
	非常配備	全職員

※詳細は、各年度の４月１日に災害発生時の職員配備基準により通知する。

２　動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

（１）　災害警戒本部

（２）　災害対策本部

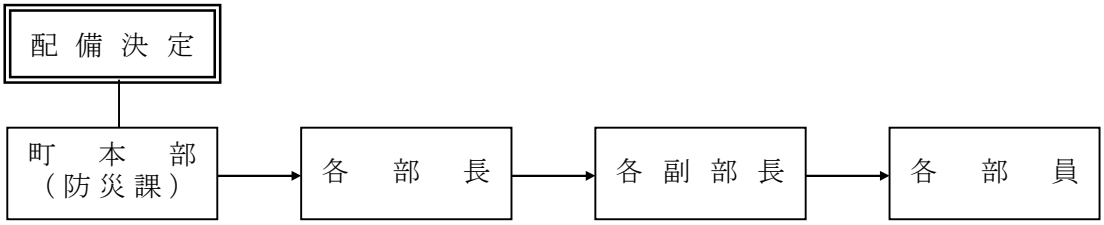

３　動員の方法

（１）　配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区　　分	伝　　達　　方　　法
勤　務　時　間　内	防災行政無線、庁内放送、スマートフォンアプリまたは登録制メール、電話等
勤　務　時　間　外	防災行政無線、スマートフォンアプリまたは登録制メール、電話等

（２）　各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ次の事項を定めておく。

ア　配備指令の系統及び順位

イ　職員ごとの参集方法及び所要時間

ウ　所属公所に参集できない場合の参集先

エ　その他必要な事項

[本部職員動員可能者数　　資料編３－１－1]

[執務時間外配備指令通報順位表　資料編３－１－2]

４　自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

５　所属公所に参集できない場合の対応

（１）　職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公所に参集できないときは、在勤公所の長に連絡の上、原則として、最寄りの公共施設等に参集する。

（２）　参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

（３）　到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

（４）　参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

６　応援職員の動員

（１）　各部長は、部内各課の対策要員に不足が生じた場合は、部内の他課の職員を応援させる。

（２）　各部長は、部内の職員を総動員してもなお不足する場合は、総務部長に対策要員の増員の要請を行う。

（３）　総務部長は、速やかに不足する部毎の人員を増員するよう調整する。

（４）　町は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第４　防災関係機関の活動体制

1　防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び町防災計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
2　防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
3　災害応急対策の実施に当たっては、県、町との連携を図る。
4　防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
5　防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努める。

第５　自主防災組織等との連携

災害応急対策は迅速かつ的確に実施するものであるが、災害の状況によっては、その対応に不足が生じる可能性も否めないことから、自分たちの地域は地域で守るという「結いの精神」により平成18年度から町内各地域で自主防災組織が組織化されてきている。

風水害や地震等による災害が発生した場合は、自主防災組織等との密接な連携を図り、適切な災害応急対策を実施する。

第１節の２　広域防災拠点活動計画

第１　基本方針

１　広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

２　県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。

３　町及び広域防災拠点の管理者等は、県が必要に応じて広域防災拠点を開設する際に、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設及び運営等の協力を行う。

第２　広域防災拠点の開設等

１　開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内で震度６弱以上を観測する地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（３号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル４以上）され、県災害対策本部前職員配備（３号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

２　広域防災拠点の開設

（１）　広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生し、県より広域防災拠点の開設についての連絡を受けた場合は、町は、開設に向けた必要な調整を行う。

（２）　広域防災拠点を開設した場合には、町は必要に応じて職員を派遣する。

３　広域防災拠点の運営

開設された広域防災拠点を運営するため、町は、県をはじめ防災関係機関等と連携を図るとともに、広域防災拠点の運営に必要な協力体制を確保する。

４　廃止基準

町は、県より広域防災拠点を廃止する旨の連絡を受けた場合は、廃止に向けた必要な調整を行う。

第３　広域防災拠点

県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点として指定された当町の施設及び機能は次のとおり。

（１）施設名

零石町総合運動公園

（２）主な機能

ヘリコプター基地・展開機能

第２節　気象予報・警報等の伝達計画

第１　基本方針

１　気象、地象及び洪水に関する予報・警報及び情報（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に係る伝達を迅速かつ確実に実施する。

２　通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	活　動　の　内　容
町　本　部　長	１　気象予報・警報等の周知 ２　火災警報の発表

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
総合調整部	防　災　課	気象予報・警報等の伝達
産業振興部	農　林　課	防災ダム警報の伝達

第３　実施要領

１　気象予報・警報等の種類及び伝達

（１）　気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

（気象業務法に基づくもの）

ア　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ　情報の種類

種　類		内　　容
気象に関する情報	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。 **［雫石町内の雨量観測所一覧表　資料編 3－2－1］**
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報 ※１	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

	早期注意情報 （警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

※１　土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ　注意報の種類

種類		発表基準 ※２
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。

種　　類		発　表　基　準　※2
注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。

［気象警報発表基準等　資料編３－２－３］

注）※１　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ　警報の種類

種　　類		発　表　基　準　※2
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

［気象警報発表基準等　資料編3－2－3］

注）※１　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）の種類

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

カ　特別警報の種類と発表基準

種　類		発　表　基　準　※２
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 ○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

※１　発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

キ　地震動の警報及び地震情報の種類

（ア）　緊急地震速報（警報）

a　最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

b　震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

c　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源に近い場所では強い揺れが到達する前に、警報が発表されない（間に合わない）ことがあることに注意する。

（イ）　地震情報の種類と内容

町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報 **［気象庁震度階級表等　資料編3－2－2］**
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合。	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で１回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（ウ）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

種　　類	発表基準	内　　容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度４以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

ク　火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種　　類	内　　容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。

噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表。 　以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表。 　また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に（臨時）を明記して発表。
降灰予報	○降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。 ・18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表。 ・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※１　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ○降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。 ・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。

火山現象に関する情報等	○火山活動解説資料 　写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月又は必要に応じて臨時に発表。 ○月間火山概況 　前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 ○噴火に関する火山観測報 　噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

（ア）噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名　称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
		レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される場合
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合
噴火予報	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合

注）※１　噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する。

※２　噴火警戒レベルの詳細は火山ごとに作成。岩手山及び秋田駒ヶ岳に係わる噴火警戒レベルの詳細は【火山災害対策計画　第４章・第２節・第３・２・（４）、（５）】参照

ケ　その他

（消防法に基づくもの）

種　　類	通　報　基　準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ　最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速７ｍ／ｓ以上が２時間以上継続すると予想される場合 ロ　最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 ハ　平均風速が11ｍ／ｓ以上と予想される場合 （降雨、降雪中は通報しないこともある。）
火　災　警　報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

（水防法に基づくもの）

種　　類	内　　容
国管理河川水防警　　報	洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの

（水防法及び気象業務法に基づくもの）

（ア）　一般河川等の水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報

種　　類	内　　容
水防活動用気象注意報	大雨注意報をもって代える。
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報をもって代える。
水防活動用洪水警報	洪水警報をもって代える。

（イ）　指定河川洪水予報

	表題（種類）	概　　要
雫石川洪水予報	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
	氾濫警戒情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。

	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

（２）　伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種　　類	発表機関	伝　達　系　統
気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図（別図１－１）のとおり。
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図は（別図１－２）のとおり。
地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図（別図２）のとおり。
北上川上流及び雫石川洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流及び雫石川洪水予報伝達系統図（別図３）のとおり。
北上川上流水防警報（情報・警報）	岩手河川国道事務所	国土交通省が行う水防警報伝達系統図（別図４）のとおり。
火山に関する予報・警報・情報	仙台管区気象台	火山情報・予報・警報伝達系統図（別図５）のとおり。
火災警報	消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図（別図６）のとおり。

（３）　伝達機関等の責務

ア　気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ　気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における

体制は別図６のとおりとする。

ウ　気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

（４）　町の措置

ア　町長は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

イ　町長は、気象や火山、地震等の特別警報を受領又は自ら知った場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ　町長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

エ　気象予報・警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、盛岡地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

オ　町長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

カ　火災警報及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

（ア）　同報系防災行政無線

（イ）　電話

（ウ）　広報車

（エ）　サイレン及び警鐘

（オ）　自主防災組織等の広報活動

キ　防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

（５）　防災関係機関の措置

ア　東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)

警報又は特別警報を受理した場合は、一般通信に優先して電話回線により、町に伝達する。

イ　放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕等により放送する。

ウ　その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

２　異常現象発生時の通報

（１）　異常現象発見者の通報義務

ア　災害が発生するおそれがある異常な現象及び災害の発生により被害のある現象を発見した者は、速やかに最寄りの防災関係機関等に通報する。

イ　異常現象の通報を受けた防災関係機関等は、町長に通報する。

（２）　町長の通報先

通報を受けた町長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	岩手河川国道事務所、盛岡広域振興局土木部、県復興防災部防災課	県又は国の管理に属する河川に係わるもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、県復興防災部防災課	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県復興防災部防災課	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

（異常現象の通報、伝達経路）

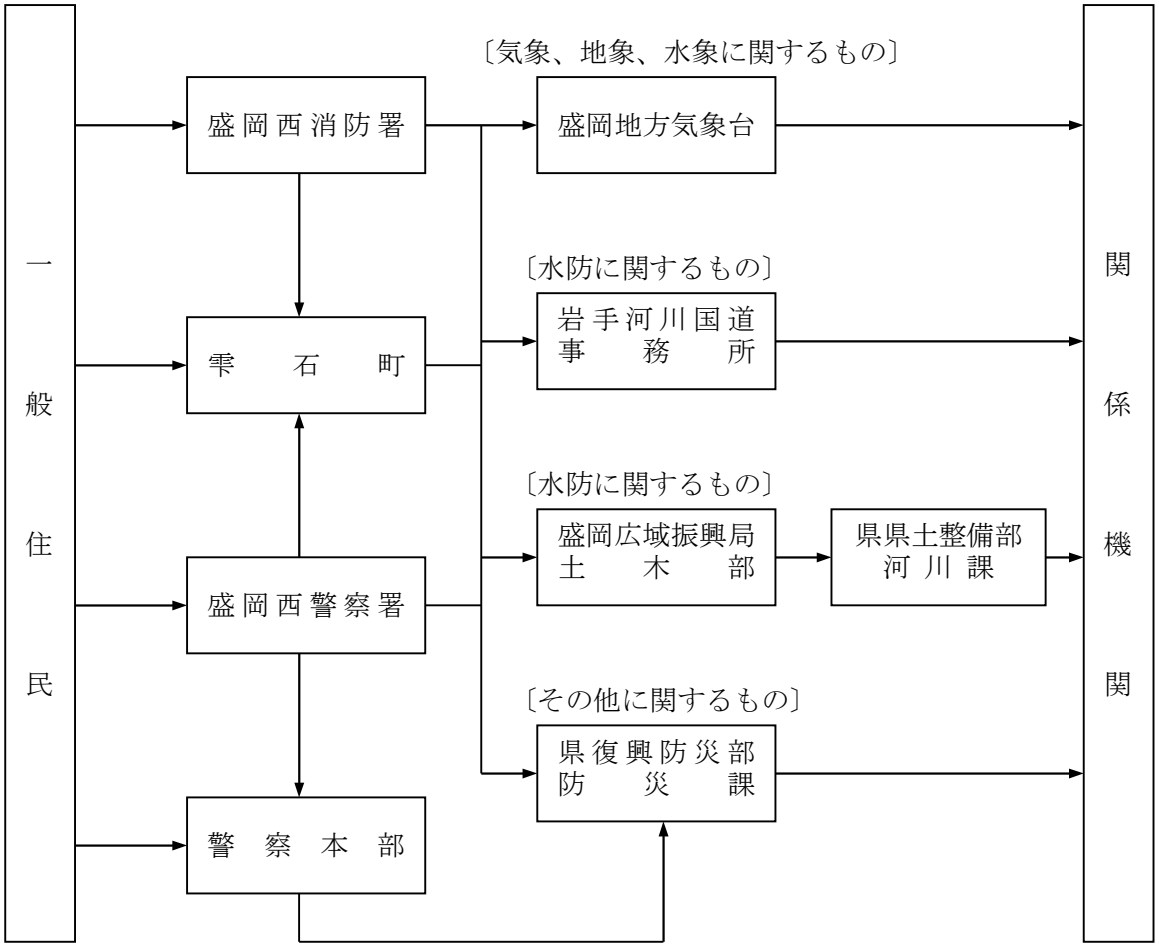

（３）　異常現象の種類

通報を要する気象、地象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区　　分		異　常　現　象　内　容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	ア　噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等 イ　噴火以外の火山性異常現象 （ア）　火山地域での地震の群発 （イ）　火山地域での鳴動の発生 （ウ）　火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） （エ）　噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、湿度、昇華物の異常変化） （オ）　火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） （カ）　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 （キ）　火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂災害関係	ア　渓流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り イ　がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面はらみだし、地鳴り
その他に関する事項		通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図１－１　気象警報等伝達系統図

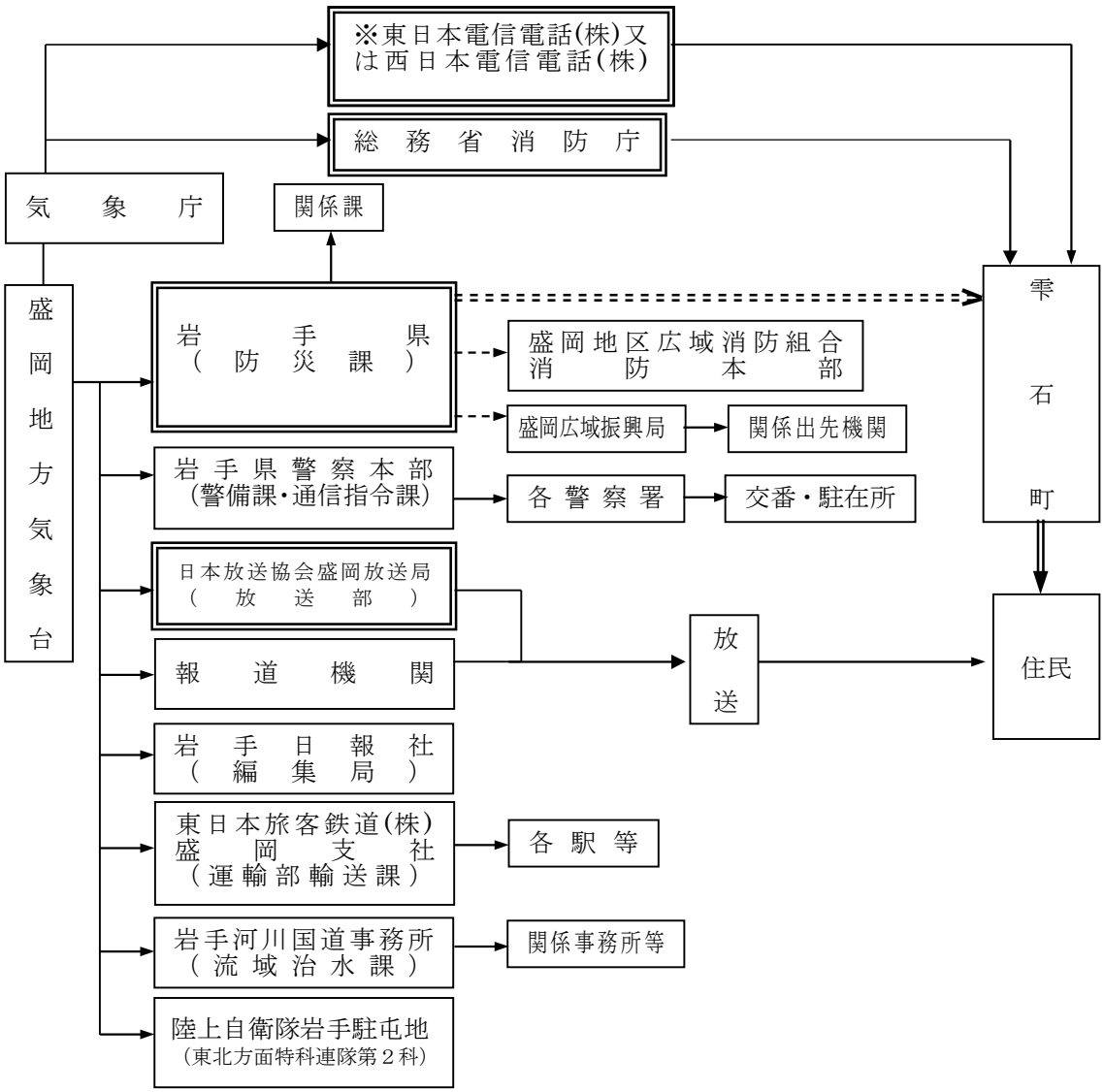

（注）　1　※は、警報発表及び解除のみ。
2　気象予報としての注意報については、内容により発表機関及び伝達機関においてこの系統図に示す通報機関のうち必要と認める機関にのみ通報する。
3　通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先するものとする。
4 ----- 線及び= = = = 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
5　二重枠で囲まれている機関は、気象業務施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達
6 ═══ 線及び= = = = 線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

別図１－２　土砂災害警戒情報伝達系統図

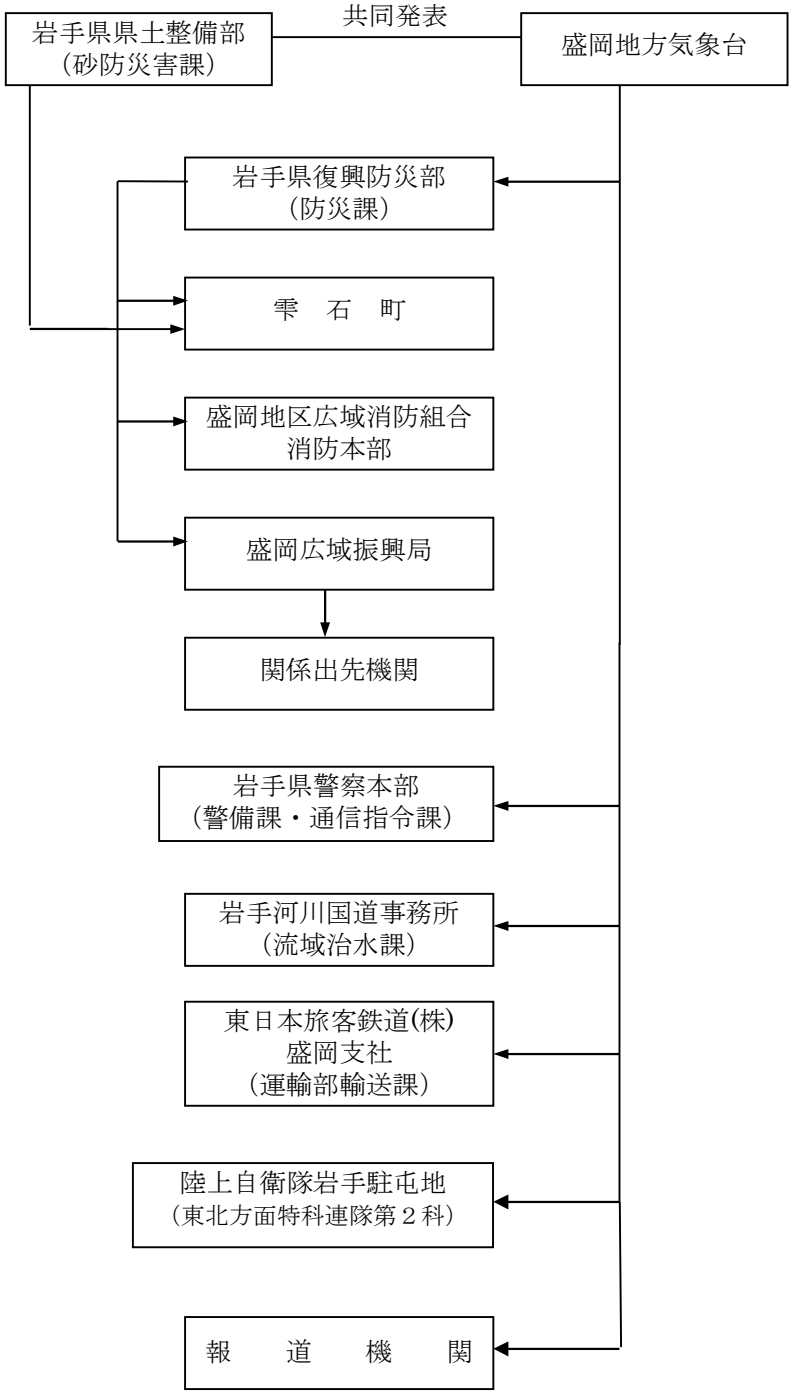

別図２　地震及び津波に関する情報伝達系統図

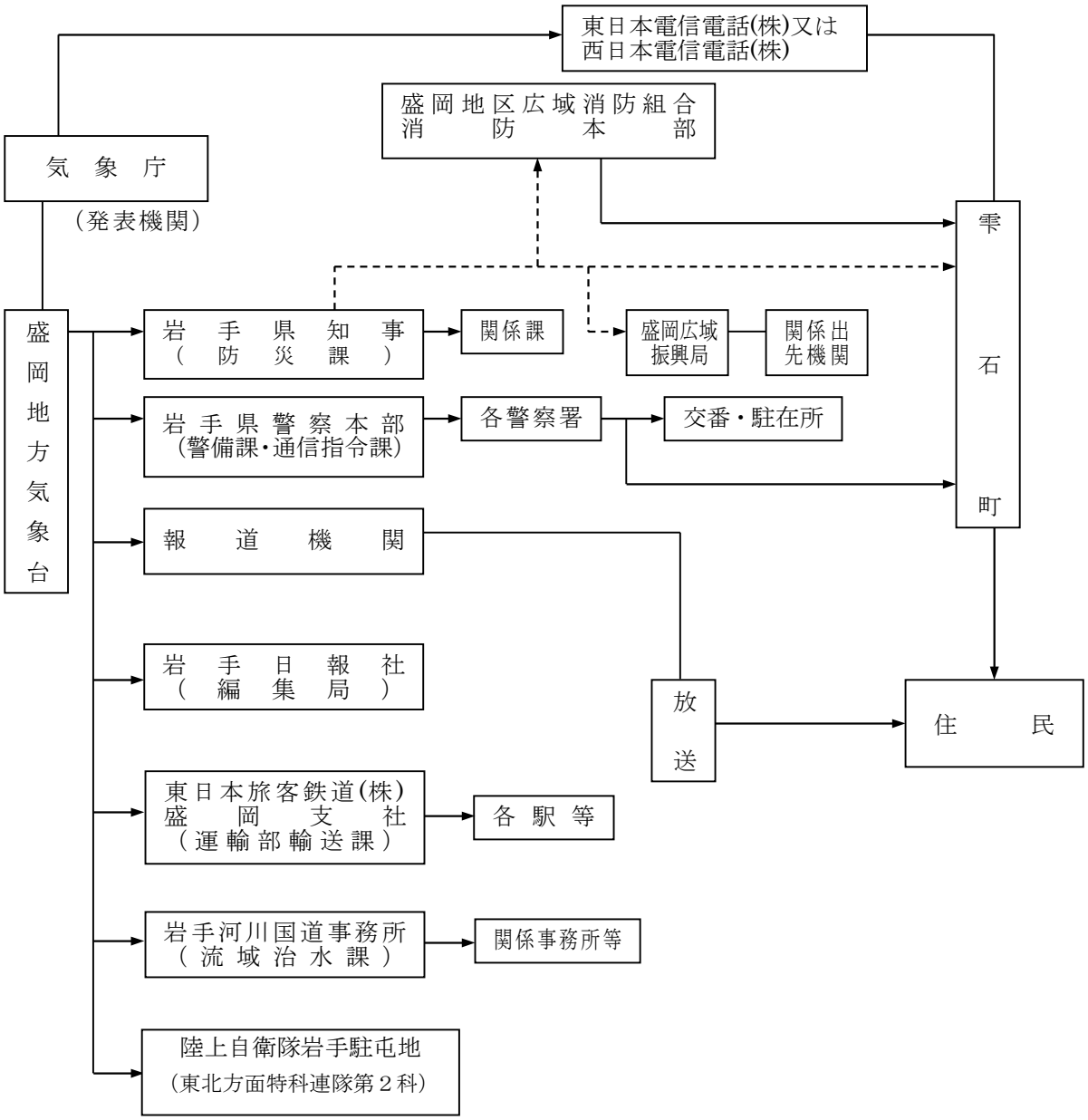

（注）1　------► は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

2　「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

別図３　北上川上流及び雫石川洪水予報伝達系統図

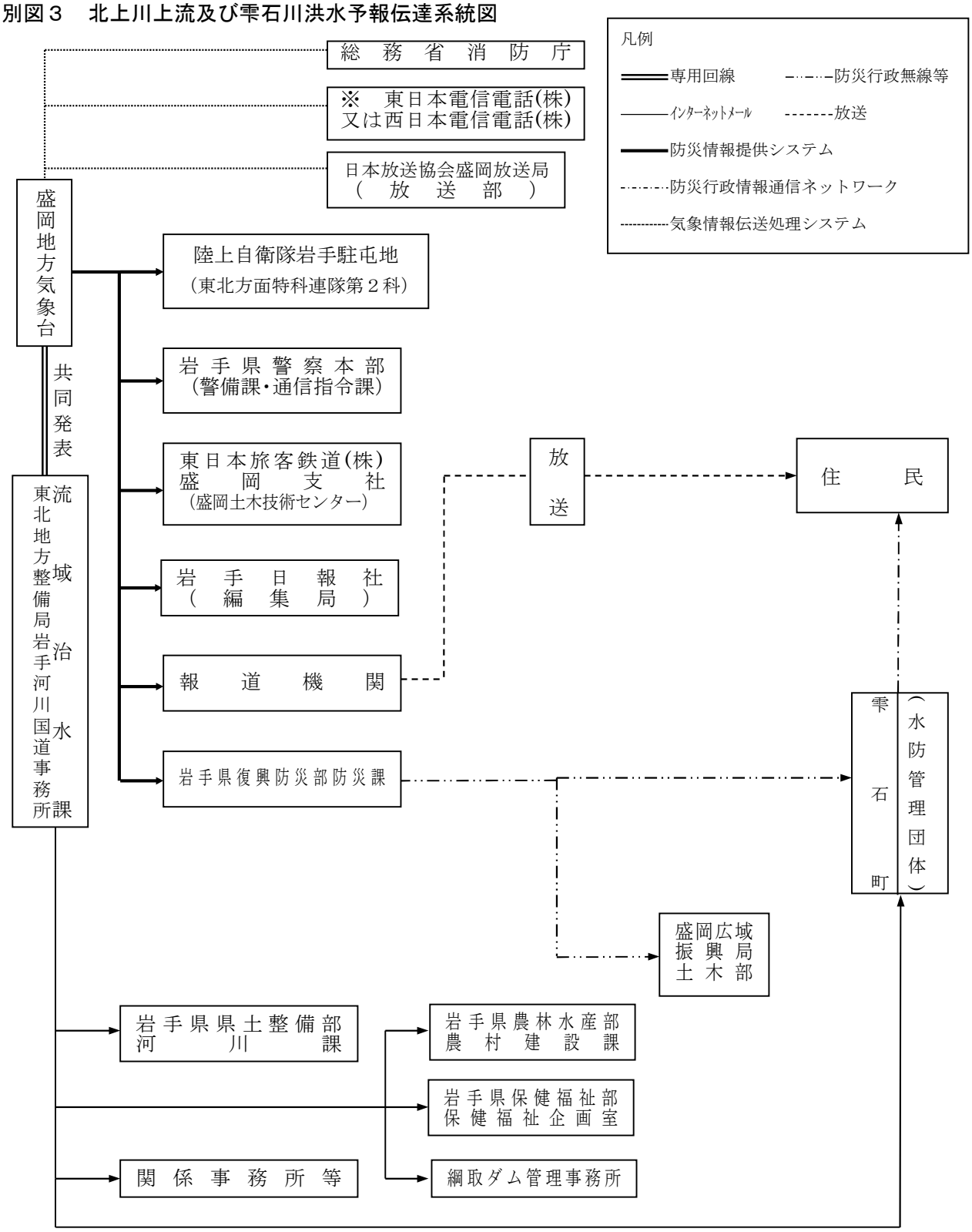

(注)1　※東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)へは、洪水警報のみ、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

別図４　北上川上流水防警報伝達系統図

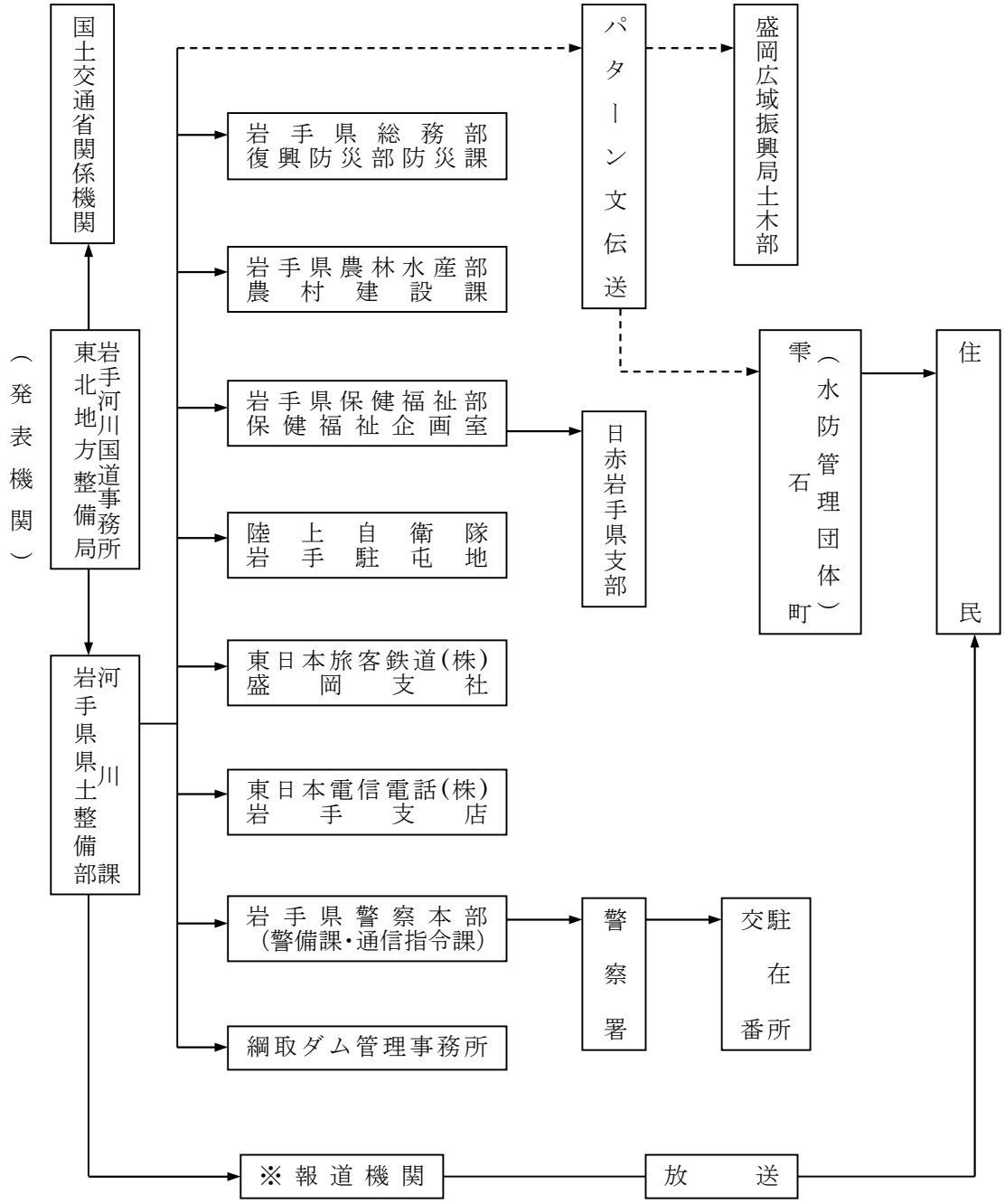

（注）１　※報道機関：日本放送協会盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

２　------► は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。

別図５　火山に関する予報・警報・情報伝達系統図

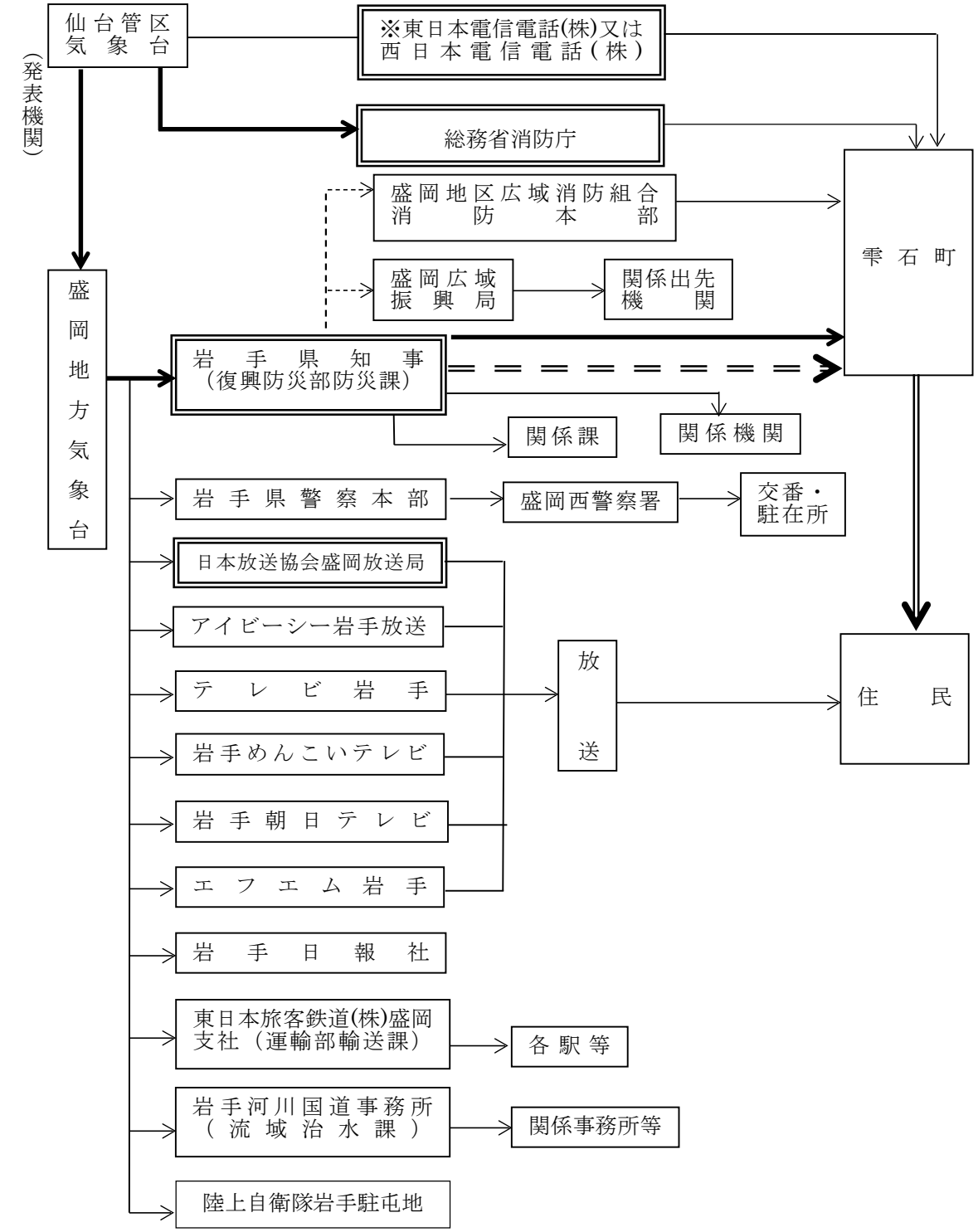

（注）1　※は、警報発表及び解除のみ。

2　------線及び═══ 線は、総合防災情報ネットワーク及び行政無線

3　━━ 線及び═══線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第 12 条によって、通報又は要請等が義務連れられている伝達経路。

4　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号に基づく法定伝達先。

5　═══線及び═══ ═線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

別図６　火災気象通報・火災警報伝達系統図

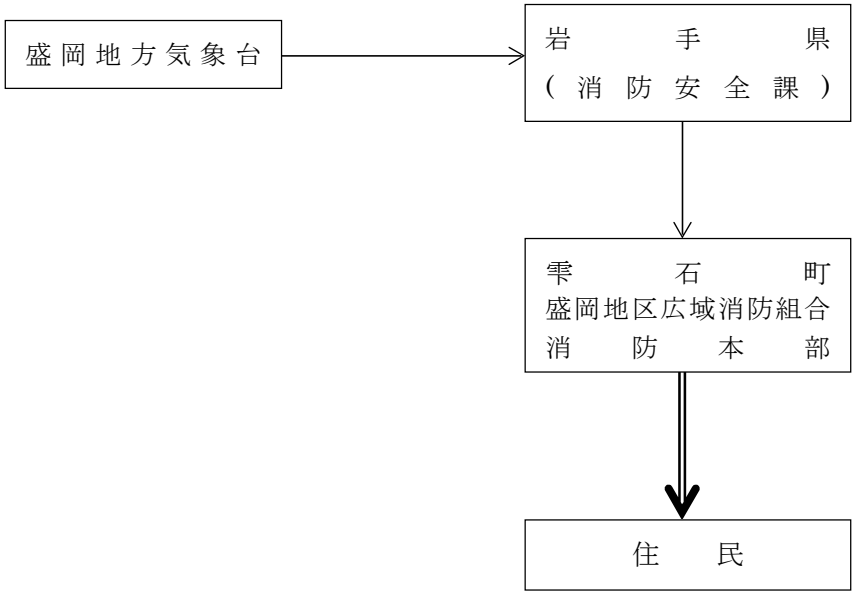

（注）１　火災警報は、町長が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
２ ――― 線は、火災気象通報の伝達系統
３ ═══ 線は、火災警報の伝達系統

別図７　気象予報・警報等通知計画（執務時間内）

区分 通知受領者	地震情報	火山情報	気象予報・警報等の種類別伝達要否																		
			気象情報	気象注意報													気象警報				
				強風	風雪	大雨	洪水	大雪	雷	乾燥	濃霧	霜	なだれ	低温	着氷・着雪	融雪	暴風	暴風雪	大雨	洪水	大雪
防　災　課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総　務　課	○	○															○	○	○	○	○
総合政策課	○	○															○	○	○	○	○
税　務　課	○	○															○	○	○	○	○
出　納　課	○	○															○	○	○	○	○
町　民　課	○	○															○	○	○	○	○
福　祉　課	○	○															○	○	○	○	○
健康推進課	○	○															○	○	○	○	○
こども課	○	○															○	○	○	○	○
農　林　課	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○
観光商工課	○	○															○	○	○	○	○
地域整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
雫石診療所	○	○															○	○	○	○	○
学校教育課	○	○															○	○	○	○	○
生涯文化スポーツ課	○	○															○	○	○	○	○
農業委員会事務局	○	○															○	○	○	○	○
議会事務局	○	○															○	○	○	○	○

気象予報・警報等通知計画（執務時間外）

区分 通知受領者	地震情報	火山情報	気象予報・警報等の種類別伝達要否																		
			気象情報	気象注意報													気象警報				
				強風	風雪	大雨	洪水	大雪	雷	乾燥	濃霧	霜	なだれ	低温	着氷・着雪	融雪	暴風	暴風雪	大雨	洪水	大雪
防災課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総務課	○	○																	○	○	○
総合政策課	○	○																	○	○	○
税務課	○	○																	○	○	○
出納課	○	○																	○	○	○
町民課	○	○																	○	○	○
福祉課	○	○																	○	○	○
健康推進課	○	○															○	○	○	○	○
こども課	○	○															○	○	○	○	○
農林課	○	○	○	○		○	○	○				○		○					○	○	○
観光商工課	○	○				○	○	○									○	○	○	○	○
地域整備課	○	○				○	○	○									○	○	○	○	○
上下水道課	○	○																	○	○	○
雫石診療所	○	○																	○	○	○
学校教育課	○	○																	○	○	○
生涯文化スポーツ課	○	○																	○	○	○
農業委員会事務局	○	○																	○	○	○
議会事務局	○	○																	○	○	○

第３節　通信情報計画

第１　基本方針

１　町その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

２　通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

３　災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第２　実施要領

１　電気通信設備の利用

災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

２　専用通信施設の利用

（１）　町本部長は、災害時における通信連絡に当たっては、防災行政無線を有効に活用する。

［防災行政無線の整備状況　資料編 2－4－2－1］

（２）　町本部長は、災害により防災行政無線が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

（３）　町は「岩手県防災行政情報通信ネットワーク」における衛星通信システムにより県等との通信を確保する。

３　電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

（１）　他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

ア　町本部長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、気象通信設備、鉄道通信設備、 電力通信設備、自衛隊通信設備

イ　これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

（ア）　利用し、又は使用しようとする通信施設

（イ）　利用し、又は使用しようとする理由

（ウ）　通信の内容

（エ）　発信者及び受信者

（オ）　利用又は使用を希望する期間

（カ）　その他必要な事項

（２）　非常通信の利用

ア　町本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

イ　非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。

ウ　非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ　非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。

［非常通信運用細則　資料編３－３－1］

オ　防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局とあらかじめ協議を行う。

カ　非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

［東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）　資料編３－３－2］

キ　非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

（ア）　あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号

（イ）　字数は 200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。

（ウ）　本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。

（エ）　用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ク　非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

（３）　東北総合通信局による通信支援

県本部長及び町本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

（４）　自衛隊による通信支援

町本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

（５）　情報通信業を行う事業者（以下「情報通信事業者」という。）による情報通信の支援

町本部長は、災害応急対策のため必要がある場合は、情報通信事業者から必要な要

員、資機材等の派遣等の情報通信の支援について、協力を得るよう努めるものとする。

（６）　放送の利用

ア　町本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知、要請、気象予報・警報等の放送を日本放送協会盛岡放送局、(株)アイビーシー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。

このほか、「災害時における放送手続きに関する協定書」により、(株)ラヂオ盛岡に対しても同様に要請することができる。

イ　町本部長は、主として雫石町の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）について要請する。

ウ　放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

（ア）　放送を求める理由

（イ）　放送内容

（ウ）　放送範囲

（エ）　放送希望時間

（オ）　その他必要な事項

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放　送　部	019－626－8826	盛岡市上田４－１－３
(株)アイビーシー岩手放送	報　道　部	019－623－3141	盛岡市志家６－１
(株)テレビ岩手	報　道　部	019－623－3530	盛岡市内丸２－10
(株)岩手めんこいテレビ	報　道　部	019－656－3303	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019－629－2901	盛岡市盛岡駅西通２－６－５
(株)エフエム岩手	放　送　部	019－625－5514	盛岡市内丸２－10
(株)ラヂオもりおか	製　作　部	019－621－7110	盛岡市中ノ橋通 1-1-21

第４節　情報の収集・伝達計画

第１　基本方針

1　災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。

2　災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。

3　災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。

4　災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

5　町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
町　本　部　長	1　災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	―
	2　避難指示の実施状況	1－1	―
	3　人的被害及び住家被害の状況	2 2－1 2－2	2 2－1 2－2
	4　町有財産の被害状況	3	3
	5　県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
	6　国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B C 5 5－1	5 5－1
	7　消防施設の被害状況	6	6
	8　自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9　商工関係の被害状況	E	8
	10　高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11　県管理以外の水産関係の被害状況	F	10

町　本　部　長	12　県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	13　県管理以外の農作物等の被害状況	F	13 13－1
	14　県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	15　県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	16　林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	F	16
	17　町管理の河川、道路、橋りょう及び都市施設等の被害状況	G-1	17
	18　町管理の公営住宅に係る被害状況	G-1	18
	19　町立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	20　町立学校の被害状況	H	20
	21　町指定文化財の被害状況	H	21

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
総合調整部	防　災　課	被害発生及び応急対策報告	1	―
		避難指示の状況報告	1－1	―
		人的及び住家被害報告	2 2－1 2－2	2 2－1 2－2
		消防施設被害報告	6	6
		高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	9	9
総　務　部	総　務　課	庁舎等被害報告	3	3
企　画　部	総合政策課	庁舎等被害報告	3	3
保健福祉部	福　祉　課	社会福祉施設被害報告	4	4
	健康推進課	医療施設被害報告	5 5－1	5 5－1
	こども課	児童，生徒及び教員等被害報告	H	19
	町　民　課	衛生施設・火葬場被害報告	C 5	5

産業振興部	農　林　課	農業施設被害報告	F	12
		農作物等被害報告	F	13 13－1
		家畜等関係被害報告	F	14
		農地農業用施設被害報告	F	15
		林業関係被害報告	F	16
		水産関係被害報告	F	10
	観光商工課	観光施設被害報告	D	7
		自然公園施設被害報告	D	7
		商工関係被害報告	E	8
地域整備部	地域整備課	土木施設等被害報告	G-1	17
		公営住宅被害報告	G-1	18
	上下水道課	上水道施設被害報告	B	5
		下水道施設被害報告	G-1	17
教　育　部	学校教育課	町立学校被害報告	H	20
		小中学校及び義務教育学校児童・生徒・教職員被害報告	H	19
	生涯文化スポーツ課	社会教育施設被害報告	4	4
		体育施設被害報告	4	4
		文化施設被害報告	4	4
		文化財被害報告	H	21

第３　実施要領

１　災害情報の収集、報告

（１）　町

ア　町本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

イ　町本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

ウ　町本部長は、災害情報の収集に当たっては、警察署と緊密に連絡を行う。

エ　町本部長は、必要に応じて、協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況等の把握に努める。

オ　町本部長は、災害の規模及び状況により、町本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

（ア）　職種及び人数

（イ）　活動地域

（ウ）　応援期間

（エ）　応援業務の内容

（オ）　携行すべき資機材等

（カ）　その他参考事項

カ　町本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部

長に直接、報告する。

キ　町本部長は、町の区域内で震度５弱以上を観測する地震が発生した場合、第１報を県本部長、及び消防庁に対して原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り迅速に報告する。

ク　町本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

ケ　町本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

コ　町本部長は、直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。

サ　町本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する

シ　町本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）　災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

（イ）　収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認、未確認別に整理するとともに情報共有できるよう管理する。

（ウ）　町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報については、通報による把握のほか、自主防災会や関係する団体等の協力を得て情報収集する。

（エ）　被害を確認した場所などについては、被害調査担当部署から所有者等に対し、被害確認済みであることを早期に伝える方策を講じる。

（２）　防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

２　災害情報収集の優先順位

（１）　災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

（２）　災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

（３）　災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

３　災害情報の報告要領

（１）　報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

ア　町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
イ　災害救助法の適用基準に合致するもの
ウ　町が災害対策本部を設置したもの
エ　災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれがあるもの又は県内における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
オ　災害による被害に対して国の特別な財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
カ　災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（2）　被害状況判断の基準

災害による被害の判定基準は、おおむね、次によるものとする。

被害区分			判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1カ月以上の治療を要する見込のもの
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1カ月未満で治療できる見込のもの
住家の被害	全壊、全焼、全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	大規模半壊		構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
	中規模半壊		居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。

	準半壊		半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上 20%未満のもの
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
その他の被害	道路決壊		一般国道、県及び町道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう１級河川及び２級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

（3）　被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家被害	住家以外の建物で全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は

	住家とする。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱うものとする。
罹　災　世　帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
罹　　災　　者	罹災世帯の構成員をいう。

（４）　災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

<table>
<tr><th>種　類</th><th>内　　容</th><th>報告様式</th><th>伝達手段</th></tr>
<tr><td rowspan="2">初期情報報告</td><td>災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、随時、報告するもの</td><td>様式1～1－1</td><td rowspan="4">原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報ネットワーク衛星系等によるＦＡＸはバックアップ用として利用するものとする。</td></tr>
<tr><td>災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの</td><td>様式A～J及び様式2、2－1、2－2、3、4、5、5－1、6、9</td></tr>
<tr><td>被害額等報告</td><td>被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの</td><td>様式2～21</td></tr>
<tr><td>その他の報告</td><td>前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの</td><td>任意様式</td></tr>
</table>

（５）　災害対策基本法に基づく報告

ア　災害対策基本法第53条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次のとおりである（町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。）

（ア）　町において災害対策本部を設置した災害

（イ）　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（ウ）　（ア）又は（イ）に定める災害になるおそれのある災害

イ　上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

［火災・災害等即報要領　資料編３－４－１］

ウ　確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

エ　消防庁への報告先は、次のとおりである。

区分 回線別	平　日（9：30～18：15） 〔消防庁応急対策室〕	左　記　以　外 〔消防庁宿直室〕
N　T　T　回　線	TEL　03－5253－7527 FAX　03－5253－7537	TEL　03－5253－7777 FAX　03－5253－7553
地域衛星通信ネットワーク	TEL　048－500－90－49013 FAX　048－500－90－49033	TEL　048－500－90－49102 FAX　048－500－90－49036

（6）　報告の系統

町本部長は、地域内の災害情報を収集、分析し、次に掲げる災害情報報告系統図に従って県本部長に報告するものとする。

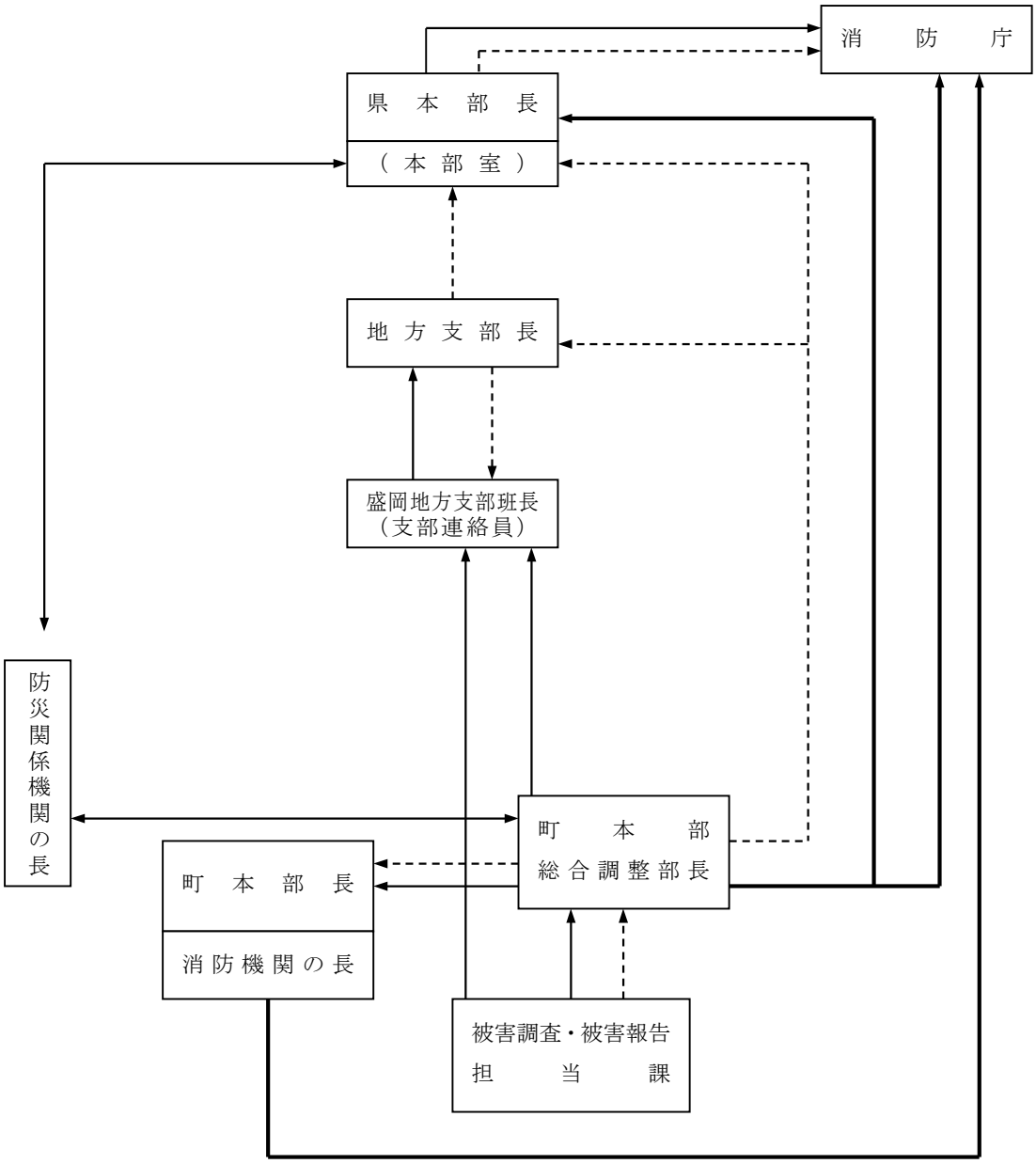

---------　被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他

————　被害情報（初期情報報告を除く。）

━━━━　殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災、災害等の情報

町本部の災害情報調査収集報告担当一覧表

報　告　種　別	初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告区分	調査収集担当部	協力機関	報告受領機関（盛岡地方支部）
被害発生等報告	1	—		総合調整部		総務班
避難指示の状況報告	1－1	—		総合調整部		総務班
人的及び住家被害報告	2 2－1 2－2	2 2－1 2－2		総合調整部		福祉環境班
庁舎等被害報告（旧小学校含む）	3	3		総務部		総務班
				企画部		総務班
社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	4	4	社会福祉施設	保健福祉部		福祉環境班
			社会教育施設	企画部		教育事務所班
			社会教育施設	教育部		教育事務所班
			文化施設	教育部		教育事務所班
			体育施設	教育部		教育事務所班
医療衛生施設被害報告	5 5－1	5 5－1	医療施設	保健福祉部	医師会	保健医療班
	B	5	上水道施設	地域整備部		保健医療班
	G-1	5	衛生施設	保健福祉部		保健医療班
	C	5	火葬場・墓地	保健福祉部		保健医療班
消防施設被害報告	6	6		総合調整部		総務班
観光施設被害報告	D	7	自然公園施設	産業振興部	観光協会	福祉環境班
	D	7	観光施設	産業振興部	観光協会	総務班
商工関係被害報告	E	8		産業振興部	商工会	総務班

高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	9	9		総合調整部		総務班
報告種別	初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告区分	調査収集担当部	協力機関	報告受領機関（盛岡地方支部）
水産関係被害報告	F	10		産業振興部	漁業協同組合	総務班
農業施設被害報告	F	12		産業振興部	農業協同組合 農業共済組合	農村整備班
農作物等被害報告	F	13 13－1		産業振興部	農業協同組合 農業共済組合	農林班
家畜等関係被害報告	F	14		産業振興部	農業協同組合 農業共済組合	農林班
農地農業用施設被害報告	F	15		産業振興部	農業協同組合 土地改良区	農村整備班
林業関係被害報告	F	16	林業施設	産業振興部	森林組合 農業協同組合	林務班
			林産物	産業振興部	森林組合 農業協同組合	林務班
			民有林	産業振興部	森林組合	林務班
			町有林	産業振興部	森林組合	林務班
土木施設被害報告	G-1	17	河川、道路、橋梁	地域整備部		土木班
	G-1	17	都市公園	地域整備部		土木班
	G-1	17	下水道施設	地域整備部		土木班
公営住宅等被害報告	G-1	18		地域整備部		土木班
児童、生徒及び教職員等被害報告	H	19		教育部		教育事務所班
学校被害報告	H	20		教育部		教育事務所班
文化財被害報告	H	21		教育部		教育事務所班

報　告　区　分　別　系　統　図

様式	報　告　区　分	報　　告　　系　　統
1	被害発生等報告	町　本　部（総合調整部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
1-1	避難指示の状況報告	町　本　部（総合調整部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
2	人及び住家被害報告	町　本　部（総合調整部）→ 盛岡地方支部 福祉環境班
3	庁舎等被害報告	町　本　部（総務部・企画部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告	町　本　部(保健福祉部・企画部･教育部) → 盛岡地方支部 福祉環境班 教育事務所班
B C 5 5-1	医療衛生施設被害報告	町　本　部（保健福祉部・地域整備部） → 盛岡地方支部 保健医療班
6	消防施設被害報告	町　本　部（総合調整部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
D 7	観光施設被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 総　務　班 福祉環境班
E 8	商工施設被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	町　本　部（総合調整部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
F 10	水産関係被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 総　務　班
F 12	農業施設被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 農村整備班

様式	報　告　区　分	報　　告　　系　　統
F 13 13-1	農作物等被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 農　林　班
F 14	家畜等被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 農　林　班
F 15	農地農業用施設被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 農村整備班
F 16	林業関係被害報告	町　本　部（産業振興部）→ 盛岡地方支部 林　務　班
G-1 17	土木施設被害報報告	町　本　部（地域整備部）→ 盛岡地方支部 土　木　班
G-1 18	公営住宅等被害報告	町　本　部（地域整備部）→ 盛岡地方支部 土　木　班
H 19	児童、生徒及び教職員等被害報告	町　本　部（教育部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班
H 20	学校被害報告	町　本　部（教育部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班
H 21	文化財被害報告	町　本　部（教育部）→ 盛岡地方支部 教育事務所班

4　災害情報通信の確保

（1）　災害情報通信のための電話の指定

町その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

（2）　災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア　町と県本部及び支部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ　町本部と他の防災関係機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ　防災関係機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

第５節　広報広聴計画

第１　基本方針

１　災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。

２　防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。

３　報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

４　情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう努める。

５　広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者・登山者家族等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。

６　広聴活動に当たっては、住民・被災者・登山者家族等の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	広　報　広　聴　活　動　の　内　容
町　本　部　長	1　災害の発生状況 2　気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 4　避難所の開設状況 5　医療所、救護所の開設状況 6　道路及び交通情報 7　各災害応急対策の実施状況 8　災害応急復旧の見通し 9　二次災害の予防に関する情報 10　犯罪予防及び人心安定のために必要な事項 11　安否情報、避難者名簿情報及び登山者等情報 12　生活関連情報 13　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14　ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15　その他必要な情報

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
総務部	総務課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2　放送事業者に対する放送要請 3　新聞事業者に対する報道要請 4　報道発表、報道協力要請等報道機関への対応
企画部	総合政策課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2　被災地における広報
保健福祉部	福祉課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2　被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課の仕分け
教育部	学校教育課	1　所管業務に係る広報資料の収集、作成整理 2　被災児童、生徒に対する教育相談窓口の設置
上記以外の部	上記以外の課	所管業務に係る広報資料の収集、作成整理

第３　実施要領

１　広報活動

（１）　広報資料の収集

ア　町本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

（ア）　町本部広報担当職員が撮影した災害写真、災害ビデオ等

（イ）　現地災害対策本部調査班が撮影した写真、ビデオ等

（ウ）　防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

（エ）　災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等

イ　広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。

ウ　報道機関は、県及び町が災害情報システムからＬアラートへ送信した情報について、町民等に広報を行うよう努める。

エ　町本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

（２）　町民に対する広報

ア　広報の実施

災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。

イ　広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

（ア）　災害の発生状況
（イ）　災害発生時の注意事項
（ウ）　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令状況
（エ）　道路及び交通情報
（オ）　医療機関の被災情報及び活動状況
（カ）　給食、給水の実施
（キ）　毛布等の生活関連物資の配給
（ク）　ライフラインの応急復旧の見通し
（ケ）　安否情報
（コ）　生活相談の受付
（サ）　各災害応急対策の実施状況
（シ）　その他の生活関連情報

ウ　広報の方法

災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努めるとともに、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、広報車、インターネット（防災アプリなど、携帯電話端末への配信サービス含む。）、広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等

（３）　報道機関への発表

ア　災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、町本部長が必要と認める情報について行う。

イ　発表は、原則として、総務課長が報道機関に対して行う。

ウ　総務課長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める町本部各課に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。

エ　防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、総務課長と協議のうえ行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を総務課長に報告する。

（4）　災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

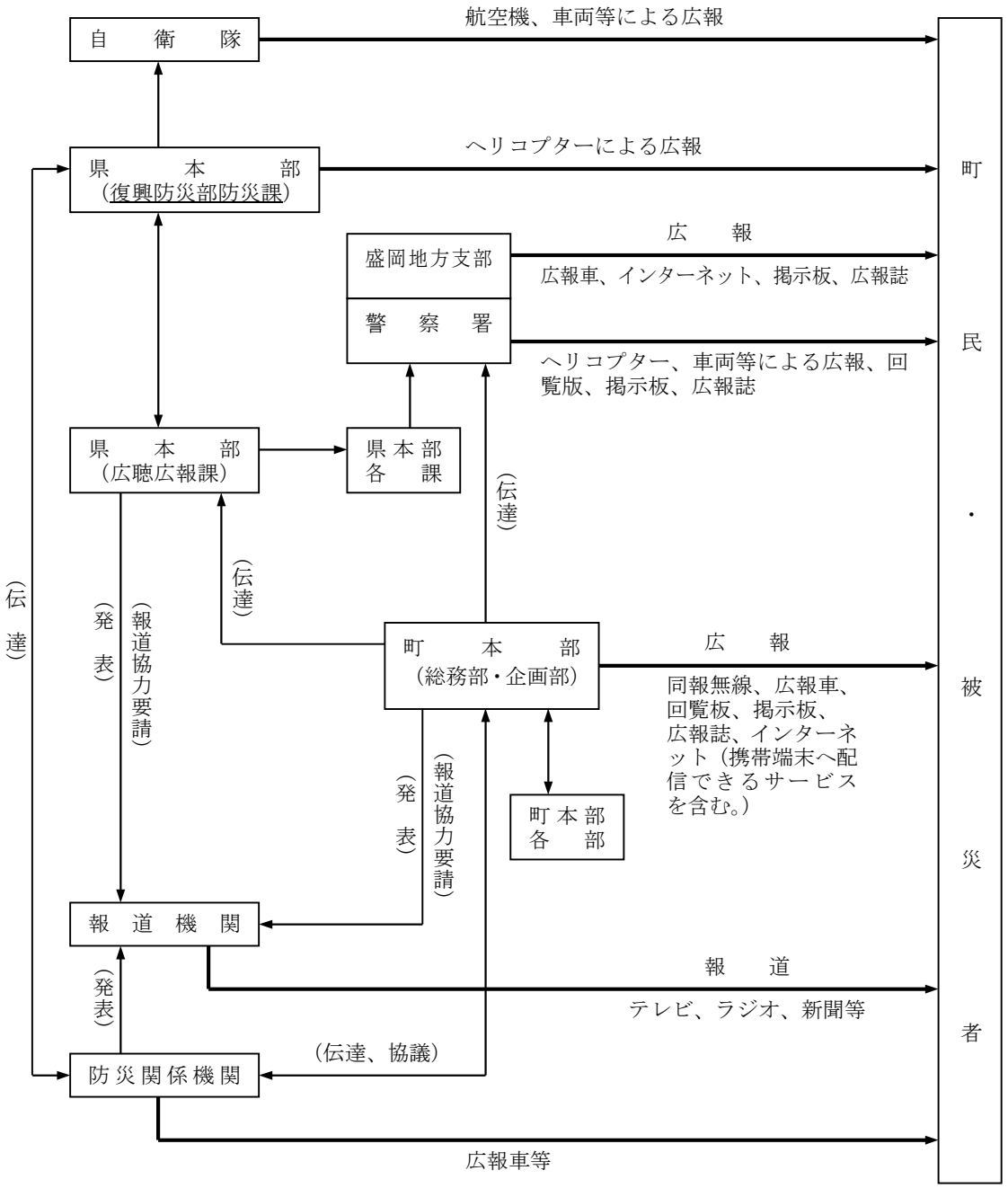

2　広聴活動

（1）　町本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

（2）　町本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第６節　交通確保・輸送計画

第１　基本方針

1　災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

2　県本部長及び市町村本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。

3　町その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

4　緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

なお、物資の輸送に当たっては、県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。

5　県及び町は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

6　災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	1　町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2　災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	1　町有車両等の集中管理及び配車 2　町有車両等に係る燃料の確保
総合調整部	防　災　課	1　緊急通行車両確認証明書の申請 2　自衛隊機による航空輸送の要請
産業振興部	観光商工課	1　運送事業者に対する陸上輸送の要請 2　営業用トラックによる陸上輸送の要請
	農　林　課	町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
地域整備部	地域整備課	
各　　部	各　　課	所掌応急対策業務に係る要員の輸送及び物資の輸送

第３　交通確保

１　情報連絡体制の確立

（１）　道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。

（２）　道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、町本部長に報告する。

２　防災拠点等の指定

（１）　町本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる輸送集積拠点を定める。

（２）　町本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

ア　防災拠点

町庁舎、雫石町防災コミュニティセンター、雫石町健康センター

イ　物資輸送集積拠点

雫石町総合福祉センター、雫石町青少年ホーム、役場大型車庫

ウ　中継拠点

道の駅雫石あねっこ

３　緊急輸送道路の指定

（１）　町本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

（２）　緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

ア　第１次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と雫石町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、災害医療拠点、消防署等）を連絡する道路

ウ　第３次緊急輸送道路

その他防災拠点（その他物資輸送集積拠点、中継拠点等）を連絡する道路

［緊急輸送道路一覧　資料編３－６－1］

４　道路啓開等

（１）　道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

（２）　復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、町内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

（３）　道路啓開等の方法

ア　道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ　段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ　落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH型鋼、覆工板等により応急復旧する。

５　交通規制

（１）　実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア　第１次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ　第２次交通規制

道路状況に応じて、第１次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ　第３次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

（２）　規制の内容

ア　交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

イ　交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

ウ　交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う。（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）

エ　交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

（３）　交通規制の周知

ア　交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

イ　標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。

ウ　標示には、次の事項を表示する。

（ア）　禁止又は制限の対象

（イ）　規制する区域、区間

（ウ）　規制する期間

エ　交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ　交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

（４）　報告の系統

ア　町道管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ　隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ウ　災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

（ア）　災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

（イ）　道路法に基づく規制（同法第46条）

（ウ）　道路交通法に基づく規制（同法第４条－第６条）

交　通　規　制　連　絡　系　統　図

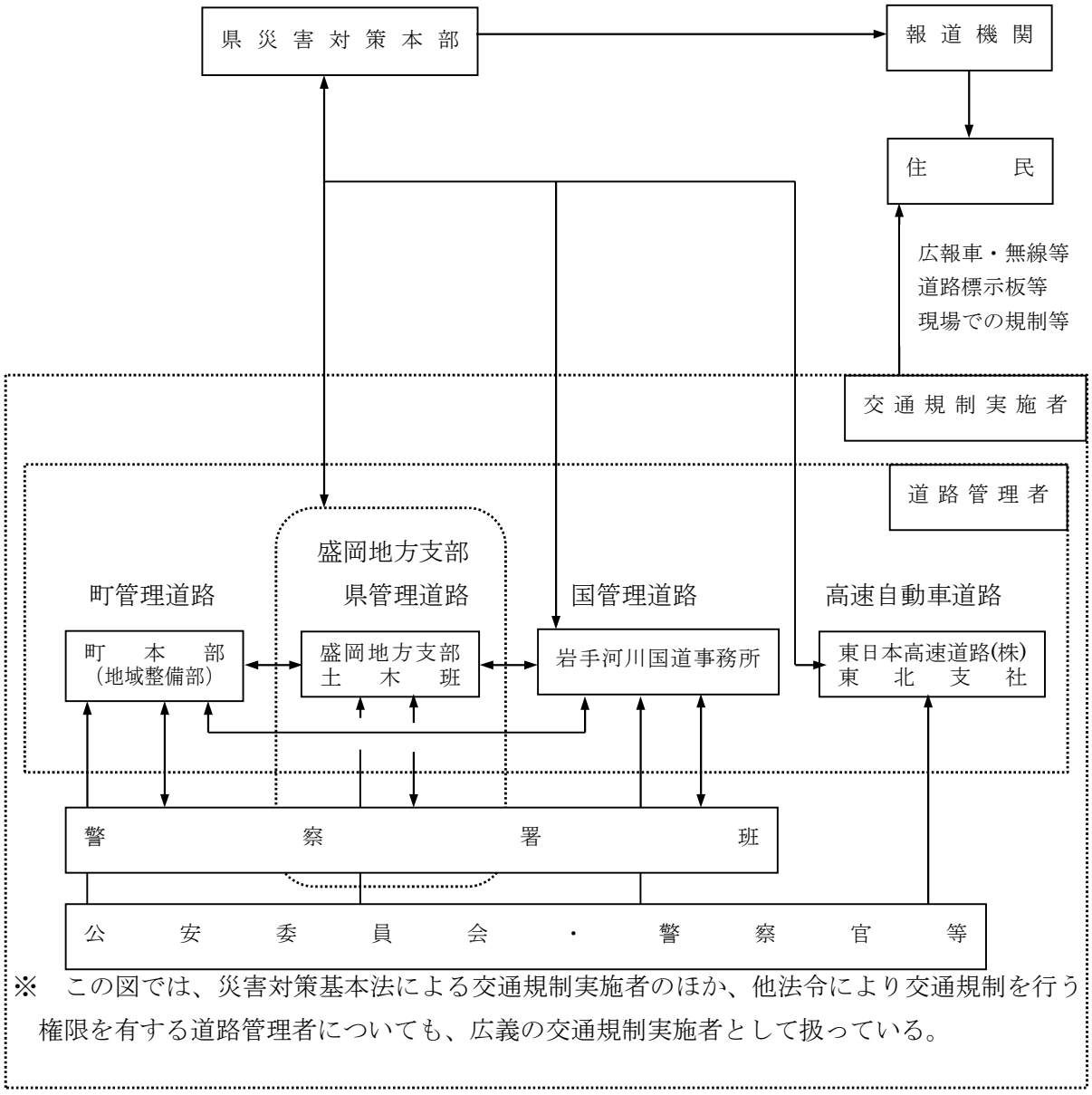

※　この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

（5）　緊急通行車両確認証明書の交付

ア　町は、災害時において緊急通行車両として使用する公用車について、緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、あらかじめ、届出済証の交付を受ける。

イ　緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

（ア）　番号標に標示されている番号

（イ）　輸送人員又は品名

（ウ）　使用者の住所及び氏名

（エ）　輸送日時

（オ）　輸送経路（出発地、経由地、目的地）

（6）　災害時における車両の移動

ア　道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がいない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

イ　道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

ウ　道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

エ　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があると認めたときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。

第４　緊急輸送

１　緊急輸送の対象

（1）　町その他の関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

（2）　災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

ア　応急復旧対策に従事する者

イ　医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者

ウ　食料、飲料水その他生活必需品

エ　医療品、衛生資材等

オ　応急復旧対策用資機材

カ　その他必要な要員、物資及び機材

２　陸上輸送

（1）　車両の確保

ア　町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ　町その他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

（2）　燃料の確保

町その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

（3）　町本部における自動車による輸送

ア　公用車の集中管理

（ア）　１号非常配備体制後は、原則として、総務部において、公用車を集中管理する。

（イ）　町本部各部は、１号非常配備体制後、直ちに、総務部に車両等の管理の移管を行う。ただし、町本部各部は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことができないと認められる車両等については、移管しないことができる。

（ウ）　各部長は、公用車を使用する場合は、総務部に申し込む。

なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

①　輸送貨物の所在地

②　輸送貨物の内容、数量

③　輸送先

④　輸送日時

⑤　荷送人

⑥　荷受人

⑦　その他参考事項

イ　運送事業者の保有する自動車の調達

（ア）　総務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、産業振興部長に連絡し、その確保を図る。

（イ）　産業振興部長は、総務部長から連絡を受けた場合は、民間のバス・トラック等の供給を要請し、その確保を図る。

ウ　事前準備

総務部長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。

３　航空輸送

（１）　航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

ア　人命、身体の保護上緊急を要するとき

イ　その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

（２）　航空機の確保

町その他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア　要請理由

イ　輸送貨物の所在地

ウ　輸送貨物の内容、数量

エ　輸送先

オ　輸送日時

カ　荷送人

キ　荷受人

ク　着陸希望場所及びその状況

ケ　その他参考事項

自衛隊機を希望する場合における手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める

ところによる。

（3）　ヘリポートの設置基準

岩手県地域防災計画で定めるところによる。

（4）　ヘリポートの現況

町におけるヘリポートの現況は、資料編 2－8－1 のとおりである。

4　輸送関係従事命令等

町本部長は、前各号に掲げる輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で、緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第 71 条の規定に定めるところにより知事に対して従事命令の執行を依頼して、その確保を図る。

第７節　公安警備計画

第１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。

第２　実施責任者及び担当部

１　町本部長は、県本部が行う雫石町の地域における災害警備に対し協力体制をとるものとする。

２　町本部における担当部は総合調整部とする。

第３　協力体制

１　町本部長は、災害警備に当たり、県本部から協力の要請があったときは、関係機関との連絡調整等を行い、全面的にこれに協力する。

２　上記１における関係機関は、次のとおりとする。

（１）　雫石町消防団

（２）　雫石町防犯交通安全協会連合会

第４　実施要領

１　災害に関する情報の収集

町本部長は、関係機関と緊密な連絡体制のもとに、県本部が行う災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下、本節中「災害情報」という。）の収集に対し、積極的に情報の提供を行うものとする。

町本部長が提供する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

ア　災害の種別

イ　災害の発生した日時

ウ　災害の発生した場所又は地域

エ　当該地域の気象情報

オ　被害の概要及び主要被害の状況

カ　避難者の状況

キ　主要交通機関、通信機関の被害状況、復旧状況

ク　被害予想地域（山くずれ、地すべり、洪水等）の状況

ケ　主要道路の状況

コ　町内における治安状況

２　情報通信の確保

町本部長は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により警察通信設備を使用し、又は利用する場合は、第２章第４節の２「通信確保計画」及び第３節「通信情報計画」に定め

るところによるものとする。

第８節　消防活動計画

第１　基本方針

１　消防機関は、大規模火災発生時においては、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

２　消防機関は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ大規模火災防ぎょ計画を定める。

３　町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。

４　本計画に定めのないものについては、消防計画等に定めるところによる。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ２　警戒区域の設置及び当該区域への立入りの制限等
消　防　機　関	１　町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ２　消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	消防活動の連絡調整

第３　実施要領

１　町本部長の措置

（１）　町本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防関係の長に対し、消防職員、団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

（２）　町本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

（３）　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

　また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（４）　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合

においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

［消防相互応援協定　資料編 2－16－1］

（5）　町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。　**［ヘリポート及び補給基地　資料編 2－8－1］**

2　消防機関の長の措置

（1）　消防機関の長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

ア　重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ　延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ地形、建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ　消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所及び避難路などを調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

（2）　応急活動体制の確立

ア　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ　消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

（ア）　消防職員、団員に対する出動準備命令

（イ）　出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

（ウ）　出動準備終了後における町本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ　消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ　消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

（3）　火災防ぎょ活動

ア　消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指揮

するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ　火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

（ア）　火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

（イ）　火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

（ウ）　火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

（エ）　火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保にあたる。

（オ）　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

（カ）　水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防ぎょを優先する。

（４）　救急、救助活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ　消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて人員、資機材を活用し、救急及び救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ　救急、救助活動に当たっては、次の点に留意する。

（ア）　負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

（イ）　負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。

（ウ）　大規模災害により、救急、救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

（５）　避難対策活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ　住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難

誘導を行う。

オ　避難行動要支援者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

（6）　情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集、伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

（7）　消防警戒区域等の設定

ア　消防職員・団員は、火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

イ　消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

第９節　水防活動計画

第１　基本方針

１　洪水、内水による水災を警戒、防ぎょし、及びこれによる被害の軽減を図る。

２　水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

３　水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

４　水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 33 条並びに岩手県水防計画に基づき、必要な事項を定めて水防事務の円滑なる実施を図る。

第２　実施機関（責任者）

町の区域に水防に係わる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の体制は、第１節「活動体制計画」によるものとする。

実施機関	担　当　業　務
町本部長（水防管理者）	区域内の河川等における水防活動の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防災課	水防活動の指導、連絡調整
地域整備部	地域整備課	河川管理等
産業振興部	農林課	防災ダム管理等

第３　実施要領

１　安全配慮

（１）　水防活動や避難誘導に従事する者は、自身の安全確保に留意して活動を実施するものとし、次の事項に配慮するものとする。

ア　水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ　水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため消防団員（水防団員）を随時交代させる。

オ　水防活動は原則として複数人で行う。

カ　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

キ　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員（水防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

ク　指揮者は消防団員（水防団員）等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。

ケ　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

コ　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員（水防団員）に配付し、安全確保のための研修を実施する。

２　水防の組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、災害対策本部を設置し、その事務を処理する。

３　情報の収集及び伝達

町本部長は、大雨又は洪水に関する警報等を受けたときは、所属職員、及び消防団員（水防団員）等をして危険地域を巡視し、状況の把握に努めるとともに、異常を発見した場合には関係機関に情報を伝達するほか、河川管理等関係機関からの情報を得て対応するものとする。

［岩手県主要河川重要水防設定箇所　資料編 3-9-1］

４　水位、雨量の通報連絡

町本部長は、水位、雨量が異常となったときは、速やかに関係機関（消防機関等）に連絡するものとする。

５　ダム・水門等の操作

（１）　ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

（２）　ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

（３）　ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

６　消防団（水防団）の非常配備

町本部長は、水防上必要があると認められるときは、消防団（水防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象警報が発表され、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が上昇するおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団（水防団）の幹部は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダムやため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、河川巡視等のため、一部団員を出動させる。
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	消防団（水防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解 除	町本部長より解除の指令をしたとき。	

7　巡視及び警戒

町本部長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所のほか小河川や農業用施設、アンダーパス等も含めて巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、盛岡広域振興局土木部長及び河川等の管理者に連絡し、盛岡広域振興局土木部長は県本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア　堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

イ　堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ　川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水のよる亀裂及び欠け崩れ

オ　排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

8　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、消防団員(水防団員)は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員(水防団員)が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。　［水防工法一覧表　資料編3-9-2］

９　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長（水防団長）、消防団員(水防団員)又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長（水防団長）、消防団員(水防団員)又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長（水防団長）、消防団員(水防団員)又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10　避難指示

町本部長は、大雨、又は洪水、若しくは上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、第 15 節「避難・救出計画」に基づき実施するものとする。

11　救助の実施

負傷者、病者等を発見したときは現地において救助し、最寄りの病院、診療所又は救護班に引き渡して医療を実施するものとする。

12　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（１）　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、町本部長、消防団長（水防団長）、消防機関の長は、直ちに一般住民、国土交通省岩手河川国道事務所、盛岡西警察署、盛岡広域振興局土木部等に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町本部長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

また、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（２）　決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいては、河川管理者、町本部長、消防団長（水防団長）、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

13　水防配備の解除

（１）　非常配備の解除

町本部長は、水位が減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

（２）　消防団（水防団）の非常配備の解除

消防団（水防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくな

り、町本部長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員（水防団員）は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告するとともに、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

14　水防信号、水防標識等

（1）　岩手県知事の定める避難指示に使用する信号の種類及び内容は、第15節「避難・救出計画」に規定するとおりである。

（2）　水防標識

水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

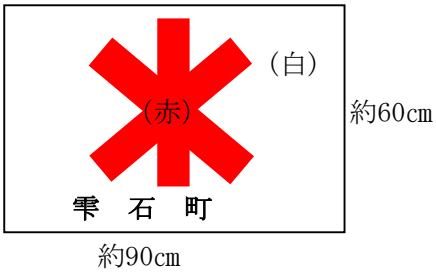

（3）　身分証票

本計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に携行する身分証票は次のとおりとする。

第　　号

身分証票

住所
氏名
職名

上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。

年　月　日

雫石町長　㊞

15　協力及び応援

（1）　水防管理団体相互の応援及び相互協定

町本部長は、水防のため緊急の必要があるときは、第10節「相互応援協力計画」に基づき応援を求めることができるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

（2）　警察官の援助要求

町本部長は、水防のため必要があると認めるときは、盛岡西警察署長に対して、警

察官の出動を求めるものとし、その方法等については、あらかじめ盛岡西警察署長と協議しておくものとする。

（3）　自衛隊の派遣要請

町本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき実施するものとする。

（4）　国との連携

ア　北上川上流洪水予報・水防連絡会

町は、県や国土交通省岩手河川国道事務所が開催する北上川上流洪水予報・水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、予報・警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

イ　ホットライン

町は、河川の水位状況については、県や国土交通省岩手河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については盛岡地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

（5）　協定締結団体との連携

町本部長は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等が必要な場合は、第10節「相互応援協力計画」により、協定締結団体に協力を求めるものとする。

（6）　自主防災組織等との連携

町本部長は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

16　費用負担と公用負担

（1）　費用負担

水防に要する費用は、町が負担するものとする。ただし、第10節「相互応援協力計画」に基づき応援を受けた場合、応援をした場合にあっては、協定の内容に基づいて負担するものとする。

（2）　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町本部長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ　車両その他の運搬用機器の使用

エ　排水用機器の使用

オ　工作物その他の障害物の処分

（3）　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、町本部長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の様式による公

用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証
役　職
氏　名

上記のものに 区域における水防法第28 条第１項の権限を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者　㊞

（４）　公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の様式による公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書
第　　号

種 類　　員 数
使 用　収 用　処 分

年 月 日

水防管理者
事務取扱者　㊞

殿

（５）　損失補償

町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

17　水防報告等

（１）　水防記録

水防活動のため出動したときは、別紙様式によりその記録を作成し保管するものとする。

（２）　水防報告

町本部長は、必要に応じて水防記録を盛岡広域振興局土木部を経由して県本部長（県水防本部）に報告するものとする。

18　水防訓練

消防団（水防団）の技術向上と士気の高揚を図るため、北上川上流合同水防訓練等を通じて水防技術の向上を図るものとする。

19　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

災害発生時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域を示す総合防災マップを作成配布しているほか、町のホームページにも掲載している。平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心がけを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速の避難の確保を図る。

※　町の防災マップに示す浸水想定区域は、想定最大規模約1,000年に１回程度起こる大雨が降ったことにより、河川が氾濫した場合（堤防は破堤又は越水した場合）に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求められたもので、支派川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等は考慮されていない。

別紙様式

水防記録

発生年月日	年　月　日　時　分頃			
気象状況	天候　気温　℃　湿度　%　風向　風速　m			
	注意報			
	警報			
活動場所	河川名		活動箇所	
警戒出動時間	時　分		解散時間	時　分
水防団等の出動時間	水防団	時　分	出動人員	人
	消防機関	時　分	出動人員	人
活動状況				
堤防・施設の異常の有無	異常の有無	有　無	施設名等	
	措置状況			
	その効果			
使用資機材の状況（種類・数量等）				
公用負担の状況（水防法第28条）				
応援状況				
他機関の出動状況	居住者			
	警察機関			
	現場指導の官公署			
立退き状況及び指示理由	立退き状況			
	指示理由			
水防関係者の死傷の有無	有　無	（状況）		
叙勲者及びその功績	氏名			
	功績内容			
叙勲水防団及びその功績	団体名			
	功績内容			
水防活動の所見				

第 10 節　相互応援協力計画

第１　基本方針

1　町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。

2　町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

　また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

3　町は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

4　町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	応　援　の　内　容
町　本　部　長	1　他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2　町内の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	他の地方公共団体に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
総合調整部	防　災　課	1　大規模災害時の近隣市町村に対する相互応援の連絡調整 2　緊急消防援助隊の受入れ等に係る連絡調整 3　県内の消防広域応援に係る連絡調整 4　自衛隊の災害派遣要請
企　画　部	総合政策課	報道機関に対する報道協力要請
保健福祉部	福　祉　課	1　生活物資の確保に係る生活協同組合連合会に対する協力要請 2　義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3　衣料、寝具、その他の生活必需品の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 4　上記物資の県本部に対するあっせん要請

	町　民　課	1　廃棄物処理に係る仮設トイレ、バキュームカー及びゴミ収集車等の調達に係る建設リース業者及び他市町村に対するあっせん要請 2　遺体処理器具、資機材等の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請 3　上記物資の県本部に対するあっせん要請
	健康推進課	1　一般財団法人岩手西北医師会への災害派遣医療チームの派遣要請 2　盛岡広域振興局（保健医療班）への災害派遣精神医療チームの応援要請 3　雫石町医科歯科会との連絡調整 4　雫石診療所との連絡調整 5　県への医療班の派遣要請
	雫石診療所	町立雫石診療所の実施する医療活動に係る医薬品及び医療資機材の調達に係る医薬品卸業協会に対するあっせん要請
産業振興部	農　林　課	1　肥料及び病虫害防除用資機材の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 2　農作物の種苗の調達に係る関係団体等に対するあっせん要請 3　家畜飼料の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県本部等に対するあっせん要請 4　米穀の調達に係る東北農政局岩手県拠点に対するあっせん要請 5　農産副食物の調達に係る全国農業協同組合連合会岩手県支部に対するあっせん要請 6　畜産副食物の調達に係る畜産加工品製造業者に対するあっせん要請 7　木材の調達に係る県森林組合連合会及び県木材産業協同組合に対するあっせん要請 8　木炭の調達に係る（一社）県木炭協会及び県木炭移出協同組合に対するあっせん要請 9　林業種苗の調達に係る種苗業者に対するあっせん要請 10　水産食品の調達に係る県漁業協同組合連合会及び県水産加工業協同組合連合会に対するあっせん要請 11　上記物資の県本部に対するあっせん要請
	観光商工課	1　支援物資等の輸送に係る輸送事業者に対する応援要請（トラック輸送事業者に対するものを除く。） 2　救援物資等の緊急輸送に係る赤帽岩手県軽自動車運送協同組合に対するあっせん要請 3　救援物資等の緊急輸送に係る（公社）県トラック協会に対するあっせん要請 4　プロパンガスの調達に係る（一社）県高圧ガス保安協会に対するあっせん要請 5　県本部に対する輸送車両等のあっせん要請

地域整備部	地域整備課	1　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る（一社）プレハブ建築協会に対するあっせん要請 2　上記物資の県本部に対するあっせん要請
	上下水道課	1　給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車両等の資機材調達に係る他市町村に対するあっせん要請 2　上記物資の県本部に対するあっせん要請
教　育　部	学校教育課	1　学用品の調達に係る取扱業者に対するあっせん要請 2　被災児童生徒の受入れに係る各市町村教育委員会に対するあっせん要請 3　給食の実施に係る原材料又はパン、ミルクの調達に係る（公財）県学校給食会に対するあっせん要請 4　上記物資の県本部に対するあっせん要請

第３　実施要領

1　町の相互協力

（1）　市町村の相互協力

ア　町は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

［大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定　　資料編 3－10－1］

イ　町は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構　成　市　町　村	応援調整市町村	
		正	副
盛　岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市

ウ　応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

（ア）　応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

（イ）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

（ウ）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

（エ）　災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

（オ）　災害応急活動に必要な職員等の派遣

（カ）　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

（キ）　その他、特に要請のあった事項

エ　被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

（ア）　被害の種類及び状況
（イ）　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
（ウ）　応援を希望する職種別人員
（エ）　応援場所及び応援場所への経路
（オ）　応援の期間
（カ）　その他参考事項

オ　町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

［大規模災害における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定
（潟上市、秋田市、大仙市、仙北市、滝沢村、盛岡市、宮古市）　資料編３－10－2］
［災害時相互応援に関する協定（静岡県富士市）　資料編３－10－3］
［大規模災害における相互応援に関する協定
（秋田県仙北市、茨城県小美玉市、山形県新庄市、茨城県高萩市）　資料編３－10－4］
［災害時相互応援に関する協定（千葉県富里市、高知県安芸市）　資料編３－10－5］

カ　町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

（２）　県に対する応援要請

ア　町本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。
被災市町村に代わって県本部長に応援を求める場合にあっても、同様とする。

イ　応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。
（ア）　被害の種類及び状況
（イ）　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
（ウ）　応援を希望する職種別人員
（エ）　応援場所及び応援場所への経路
（オ）　応援の期間
（カ）　その他参考事項

２　防災関係機関の相互協力

（１）　防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して、応援措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は町若しくは他の防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア　被害の種類及び状況

イ　応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
ウ　応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ　応援場所及び応援場所への経路
オ　応援の期間
カ　その他参考事項

（２）　防災関係機関相互間の協力

ア　各防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応援措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
イ　各防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。
ウ　町は、災害発生時の迅速、適確な防災対応のため、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）並びに災害対策現地情報連絡員（リエゾン）と連携し、相互に協力する。

［災害時の情報交換に関する協定資料編 3－10－6］

３　団体等との協力

町その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

［関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧表　資料編 3－10－7］

４　消防活動に係る相互協力

大規模災害時における緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村等における消防の相互応援については、第８節「消防活動計画」に定めるところによる。

５　経費の負担方法

（１）　国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第 18 条に定めるところによる。
（２）　その他の防災関係機関、団体等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

災害時における相互応援体制

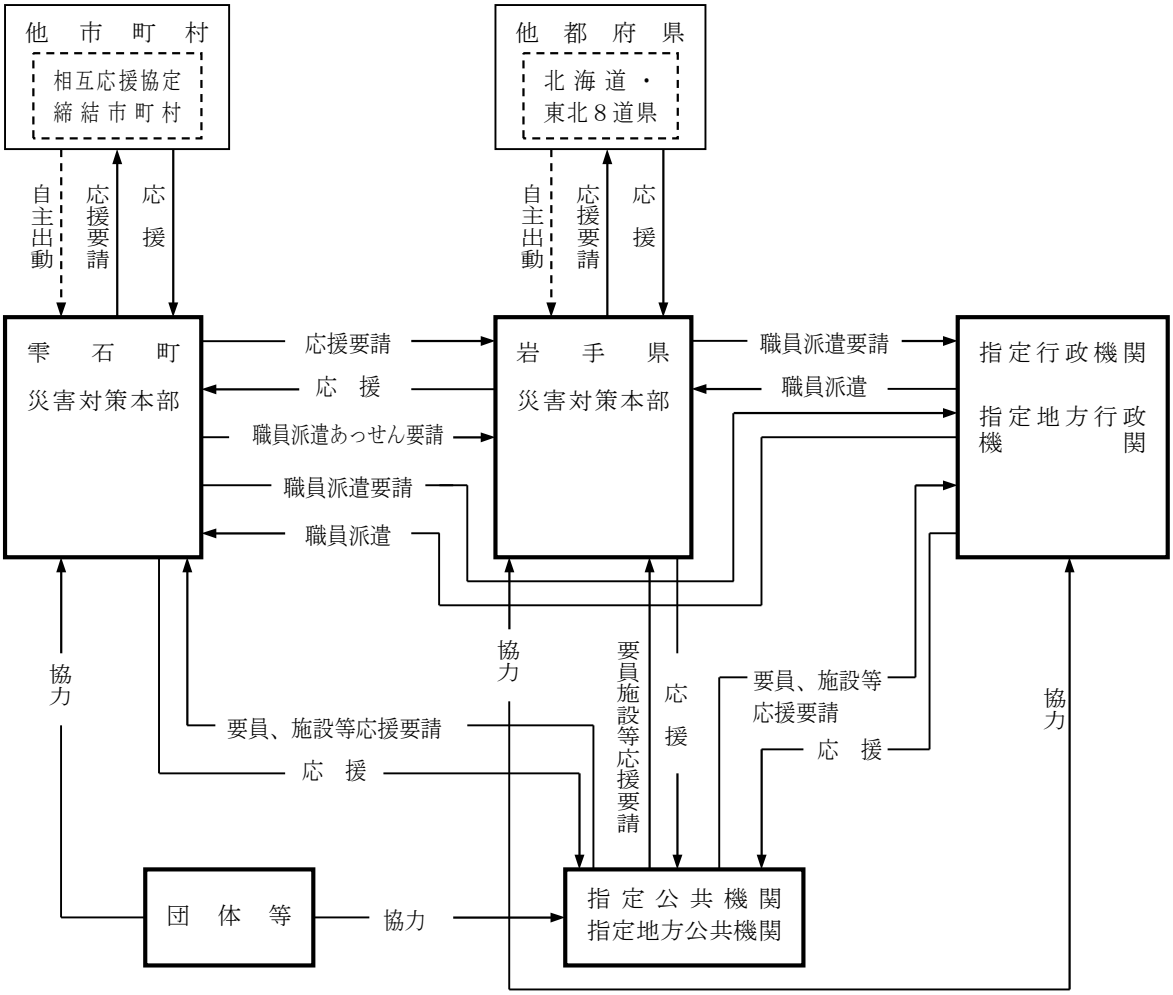

第 11 節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　基本方針

町本部長は、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合は、県本部長を通じて派遣要請するとともに、災害派遣の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	町内全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　災害派遣要請に係る県との連絡調整 ２　災害派遣部隊との連絡調整 ３　災害派遣部隊の受入体制の整備

第３　実施要領

１　災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次のとおりである。

区　分	災　害　派　遣　の　基　準
要　請　派　遣	災害に際して、県本部長が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予　防　派　遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自　主　派　遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時を失すると認められる場合

2　災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第 83 条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指揮部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第３科 滝沢（019）688－4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688－4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢（0176）53－4121 内線 2353	SOC 当直幕僚 三沢（0176）53－4121 内線 2204

3　災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	町計画の該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第３章第４節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第３章第 15 節
遭難者等の捜索救助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第３章第 22 節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	第３章第９節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第３章第８節
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。	第３章第２節

応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第３章第 16 節 第 20 節
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	第３章第６節
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第３章第 17 節 第 18 節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	第３章第 17 節 第 18 節
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第３章第１節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第３章第 28 節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で通信に関わるものと予想される対処可能なものについて所要の措置をとる。	第３章第３節

４　災害派遣の要請手続き

（１）　災害派遣の要請

ア　町本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。

（ア）　災害の状況及び派遣を要する事由

（イ）　派遣を希望する期間

（ウ）　派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）　その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機等の概数等）

［自衛隊災害派遣要請依頼書　様式 3－11－1］

イ　町本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は災害対策基本法第68条第１項後段の規定により、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、町本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ　町本部長及びその他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続きを

申し出る。

エ　町本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は指定部隊等の長に通知することができる。

オ　町本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

カ　災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

（2）　撤収の要請

町本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

［自衛隊災害派遣隊撤収要請書　様式 3－11－2］

〔要請系統〕

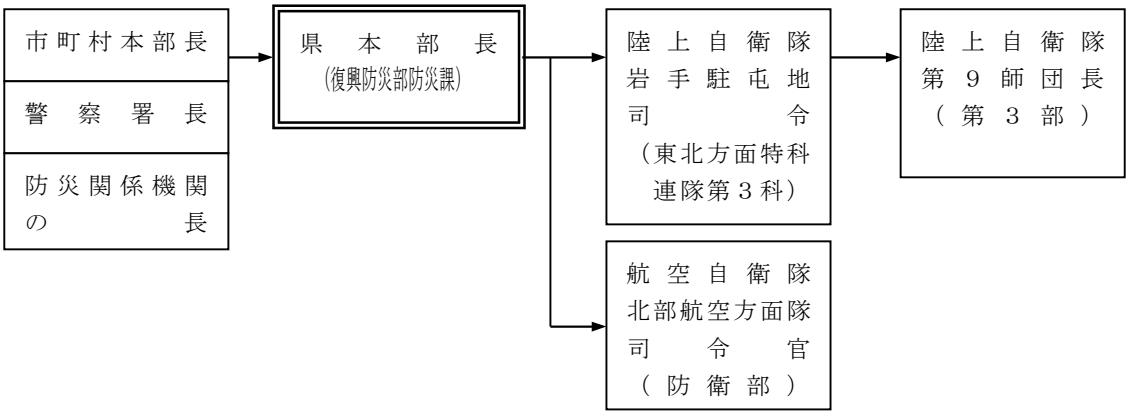

注）１　□　は災害派遣要請権者、（　　）は主管部課等を示す。

２　町本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

５　災害派遣部隊の受入れ

（1）　災害派遣部隊との連絡調整

ア　町本部長及びその他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。

（ア）　派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

（イ）　陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。

（ウ）　応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

（エ）　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

①　災害情報の収集及び交換

② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
③ 県等の保有する資機材等の準備状況
④ 自衛隊の能力、作業状況
⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
⑦ 宿泊及び経費分担要領
⑧ 撤収の時期及び方法

イ 町本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

（ア） 事前の準備
① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。
③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度、経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

（イ） 受入れ時の準備
① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリポートの離発着について広報を行う。
⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

６ 災害派遣に伴う経費の負担

（１） 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた町その他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

（２） 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第 12 節　防災ボランティア活動計画

第１　基本方針

１　防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

２　被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

３　防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　防災ボランティアの受入体制の整備 ２　防災ボランティア活動に関する情報の提供 ３　防災ボランティア活動に対する支援 ４　防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに町社会福祉協議会（以下、本節中「町社協」という。）との連絡調整 ５　自主防災組織など関係団体等との連絡調整
町社会福祉協議会	１　防災ボランティア活動に係る町との連絡調整 ２　防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 ３　防災ボランティア活動に対するニーズの把握
その他のボランティア団体等	防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協との連絡調整

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
企　画　部	総合政策課	自主防災組織など関係団体等との連絡調整
保健福祉部	福　祉　課	１　町の被害状況及び必要となる防災ボランティア活動の把握 ２　防災ボランティア活動を行うＮＰＯ等に係る連絡調整 ３　防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤地区等との連絡調整 ４　防災ボランティア活動に係る町社協との連絡調整 ５　防災ボランティアの活動状況の把握
教　育　部	生涯文化スポーツ課	婦人会など関係団体等との連絡調整

第３　実施要領

１　防災ボランティアに対する協力要請

（１）　町本部長は、被災地における防災ボランティアニーズの把握に努める。

（２）　町本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。

（３）　町本部長は、町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

ア　防災ボランティアの活動内容及び人数等
イ　防災ボランティアの集合日時及び場所
ウ　防災ボランティアの活動拠点
エ　防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
オ　その他必要な事項

（４）　町社協は防災ボランティアセンターを設置し、受入体制を整える。

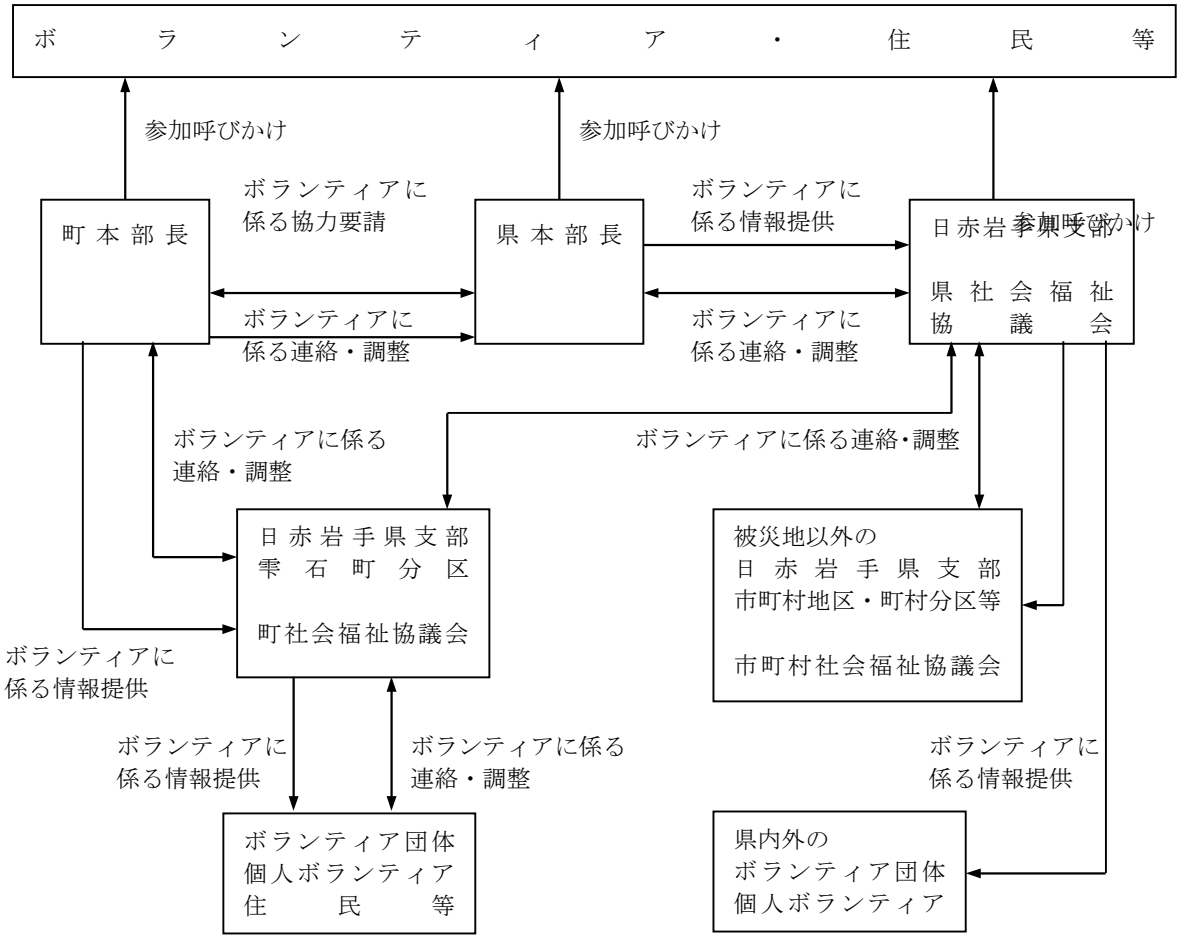

２　防災ボランティアの受入れ

（１）　県本部長及び町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、

災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

（2）　日赤地区等及び町社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア　防災ボランティア活動の内容
イ　防災ボランティア活動の時期及び活動区域
ウ　防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
エ　防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
オ　被害状況、危険箇所等に関する情報
カ　交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
キ　その他必要な事項

（3）　県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（4）　町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3　防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・　炊き出し	・　引っ越し	・　安否確認、調査活動
・　募金活動	・　負傷者の移送	・　給食サービス
・　話し相手	・　後片付け	・　洗濯サービス
・　シート張り	・　避難所の運営支援	・　移送サービス
・　清掃	・　物資仕分け	・　入浴サービス
・　介助	・　物資搬送	・　理容サービス
・　その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動		

4　関係団体等との連携

町本部長は、次の団体等が防災ボランティア活動に参加する場合について、あらかじめ協議した活動内容等について連携を図る。

婦人会	自主防災組織等	行政区

第 13 節　義援物資、義援金の受付・配分計画

第１　基本方針

災害時において、被災者に対し町内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町本部長	義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手県共同募金会	義援金の募集及び受付
雫石町社会福祉協議会	義援物資の募集、受付及び配分

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
総　務　部	総　務　課	義援物資配分の支援
保健福祉部	福　祉　課	義援物資及び義援金の受付及び配分

第３　実施要領

１　義援物資

（１）　義援物資の受付

ア　町本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。

イ　義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

ウ　実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

（２）　配分及び輸送

ア　県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し引き渡す。

イ　町本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

２　義援金

（１）　義援金の受付

ア　町本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、義援金募集の実施について協議し、義援金配分委員会を組織する。

イ　義援金募集が決定された場合、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ　町本部長は、送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

（２）　配分

受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定する。

３　海外からの支援の受入れ

町本部長は、海外からの支援の受け入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第 14 節　災害救助法の適用計画

第１　基本方針

１　町本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。

２　法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を県本部長から委任を受けて町本部長が救助活動を実施する。

３　町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　避難所の供与 ２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ４　被災者の救出 ５　被災した住宅の応急修理 ６　学用品の給与 ７　埋葬 ８　死体の捜索及び処理 ９　災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
保健福祉部	福　祉　課	法に基づく事務全般

第３　実施要領

１　法適用の基準（本項では災害救助法第２条第１項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）

法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

（１）　町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

（市町村人口は、令和２年国勢調査に基づく）

市町村人口	左の区分に該当する市町村	法適用基準		小災害内規運用基準（滅失世帯）
		市町村人口に応じた滅失世帯数	県内1，500世帯滅失で市町村人口に応じた滅失世帯数	
5，000人未満	田野畑村、普代村、野田村	30世帯以上	15世帯以上	15世帯以上 30世帯未満
5，000人以上 15,000人未満	葛巻町、岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、軽米町、九戸村、一戸町	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
15，000人以上 30，000人未満	八幡平市、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、矢巾町、金ヶ崎町、洋野町	50世帯以上	25世帯以上	25世帯以上 50世帯未満
30，000人以上 50，000人未満	大船渡市、久慈市、釜石市、紫波町	60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上 60世帯未満
50，000人以上 100，000人未満	宮古市、花巻市、北上市、滝沢市	80世帯以上	40世帯以上	40世帯以上 80世帯未満
100，000人以上 300，000人未満	盛岡市、一関市、奥州市	100世帯以上	50世帯以上	50世帯以上 100世帯未満
300,000人以上		150世帯以上	75世帯以上	75世帯以上 150世帯未満
・県内において、7，000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 ・多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合				

注）被災世帯数の算定は、次のとおりとする。

ア　住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１被害世帯とする。

イ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、３世帯をもって１被害世帯とする。

ウ　全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

（２）　災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

（３）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

ア　災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

２　法適用の手続

（１）　町本部長の措置

ア　町本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ　法の適用基準となる被害世帯数については、第４節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式２）により、県本部長に情報提供する。

ウ　町本部長は、被害規模が大きく被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

［救助活動実施状況報告様式　様式 3－14－1］

災害救助法適用の手続

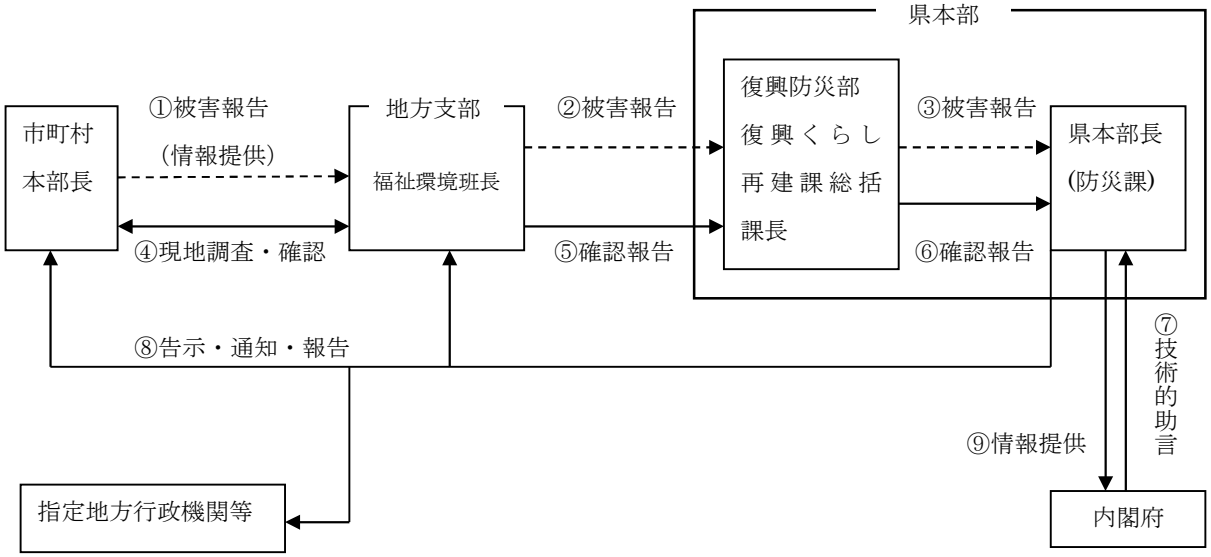

３　救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第 15 節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の給与	第 18 節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与	第 17 節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第 16 節「医療・保健計画」
助産	
被災者の救出	第 15 節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第 24 節「文教対策計画」
埋葬	第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」
死体の捜索	
死体の処理	
障害物の除去	第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第 23 節「応急対策要員確保計画」

第４　救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 310 円以内 （加算額） 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均 29.7 ㎡（9 坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 2,530,000 円以内 ３　同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から 20 日以内着工	１　平均一戸あたり 29.7 ㎡、2,530,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１　１人１日当たり 1,040 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額限度額内であればよい（１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><td rowspan="8">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="6">1　夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限る</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">(単位：円)</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増す毎に加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
焼失
流失</td><td>夏</td><td>17,800</td><td>22,900</td><td>33,700</td><td>40,400</td><td>51,200</td><td>7,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>29,400</td><td>38,100</td><td>53,100</td><td>62,100</td><td>78,100</td><td>10,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,800</td><td>7,800</td><td>11,700</td><td>14,200</td><td>18,000</td><td>2,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,400</td><td>12,300</td><td>17,400</td><td>20,600</td><td>26,100</td><td>3,400</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="6">1　救護班　使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所、社会保険診療報酬の額以内
3　施術者　協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="6">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の0以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="6">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="6">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1世帯当たり
547,000円以内</td><td>災害発生から1カ月以内</td><td></td></tr>
<tr><td>学用品の給与</td><td>住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就</td><td colspan="6">1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費</td><td>災害発生の日から
（教科書）
1カ月以内
（文房具及び通学</td><td>1　備蓄物資は評価額
2　入進学時の場合は個々の実情に応</td></tr>
</table>

	学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	2　文房具及び通学用品は、1人当たり金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	用品） 15日以内	じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 206,000円以内 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 （検索） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来たしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

第 15 節　避難・救出計画

第１　基本方針

１　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者及び観光客等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示並びに緊急安全確保の指示のほか、避難行動要支援者その他特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で高齢者等避難（以下、本節中「避難指示等」という。）を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

２　救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

３　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

４　町は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第２　実施機関（責任者）

１　避難指示等

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第 29 条、災害対策基本法第 60 条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　避難のための立退き指示 ２　自衛隊の災害派遣要請

２　警戒区域の設定

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令〔災害対策基本法第 63 条〕

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	警戒区域の設定

3　救　出

実施機関	担　　当　　業　　務
町　本　部　長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出

〔町本部の担当〕

部	課	担　　当　　業　　務
総合調整部	防　災　課	1　消防機関及び自衛隊の派遣要請 2　生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法の適用時における救出の事後事務
地域整備部	地域整備課	救出に係る重機等の確保

4　指定避難所の設置、運営

実施機関	担　　当　　業　　務
町　本　部　長	指定避難所の設置、運営

〔町本部の担当〕

部	課	担　　当　　業　　務
企　画　部	総合政策課	指定避難所の設置、運営の統制
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後処理
	町　民　課	指定避難所における愛玩動物同伴者の対応

第３　実施要領

1　避難指示等

（1）　避難指示等の実施及び報告

ア　避難指示等の発令基準は次のとおりとし、災害の種別ごとに避難指示等発令基準を定めるよう努めるものとする。

種　　別	発　　令　　基　　準
高齢者等避難	1　気象予報・警報・土砂災害警戒情報等が発表され、事前に高齢等避難を発令することが適当であると判断されるとき 2　諸般の状況から災害の発生が予想され、事前に高齢者等避難をすることが適当であるとき
避難指示	1　高齢者等避難より状況が悪化し、避難を要すると認められるとき 2　災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき
緊急安全確保	1　避難指示より状況が悪化し、直ちに身の安全を確保する必要があると認められるとき 2　災害が発生、又は切迫し、緊急に安全確保する必要があると認められるとき

イ　避難指示等を発令する場合の一般的な事例は次のとおりである。

（ア）　気象予報・警報や土砂災害警戒情報等が発表され、避難を要すると判断されるとき

（イ）　防災関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき

（ウ）　河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

（エ）　河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき

（オ）　がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生し、更に民家等まで拡大するおそれがあるとき

（カ）　短時間かつ局地的な集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき

（キ）　火災が拡大するおそれがあるとき

（ク）　その他危険が切迫していると認められるとき

ウ　町本部長は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

エ　町本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

オ　町本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

カ　町は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するよう努める。

キ　県その他の防災機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

ク　町は、県から伝達される「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判

断するための情報や助言内容等を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。

ケ　町本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

コ　町本部長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

サ　県その他の防災機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

（２）　避難指示等の内容

町本部長は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

（ア）　発令者

（イ）　避難指示等の日時

（ウ）　避難指示等の理由

（エ）　避難対象地域

（オ）　避難対象者及びとるべき行動

（カ）　避難先

（キ）　避難経路

（ク）　その他必要な事項

（３）　避難指示等の周知

ア　地域住民等への周知

（ア）　町は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

（イ）　町本部長は、避難指示等の内容を、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

（ウ）　実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

（エ）　町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（オ）　避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、障がい者・高齢者・外国人等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

（カ）　観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

（キ）　緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準

備をさせる。

（ク）　避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種　類　及　び　内　容		備　　考
	鐘	サイレン	
火　　災	（連点） ○－○－○－○－○	３秒２秒３秒２秒３秒 △　　△　　△	近火信号をもって避難信号とする。
水　　災	（連点） ○－○－○－○－○	３秒２秒３秒２秒３秒 △　　△　　△	水防法に基づく避難信号

（ク）　指定避難所までの安全な避難経路が確保できない地区については、住民等に地区内の高台への避難又は自宅待機（垂直避難）を呼びかける。

（コ）　町本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。

イ　登山者等への周知

（ア）　県及び町は相互に連携を図りながら、登山者等に対し、緊急速報メール、スマートフォンアプリ、登録制メール、消防防災ヘリコプター等によって、避難指示等の内容の周知徹底を図る。

（イ）　上記のほか、突発的に噴火が発生又は発生するおそれがある場合においても、県及び町は相互に連携を図りながら、避難指示等の内容の周知に準じ、緊急下山等の広報を実施する。

ウ　関係機関相互の連絡

町本部長は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

（ア）　避難指示等を行った者

（イ）　避難指示等の理由

（ウ）　避難指示等の発令時刻

（エ）　避難対象地域

（オ）　避難先

（カ）　避難者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根　拠　法　令
市町村長	知事	災害対策基本法第 60 条第４項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法 29 条

警察官	町長	災害対策基本法第 61 条第２項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第４条第２項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第１項

（４）　避難の方法

ア　避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別な事由がある場合に限る。

イ　避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

（５）　避難の誘導

ア　町本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ　町本部長は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。

ウ　町は、避難行動要支援者の避難にあたっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ　次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

（ア）　幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

（イ）　在宅の高齢者、障がい者等の避難

オ　避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

（６）　避難者の確認等

町職員、消防団員、民生委員・児童委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア　避難場所（避難所）

（ア）　避難した住民等の確認

（イ）　特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

イ　避難対象地域

（ア）　避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

（イ）　避難が遅れた者等の避難誘導、救出

（７）　避難経路の確保

町本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。

（８）　避難者支援等関係者の安全確保

町本部長は、あらかじめ定められた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2　警戒区域の設定

（1）　警戒区域の設定

ア　町本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

（ア）　発令者

（イ）　警戒区域設定の日時

（ウ）　警戒区域設定の理由

（エ）　警戒区域設定の地域

（オ）　その他必要な事項

イ　町本部長は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（2）　警戒区域設定の周知

ア　地域住民への周知

町本部長は、警戒区域設定の内容を、町防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ　関係機関相互の連絡

町本部長は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

（ア）　警戒区域設定を行った者

（イ）　警戒区域設定の理由

（ウ）　警戒区域設定の発令時刻

（エ）　警戒区域設定の地域

〔町本部長以外の者が警戒区域を設定した場合の法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根　拠　法　令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第 30 条第３項
警察官		災害対策基本法第 63 条第２項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第３項

3　救　出

（1）　救出班の編成

ア　町本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ　町本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容にあたらせるため、消防職員、団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

（2）　救出の実施

ア　捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ　捜索の実施に当たっては、民生委員・児童委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

ウ　町本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。

エ　町本部長は、孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

オ　捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

（3）　救出したときの措置

ア　救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

イ　救出班は、遺体を発見した場合は、第 22 節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理、埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

（4）　災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

4　避難場所の開放

ア　町本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。

イ　町本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。

ウ　町本部長は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開放に努める。

5　指定避難所の設置、運営

（1）　指定避難所の設置

ア　町本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料

水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。

イ　町本部長は、福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ウ　町本部長は、町が設置する指定避難所をできるだけ多く開設する。あらかじめ指定した指定避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所を確保し、多様な避難所の確保に努める。

（ア）　他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて指定避難所を設置する。

（イ）　県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。

（ウ）　町本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

エ　町本部長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県本部長に報告する。

（ア）　開設日時及び場所

（イ）　開設箇所数及び各指定避難所の避難者数

（ウ）　開設期間の見込み

オ　指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区　　分	対　　象　　者
災害により、現に被害を受けた者	①　住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ②　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	①　避難指示等をした場合の避難者 ②　避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

カ　町本部長は、指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

キ　町本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。

ク　町本部長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。

ケ　町本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

（２）　指定避難所の運営

ア　町本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、町本部長は、指定避難所の生活環境が良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ　町本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

ウ　町本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ　町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

オ　町本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

カ　町本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

（ア）　避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成

（イ）　食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

（ウ）　生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

（エ）　ホームヘルパー等による介護の実施

（オ）　保健衛生の確保

（カ）　指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保

（キ）　可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

（ク）　応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

キ　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

ク　町本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

ケ　町本部長は、指定避難所等における性暴力・ＤＶの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者へ の相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（３）　町以外の市町村による避難所の設置等

町以外の市町村の避難所の設置及び運営については、（１）及び（２）の定めを準用する。

（４）　災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

６　帰宅困難者対策

（１）　町本部長は、災害の発生に伴い、通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供を行うなど、帰宅のための支援を行う。

（２）　町本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

７　避難所以外の在宅避難者に対する支援

（１）　在宅避難者の把握

ア　町本部長は、自宅、車中その他の避難所以外にいる者であって、ライフラインや流通の途絶により、物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。

（２）　在宅避難者等に対する支援

ア　町本部長は、役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ　町本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備を図る。

ウ　在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

８　広域避難

（１）　県内広域避難

ア　災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受け入れを協議する。

イ　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。 ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ　協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除

き、これを受け入れる。

エ　協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第 61条の４第２項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3　県本部長	災害対策基本法第86条の８第６項、災害対策基本法施行規則第８条の２第２項
	県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1　協議先市町村長 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難 者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3　公示 4　県本部長	災害対策基本法第61条の４第７項、災害対策基本法施行規第２条の３第 ２項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の４第４項、災害対策基本法施行規則第２条の３第１項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元市町村本部長	災害対策基本法第61条の４第５項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の４第８項、災害対策基本法施行規則第２条の３第１項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等
保健福祉部	福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

（２）　県外広域避難

ア　県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」 という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受け入れについて協議することを求める。

イ　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受け入れの協議を行う。

ウ　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の５第３項

	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　協議元市町村本部長 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の５第９項
	県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　協議先都道府県知事 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の５第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の９第10項、災害対策基本法施行規則第２条の３第４項
	県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき	1　県本部長 2　公示 3　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の９第11項、災害対策基本法施行規則第２条の３第４項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等
保健福祉部	福祉課	1　協議元市町村本部長との協議等 2　協議先都道府県知事との協議等 3　内閣総理大臣への報告

（３）他都道府県からの広域避難受け入れ

ア　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受け入れの協議があったときは、受け入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受け入れについて協議すべき市町村を決定し、受け入れを協議する。

イ　県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ　協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の５第８項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第61条の５第13項、災害対策基本法施行規則第２条の３第４項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の５第６項
		県本部長	災害対策基本法第61条の５第７項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の５第14項、災害対策基本法施行規則第２条の３第４項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	他都道府県からの広域避難に係る輸送手段の確保への支援等
保健福祉部	福祉課	協議元市町村長との協議等

９　広域一時滞在

（１）　県内広域一時滞在

ア　災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長(以下、この項において「協議元市町村本部長」という。)は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後遅滞なく報告する。

ウ　協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ　協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

キ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市町村本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の８第２項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	１　公示 ２　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ３　県本部長	災害対策基本法第86条の８第６項、災害対策基本法施行規則第8条の２第２項
	県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	１　協議先市町村長 ２　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 ３　公示 ４　県本部長	災害対策基本法第86条の８第７項、災害対策基本法施行規則第８条の２第２項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の８第４項、災害対策基本法施行規則第８条の２第１項
		協議元市町村本部長	災害対策基本法第86条の８第５項

	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の８第８項、災害対策基本法施行規則第８条の２第１項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
保健福祉部	福祉課	協議元市町村本部長又は協議先市町村長からの報告又は通知の受理

（２）　県外広域一時滞在

ア　県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長(以下、本号中「協議元市町村本部長」という。)は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

カ　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の９第３項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	１　協議元市町村本部長 ２　内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の９第９項

	県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1　協議先都道府県知事 2　内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の９第12項
協議元市町村本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1　公示 2　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の９第10項、災害対策基本法施行規則第８条の２第４項
	県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき	1　県本部長 2　公示 3　協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の９第11項、災害対策基本法施行規則第８条の２第４項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	県外広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等
保健福祉部	福祉課	1　協議元市町村本部長との協議等 2　協議先都道府県知事との協議等 3　内閣総理大臣への報告

（３）　他都道府県からの広域一時滞在受け入れ

ア　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ　県本部長の協議を受けた町長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ　町長は、受入施設を決定し、提供する。

エ　県本部長又は町長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令

県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第86条の９第８項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第86条の９第13項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の９第６項、災害対策基本法施行規則第８条の２第４項の規定により準用する同条第１項
		県本部長	災害対策基本法第86条の９第７項
	他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の９第14項、災害対策基本法施行規則第８条の２第４項の規定により準用する同条第１項

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
産業振興部	観光商工課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保への支援等
保健福祉部	福祉課	協議すべき市町村の決定、協議先市町村長との協議等

10　住民等に対する情報等の提供体制

（１）　県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

（２）　県及び町は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

（３）　安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

（４）　広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

（５）　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第 16 節　医療・保健計画

第１　基本方針

１　救急、救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＭＡＴ」という。)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

２　精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＰＡＴ」という)、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

３　効果的な医療活動を行うため、迅速、正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

４　被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

５　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 ２　救護所の設置 ３　町営医療機関に係る医療救護班の編成、派遣 ４　他の医療機関に対する応援要請

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	１　県等に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援要請 ２　傷病者搬送車両の手配と配車
総合調整部	防　災　課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	町　民　課	被災した愛玩動物の救護対策
	健康推進課	１　県、市町村等に対する医療救護班等の派遣要請並びに医薬品、医療資機材の調達及びあっせん要請 ２　日本赤十字社医療救護班の派遣要請 ３　他の医療機関に対する協力要請 ４　応急医療の総合調整 ５　保健指導の実施 ６　救護所の設置、運営 ７　こころのケアの実施
	雫石診療所	１　応急医療の実施 ２　町立診療所の機能確保

第３　初動医療体制

１　医療救護班・歯科医療救護班等の編成

（１）　町本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。　［医療施設の現況　資料編 3－16－1］

（２）　各医療機関は、災害時における医療(歯科医療を除く)、助産の救助を実施するための「医療救護班」並びに歯科医療、口腔ケアを実施するための「歯科医療救護班」を編成する。

町内医療機関	施　設　数	編　成　基　準
病　　院	2	医　　師　　1～3　名 看　護　師　　3　名 事務職員兼運転手　　1　名
一 般 診 療 所	10(内歯科５)	
合　　計	12	

（３）　(一社)岩手県薬剤師会は、災害時における調剤、服薬指導を実施するための「県薬剤師会班」を編成する。

（４）　応急医療及び救護のため、他の市町村並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、それぞれ、第 10 節「相互応援協力計画」及び第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

２　現場医療救護所及び救護所の設置

町本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

ア　緊急避難場所
イ　避難所
ウ　医療施設

３　医療救護班の活動

（１）　医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

（２）　医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。

ア　傷病者に対する応急措置
イ　後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
ウ　救護所及び避難所における巡回医療の支援
エ　被災地の病院の医療支援
オ　助産救護
カ　死亡の確認
キ　遺体の検案及びその後の処置
ク　その他必要とされる措置

（３）　医療活動の実施に当たっては、岩手ＤＭＡＴ及び健康管理活動班と連携を図る。

（４）　医療救護班は、関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

※災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱されたものをいう。

４　歯科医療救護班の活動

（１）　歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

（２）　歯科医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。

ア　歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

イ　歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ　その他必要とされる措置

５　県からの派遣チーム等の活動

（１）　岩手ＤＭＡＴ

ア　岩手ＤＭＡＴは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等の際における応急的な医療活動を実施することとし、おおむね次の業務を行う。

（ア）　現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）

（イ）　被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援

（ウ）　被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（ＳＣＵ）」という。）におけるものを含む。）（搬送）

（エ）　県災害対策本部内に設置するＤＭＡＴ県調整本部等における被災地域内のＤＭＡＴに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）

（オ）　ＤＭＡＴ県調整本部等における統括ＤＭＡＴの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※　ステージングケアユニット（ＳＣＵ）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

イ　災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班、現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。

ウ　後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。

エ　岩手ＤＭＡＴは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

（２）　岩手ＤＰＡＴの活動

ア　岩手ＤＰＡＴは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施し、次の業務を行う。

（ア）　情報収集とアセスメント
（イ）　精神科医療機能に対する支援
（ウ）　住民及び支援者に対する支援
（エ）　精神保健に係る普及啓発
（オ）　活動実績の登録
（カ）　活動情報の引継ぎ

イ　県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医療品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自らが確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

ウ　精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と綿密な連携を図りながら活動を行う。

（３）　県薬剤師会班の活動

ア　県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

（ア）　傷病者等に対する調剤、服薬指導
（イ）　救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
（ウ）　その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

６　医薬品及び医療資機材の調達

（１）　町本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、ＤＭＡＴ及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。

（２）　医薬品等は、岩手ＤＭＡＴが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。

（３）　町本部長は、必要な医療品等を調達できない場合は、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医療品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

第４　傷病者の搬送体制

１　傷病者の搬送の手続き

（１）　岩手ＤＭＡＴ及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

（２）　岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、町本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。

（３）　傷病者の搬送は、原則として岩手ＤＭＡＴ又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、町本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配、配車を要請する。

（４）　傷病者搬送の要請を受けた町本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ

定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

２　傷病者の搬送体制の整備

（１）　町本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

（２）　町本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

（３）　町本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第５　健康管理活動の実施

１　町本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の編成基準により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

編　成　基　準	保　健　師　　１　名以上 栄　養　士　　１　名

２　健康管理活動班は、医療救護班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回して保健活動を行う。

３　健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

（１）　被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア

（２）　避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

（３）　被災者に対する保健サービスについての連絡調整

４　医療救護班は、活動終了後に口腔の健康維持を図るため、口腔ケア活動班を編成し、避難所等の歯科保健活動を行う。

５　口腔ケア活動班の活動は、おおむね、次の業務を行う。

（１）　被災者に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア

（２）　被災者に対する歯科健康教育

（３）　その他必要とされる歯科保健活動

第６　災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第７　愛玩動物の救護対策

町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

（1）　所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

（2）　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

（3）　飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

（4）　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

災害時における医療・健康管理活動の流れ（イメージ）

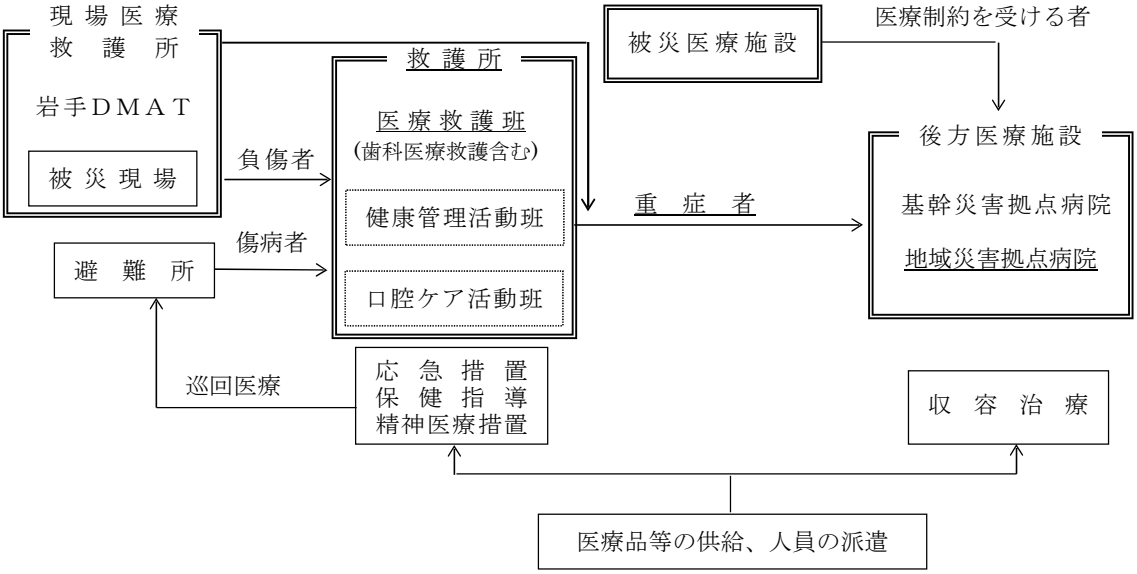

注）医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

医療・精神医療・保健活動の情報連絡系統図

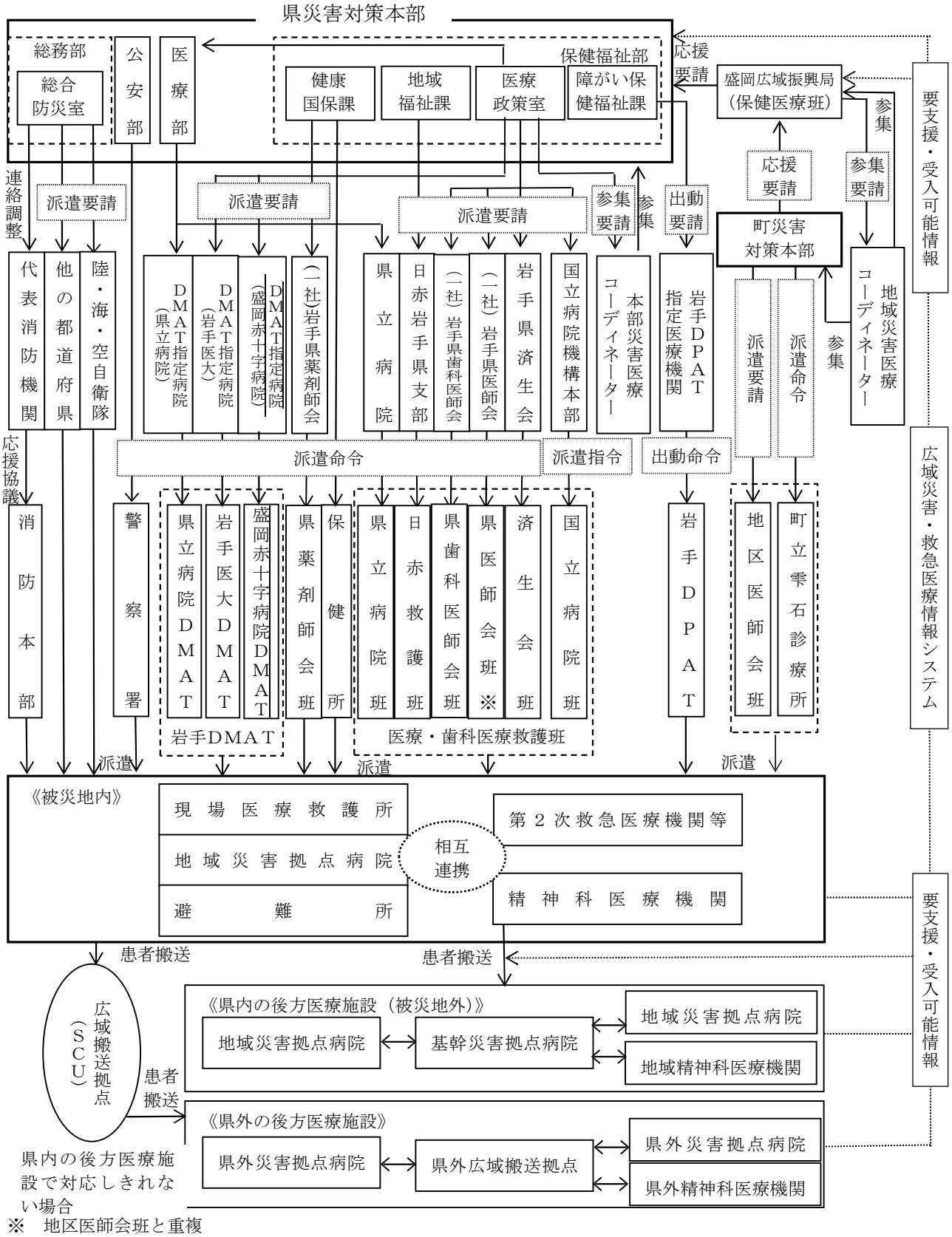

※　地区医師会班と重複

第17節　食料、生活必需品等供給計画

第１　基本方針

１　災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

２　災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

３　町その他の防災機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　県、他市町村等に対する物資の調達及びあっせん要請 ２　自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請
総　務　部	総　務　課	災害における応援協定に基づく飲料の確保
保健福祉部	福　祉　課	１　物資、食料の需給に係る連絡調整 ２　被服、寝具等の調達及びあっせん ３　他課の担当以外の物資の調達及びあっせん ４　災害救助法による物資及び食料供給事務の総括 ５　障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん ６　食料品の調達及び炊き出しの実施
	健康推進課	食品衛生の確保
産業振興部	農　林　課	１　米穀の調達及びあっせん ２　農畜産物及びその加工品の調達及びあっせん ３　水産物の調達及びあっせん
	観光商工課	燃料の確保、調達及びあっせん

第３　実施要領

１　物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

（１）　避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者

（２）　住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者

（３）　被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者

（４）　物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

（５）　災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

２　支給物資の種類

（１）　物資の種類及び数量は、支給物資の種類、支給基準数量等を参考に、被災状況や食料調達の状況に応じて支給する。

支給物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区　　分	供　給　食　料
主　　食　　用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副　　食　　用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調　　味　　料	味噌、醤油、塩、砂糖等

〔1 人当たりの供給数量〕

区　　分	供　給　基　準　数　量
米　　穀	被災者　１食当たり　精米200グラム以内 応急供給受配者　１日当たり　精米400グラム以内 災害救助従事者　１食当たり　精米換算 300 グラム以内

区　　分	支　　給　　物　　資
外　　衣	洋服、作業衣、子供服等
肌　　着	シャツ、パンツ等の下着類
寝　　具	タオルケット、毛布、布団等
身　　回　　品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊　事　道　具	なべ、炊飯器、カセットコンロ、こんろ、ガス器具等
食　　器	はし、茶わん、皿等
日　　用　　品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート等
光　熱　材　料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等

（２）　発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。

（３）　避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。

（４）　食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

（５）　高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

３　物資の確保

（１）　町本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認める場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。

（２）　町本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

（３）　町本部長は、必要な物資を調達できない場合は、盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。

（４）　自衛隊の保有する物資の無償貸付又は譲渡を要請する場合の手続きについては、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

４　物資の輸送及び保管

（１）　町本部長は、県本部長から物資の引渡しを受けるときは、「災害救助用物資引渡書」により授受を明確にする。

（２）　町本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて警備員を配置し、または警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置を取る。

５　物資の支給等

（１）　物資の支給等

ア　原則として、物資は支給することとし、町本部長が指定したものに限り、貸与する。

イ　物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、町役場、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

（２）　食料の供給における留意事項

ア　町本部長はあらかじめ炊出し方法等を定める。

イ　炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。

ウ　炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ　防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、町本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

６　住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下し、仕分け、支給等について協力を求める。

７　物資の需給調整

（１）　町本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給するべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需給に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

（２）　町本部長は、各避難所等からの報告に基づき、被災地域における物資の需給量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者、団体及び他の市町村からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

８　災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

物資の調達・供給系統図

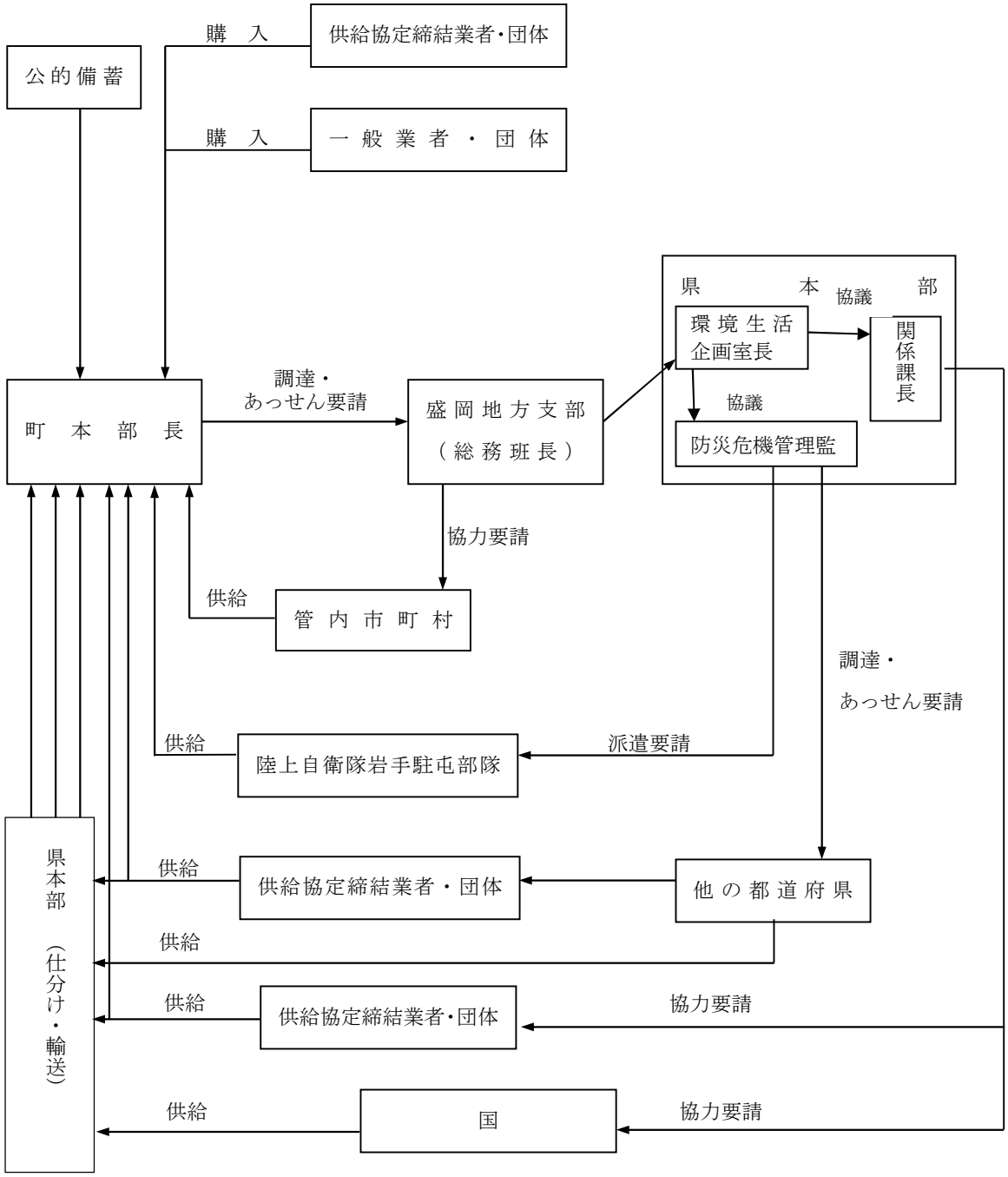
公的備蓄
購　入
供給協定締結業者･団体
購　入
一般業者・団体
県　本　部
協議
環境生活企画室長
関係課長
協議
防災危機管理監
町　本　部　長
調達・あっせん要請
盛岡地方支部（総務班長）
協力要請
供給
管内市町村
調達・あっせん要請
供給
陸上自衛隊岩手駐屯部隊
派遣要請
県本部（仕分け・輸送）
供給
供給協定締結業者・団体
他の都道府県
供給
供給
供給協定締結業者･団体
協力要請
供給
国
協力要請

別記様式

災　害　救　助　用　物　資　引　渡　書
引継者機関名　　職氏名
引受者機関名　　職氏名

救助用物資を次のとおり引き継ぎました。

記

1　引継日時

2　引継場所

3　引継物資　　次表のとおり　　（車両番号　　）

物資名	単位	輸送数量	引継書類	差引不足数	不測を生じた理由	その他

注：本書は２部作成し、授受機関とも保管する。

第 18 節　給水計画

第１　基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　飲料水の供給 ２　県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　県、他市町村等に対する応急給水用資機材の調達及びあっせん並びに要員派遣要請 ２　自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法による給水事務の総括
地域整備部	上下水道課	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 ２　住民への広報及び被害情報の収集と整理 ３　断水世帯に関する情報収集等 ４　その他災害の際の全般的給水

第３　実施要領

１　給　水

（１）　水源の確保

町本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

（２）　給水班の編成

町本部長は、職員を主体として、「給水班」を編成し、次の業務を行う。

ア　給水業務

イ　飲料水の水質検査

ウ　汚染水の使用禁止・停止・制限

（３）　応援の要請

ア　町本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

（ア）　給水対象地域

（イ）　給水対象人数

（ウ）　職種別応援要員数

（エ）　給水期間

（オ）　その他参考事項

イ　給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

ウ　町本部長は、災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水を確保できないと認めた場合は、県本部長を通じて、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。

エ　町本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき、又は早期の復旧が必要と認めるときは、第 10 節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、県本部長を通じて、国、他の都道府県等に対し、要員の派遣を要請する。

オ　町本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

２　応急給水用資機材の調達

（１）　調達方法

ア　町本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

イ　町本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

（２）　応援の要請

町本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア　応急給水用資機材の種別、数量

イ　使用期限

ウ　運搬先

エ　その他参考事項

3　給水の方法

（1）　水の消毒及び給水器具の衛生的処理

ア　水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2mg/㍑以上になるよう消毒する。

イ　水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2mg/㍑以上に確保する。

ウ　給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

（2）　給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

（3）　給水車等の運行不可能な地域における給水

ア　浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ　浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

（4）　医療施設等への優先的給水

ア　医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ　浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4　水道施設被害汚染対策

（1）　町本部長は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア　必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

イ　緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

ウ　施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

（2）　町本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

ア　施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ　水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。

（3）　町本部長は、水道部等の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア　水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）

イ　給水対象地域

ウ　給水対象世帯、人員

エ　人員、資材、種類、数量
オ　応援を要する期間
カ　その他参考事項

５　災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 19 節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第１　基本方針

１　災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

２　災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

３　災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

４　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	被災住宅の応急修理及び公営住宅の入居あっせん

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	県、他市町村等に対する応急仮設住宅建設に係る技術職員の派遣要請
総合調整部	防　災　課	県、他市町村等に対する被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせん要請
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括
産業振興部	農　林　課	応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保
地域整備部	地域整備課	１　応急仮設住宅の設計、施工、監理 ２　公営住宅の入居あっせん ３　活用可能な民間住宅の情報提供 ４　被災宅地・建築物の危険度判定に係る県本部に対する要請

第３　実施要領

１　応急仮設住宅の供与

（１）　供与対象

応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。

ア　住家が全壊、全焼又は流失した世帯

イ　仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯

ウ　自らの資力では住宅を確保することができない世帯について民生委員・児童委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度が高いと認められる世帯

（２）　供与対象者の調査、報告

ア　町本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に、次の事項を県本部長に報告する。

（ア）　被害状況

（イ）　被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

（ウ）　町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

（エ）　その他住宅の応急対策上の必要事項

イ　町本部長は、前記の調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成する。

（３）　建設場所の選定

ア　町本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

イ　応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

ウ　敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

エ　被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

（４）　資材の調達

ア　町本部長は、あらかじめ、災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。

［関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況一覧表　資料編３－10－4］

イ　町本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。

ウ　町本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、町有林の払下げを検討するほか、県本部長に要請の上、調達、確保する。

（５）　応急仮設住宅の入居

ア　町本部長は、県本部長の応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は町本部長が選定する。

イ　町本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

ウ　入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。

エ　応急仮設住宅の管理は、町本部長の協力を得て、県本部長が行う。ただし、状況に応じて、県本部長から委任を受けた場合は町本部長が管理する。

オ　県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

（６）　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

ア　県本部長は、借上げによる民間賃貸住宅の提供を行う場合は、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、（一社）岩手県宅地建物取引業協会及

び（公社）全日本不動産協会岩手県本部に対し協力を求め、「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定運用細則」に従い、具体の手続を行う。

イ　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2　住宅の応急修理

（1）　対象者

住宅の応急修理は、次の掲げる者に対して行う。

ア　住家が半壊、半焼又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ　自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯

ウ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

（2）　対象者の調査、選考

町本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

（3）　修理の範囲

修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

（4）　修理期間

ア　修理期間は、災害発生の日から１カ月以内とする。

イ　町本部長は、１カ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

（5）　災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3　公営住宅への入居あっせん

（1）　町本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

（2）　町本部長は、要配慮者の入居を優先する。

4　被災者に対する住宅情報の提供

町本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5　被災宅地の危険度判定

町本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、県本部長に対し被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

（1）　被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　「被災宅地の調査、危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。

ウ　判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区　　分	表　　示　　方　　法
危　　険　　宅　　地	赤のステッカーを表示する。
要　注　意　宅　地	黄のステッカーを表示する。
調　査　済　宅　地	青のステッカーを表示する。

（２）　町本部長の措置

町本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア　町本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。

イ　実施本部は、以下の業務にあたる。

（ア）　宅地に係る被害情報の収集

（イ）　判定実施計画の作成

（ウ）　宅地判定士、判定調査員の受入れ及び組織編成

（エ）　判定結果の調整及び集計並びに町本部長への報告

（オ）　判定結果に対する住民等からの相談への対応

（カ）　その他判定資機材の配布

（３）　被災宅地危険度判定士の登録

町本部長は、県が主催する危険度判定に関する講習会に町の技術職員の受講を推進し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

６　被災建築物の応急危険度判定

町本部長は、地震により被災した建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

（１）　町本部長の措置

町本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

ア　町本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ　実施本部は、次の業務にあたる。

（ア）　被災状況の把握

（イ）　判定実施計画の策定

（ウ）　県本部長への支援要請

（エ）　被災建築物応急危険度判定士の受け入れ

（オ）　判定の実施及び判定結果の集計、報告

（カ）　住民への広報

（キ）　その他判定資機材の配布

（２）　被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

７　空き家の活用

町本部長は、管内の空き家情報とその活用について検討を行う。

第 20 節　感染症予防計画

第１　基本方針

１　被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。

２　災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県の協力を得て、防疫措置を実施する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　県、他市町村等に対する防疫用資機材の調達及びあっせん要請 ２　自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	町　民　課	ごみ、し尿処理等の実施
	健康推進課	１　防疫措置に関する指示及び指導 ２　防疫用資機材の調達及びあっせん ３　被災地域の防疫業務の実施
	雫石診療所	防疫調査協力班への対応

第３　実施要領

１　防疫の実施体制

（１）　防疫班

ア　町本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、所属職員による「防疫班」を編成する。１箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区　分	人　員	備　考
衛　生　技　術　者	１　名	医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。
事　務　職　員	１　名	
作　業　員	３　名	

イ　町本部長は、町における防疫業務が完全を期し得ないと認めた場合は、県本部長に対し支援を要請する。

（２）　疫学調査協力班

町本部長は、県が行う疫学調査に、「疫学調査協力班」を編成し、協力する。

１箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区　　分	人　　員	備　　考
看護師又は保健師	１　　名	防疫班を兼務して編成できる。
助　　手	１　　名	

（３）　感染症予防班

町本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

２　防疫用資機材の調達

（１）　町本部長は、あらかじめ、関係業者・団体と協力協定を締結するなど、防疫用資機材の確保を図る。

（２）　町本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア　防疫用資機材の調達数量

イ　送付先

ウ　調達希望日時

エ　その他参考事項

３　防疫情報の収集及び広報

（１）　町本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他防疫に関する情報の把握に努める。

（２）　町本部長は、第５節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により防疫に関する広報を実施する。

ア　疫学調査、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報

イ　避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報

４　防疫措置事項

町本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、次に掲げる事項をもとに、県本部長の指示により防疫措置を行う。

ア　清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条）

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第 28 条）

ウ　生活の用に供される水の供給（同上第 31 条）

エ　臨時予防接種（予防接種法第６条）

5　実施方法

（1）　感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）

町本部長は集団感染等の兆候を早期に探知するため、県本部長が行う臨時のサーベイランスに協力するとともに、サーベイランスにより得られた情報を医療関係機関等の関係者に対し定期的に情報提供する。

（2）　積極的疫学調査への協力

町本部は、県本部が行う疫学調査に、次の方法により協力するものとする。

ア　下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ　浸水し、滞水している地域にあっては通常週１回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合は、できる限り頻繁に実施する。

（3）　清潔方法

町本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第 21 節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

（4）　消毒方法

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定に基づき、同法施行規則第 14 条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒を実施する。

（5）　ねずみ族、昆虫等の駆除

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第 15 条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

（6）　生活の用に供される水の供給

町本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 18 節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生処理について指導する。

（7）　臨時予防接種

町本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

（8）　患者等に対する措置

町本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、県本部長が行う次の措置に協力する。

ア　患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用した、感染症指定医療機関への速やか

な収容。

イ　交通途絶による、感染症指定病院に収容することができないときの、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関への収容。

ウ　止むを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しての感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関への収容。

（９）　避難所の防疫指導等

町本部長は、県本部長が次の方法で行う避難所の防疫指導等に協力する。

ア　１日１回以上の疫学調査を行う。

イ　避難所の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。

ウ　避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ　飲料水等については、防疫班又は盛岡地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

オ　町本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

第 21 節　廃棄物処理・障害物除去計画

第１　基本方針

１　災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

２　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

３　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

４　廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第２　実施機関（責任者）

１　廃棄物処理

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	廃棄物の処理及び清掃全般

〔町本部の担当〕

部	課等	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	県、他市町村に対する要員派遣の要請
保健福祉部	町　民　課	廃棄物の処理及び清掃全般

２　障害物除去

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 ２　緊急輸送の確保、災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去

〔町本部の担当〕

部	課等	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	県、他市町村等に対する要員派遣の要請
総合調整部	防　災　課	自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法による障害物除去事務の総括
産業振興部	農　林　課	農林業関係障害物の除去
	農業委員会	
地域整備部	地域整備課	1　住居関係障害物の除去 2　道路関係障害物の除去 3　河川関係障害物の除去

第３　実施要領

１　廃棄物処理

（１）　処理方法

ア　町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ　町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針並びに雫石町災害廃棄物処理マニュアルを踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ　廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

ア　医療施設	イ　社会福祉施設	ウ　避難所

エ　町本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区分	処　理　内　容
第１次対策	ア　一般家庭や指定避難所から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ　最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、災害廃棄物仮置場を確保し、ごみ収集が可能になった時点からあらかじめ可能な限り、分別した上で収集する。
第２次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第１次対策が終了後、中間処理（破砕・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。
第３次対策	ア　倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ　搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第２次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ウ　これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

オ　町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう

努める。

カ　事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

キ　事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

（２）　廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア　町本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ　町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

ウ　町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区　　分	明　示　事　項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

（３）　災害廃棄物仮置場の確保

町本部長は、中間処理（破砕・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

（４）　災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア　町本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場や中間処理（破砕・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。

イ　消毒方法については、第20節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

（５）　住民等への協力要請

ア　町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

イ　町本部長は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

２　し尿処理

（１）　処理方法

ア　町本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処

理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ　町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ　し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

（ア）　医療施設

（イ）　社会福祉施設

（ウ）　避難所

エ　町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区　　分	し尿処理の方法
医療施設 福祉施設 避難所	ア　施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地　　区	ア　住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	ア　水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ　地区内に設置された仮設トイレを利用する ウ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事　業　所	ア　仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。

（２）　し尿処理用資機材の確保

ア　町本部長は、あらかじめ、し尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

イ　町本部長は、自らの処理能力を上回ったこと等により、し尿処理できない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

ウ　町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区　　分	明　示　事　項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人数、期間、場所、その他参考事項

３　障害物除去

（１）　処理方法

ア　町本部長及び道路、河川の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ　障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

（ア）　災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

（イ）　防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

（ウ）　被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

（エ）　放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ　町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

（ア）　住居関係障害物の除去

①　町本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

②　災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

（イ）　道路関係障害物の除去

①　町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

②　町本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第 4 節「災害情報の収集、伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

（ウ）　河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

（２）　障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。　**［障害物除去用資機材の整備状況　資料編 2－7－2］**

（３）　応援の要請

ア　町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は盛岡地方支部福祉環境班長若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

（ア）　障害物除去に必要な職種及び人員

（イ）　障害物除去用資機材の種類・数量

（ウ）　応援をする期間

（エ）　障害物除去地域、区間

（オ）　その他参考事項

イ　道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、町本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

（ア）　障害物除去に必要な職種及び人員

（イ）　障害物除去用資機材の種類、数量

（ウ）　応援を要する期間

（エ）　障害物除去地域、区間

（オ）　その他参考事項

（４）　障害物の臨時集積場所の確保

ア　町本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

イ　臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。

（ア）　障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

（イ）　公有地を選定できないときは、(ア)に準じて私有地を選定し、あらかじめ、所有者との調整を行う。

ウ　町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第１項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

（５）　除去後の障害物の処理

ア　町本部長等は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設し、又は投棄する。

（ア）　臨時集積場所

（イ）　住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

（ウ）　埋立予定地

イ　町本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹林、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

ウ　加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措　置　内　容
町本部長	災害対策基本法第64条第２項から第６項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第８項、第９項目及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

４　災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第14節「災害救助法の

適用計画」に定めるところによる。

５　建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び町又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 22 節　行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第１　基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	1　行方不明者、遺体の捜索 2　遺体収容所の確保及び遺体の処理 3　身元不明の遺体の一時安置 4　遺体の埋葬

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総　務　部	総　務　課	県、他市町村等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、埋葬に要する要員の派遣
総合調整部	防　災　課	1　行方不明者の捜索 2　自衛隊の災害派遣要請
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法による死体の捜索、処理、埋葬事務の総括
	町　民　課	遺体の処理及び火葬、埋葬
	雫石診療所	遺体の検案及び処理に関する協力

第３　実施要領

１　行方不明者及び遺体の捜索

（１）　捜索の手配

ア　町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、盛岡地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を盛岡地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

（ア）　行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

（イ）　上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ　町本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

ウ　町本部長は、行方不明者として把握したものが、外国人の場合には、県本部長に連絡する。

（２）　捜索の実施

ア　町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により「捜索班」を編成し、警察官と協力し行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

イ　町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

ウ　町本部長は、必要に応じて、盛岡地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

エ　捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、ＤＭＡＴ又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

オ　捜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置を取る。

（ア）　遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

（イ）　遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

（ウ）　遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官は当該地域を管轄する警察署長に報告する。

（３）　検視の実施

ア　警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において警察官が検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。

イ　警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

２　遺体の収容

（１）　遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア　異常遺体に関する検視

イ　医師の検案

ウ　遺体請書の徴収

（２）　町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

（３）　遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア　病院、診療所、寺院、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ　遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ　遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ　遺体の数に相応する施設であること。

オ　できるだけ駐車場があり、かつ、長時間収容できる施設であること。

３　遺体の処理

（１）　町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

（２）　遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、町等において調達する。

（３）　町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

４　遺体の一時安置

（１）　町本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。

（２）　一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、台帳に記録するものとする。

（３）　前記（２）の遺体の着衣、携帯品等は、遺体の番号と同一番号を附して梱包して別に保存するものとする。この場合において、現金、貴金属等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。

（４）　遺体は、番号順に並べて安置するものとする。

（５）　一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡すものとする。

ア　検案書を交付すること。

イ　死体請書をとること。

ウ　着衣、携帯品等の受領書をとること。

５　遺体の埋火葬

遺体の埋火葬は、概ね次の要領により行うものとする。

（１）　埋葬は、福祉部及び遺体捜索班員等が協力して行うものとする。

（２）　身元の判明している遺体を先にし原則として火葬するものとする。

（３）　身元不明の遺体は、その状況や相貌、遺留物件その他本人の認識に必要な事項を記録した後、原則として火葬するものとする。

（４）　一時安置した多数の遺体を埋火葬するときは、安置の際に附した遺体番号の順により行うものとする。

６　遺体埋葬の広域調整

町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回る等により、自ら火葬ができない場合にあっては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

７　災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 23 節　応急対策要員確保計画

第１　基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　要員の確保 ２　災害現地における防災関係機関相互の要員の調整

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
地域整備部	地域整備課	就労者及び技術者等の要員の確保

第３　実施要領

１　要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

（１）　所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき

（２）　他の機関からの応援職員等による支援

を待つ余裕がないとき

２　確保の方法

（１）　防災関係機関は、次の事項を明示して

、盛岡公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア　目的

イ　作業内容

ウ　必要技能及びその人員

エ　期間

オ　就労場所

カ　その他参考事項

（２）　要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

３　要員の従事命令等

（１）　従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要あると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 （災害救助法適用作業以外の作業）	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害救助法適用作業	従事命令	災害救助法第７条
		協力命令	災害救助法第８条
町本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第１項
警察官			災害対策基本法第65条第２項 警察官職務執行法第４条
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第５項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は消防機関の長			

（２）　命令の対象者

従事命令等の種別ごとの対象者は、次に掲げるとおりとする。

作業区分	対象者
災害応急対策作業 （災害救助法及び災害対策基本法による県本部長の従事命令）	１　医師、歯科医師又は薬剤師 ２　保健師、助産師又は看護師 ３　土木技術者又は建築技術者 ４　大工、左官又はとび職 ５　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 ６　地方鉄道業者及びその従事者 ７　自動車運送業者及びその従事者
災害救助作業（協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者

水防作業（従事命令）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者

（３）　公用令書の交付

町本部長は、従事命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、災害対策基本法第 81 条第１項及び災害救助法第７条第４項において準用する同法第５条第２項に規定するところにより公用令書を交付するものとする。

（４）　損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

（５）　従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

ア　負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ　負傷又は疾病以外による場合は、町長、警察官その他適当な公務員の証明書

４　災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第 14 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節　文教対策計画

第１　基本方針

１　災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

２　災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又はき損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	町立学校における応急教育の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
保健福祉部	福　祉　課	災害救助法による学用品等の給与に係る費用支弁等の総括
教　育　部	学校教育課	１　町立学校施設、設備の応急対策の実施 ２　奨学金の緊急貸与 ３　町立小中学校職員の非常配置 ４　被災児童、生徒に対する学用品等の給与 ５　応急教育の実施 ６　被災生徒に対する授業料の減免措置の実施 ７　応急給食用物資の確保、調達
	生涯文化スポーツ課	１　社会教育施設の応急対策の実施 ２　文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 ３　体育施設の応急対策の実施 ４　応急給食用物資の確保、調達

第３　実施要領

１　学校施設の対策

（１）　学校施設の応急対策

町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

（２）　応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所

校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い、使用する。
被害が相当大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合	1　特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2　一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	1　町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 2　校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎若しくは公民館等の公共施設を使用する。

（3）　他の施設を使用する場合の手続き

町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続きにより、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施するものとし、町立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得るものとする。

区　　分	手　　続　　き
町内の施設を利用する場合	町本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町施設を利用する場合	町本部長は盛岡地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。

他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

（ア）　あっせんを求める学校名
（イ）　予定施設名又は施設種別
（ウ）　除業予定人員及び室数
（エ）　予定期間
（オ）　その他参考事項

2　教職員の確保

（1）　災害により、被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

ア　校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。

イ　町本部長は、盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

（2）　町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ

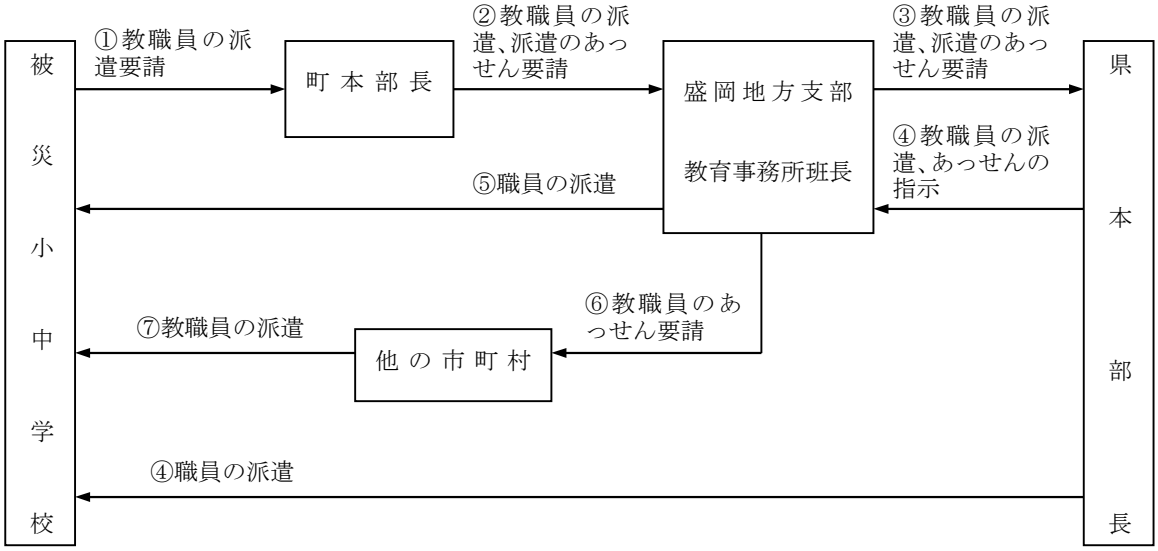

（３）　要請の手続き

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア　派遣を求める学校名

イ　授業予定場所

ウ　教科別（小中学校）派遣要請人

エ　派遣要請予定期間

オ　その他必要な事項

３　応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

（１）　児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

（２）　教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

（３）　教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

（４）　災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

（５）　授業が不可能となる場合が予測されるときは、家庭学習の方法を講じる。

（６）　授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

４　学用品等の給与

（１）　町本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

（２）　町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、盛岡地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

（３）　災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5　授業料等の減免、育英資金の貸与

（1）　町本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

（2）　被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、罹災証明書を添付する。

6　学校給食の応急対策

（1）　給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア　給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ　町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ　学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

（2）　被害物資対策

町本部長は、被害を受けた給食用原材料品を取りまとめ、県本部長より指示があるまで保管しておくものとする。

7　学校保健安全対策

町本部長等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

（1）　欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

（2）　学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は盛岡地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処理をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

（3）　通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

（4）　各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8　その他文教関係の対策

（1）　社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

（2）　文化財の対策

文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

ア　文化財の避難

イ　文化財の補修、修理

ウ　二次災害からの保護措置の実施

９　被災児童、生徒の受け入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受け入れを行う。

第 25 節　農畜産物応急対策計画

第１　基本方針

１　被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。

２　家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　被災地域における病害虫防除実施 ２　家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
産業振興部	農　林　課	１　病害虫防除に係る技術指導 ２　畜産対策全般 ３　栽培、管理に係る技術指導

第３　実施要領

１　防除対策

（１）　防除の実施

ア　町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

（ア）　防除時期

（イ）　防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量

（ウ）　防除体制（人員、車両等の動員、配置）

イ　町本部長は、防除に関する必要な指示、指導については盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に要請する。

ウ　町本部長は、業務を円滑に実施するために次の班を編成する。

班　名	担　当　業　務
調　査　班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指　導　班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

（２）　防除資機材の調達

ア　町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ　町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

（ア）　資機材の種類別数量

（イ）　送付先

（ウ）　調達希望日時（期間）

（エ）　その他参考事項

２　畜産対策

（１）　協力機関

町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア　県

イ　全国農業協同組合連合会岩手県支部

ウ　県農業共済組合

エ　農業協同組合

オ　獣医師

カ　地域自衛防疫協議会

［獣医師連絡先一覧表　資料編 3－25－1］

（２）　家畜診療班及び家畜防疫班の編成

ア　町本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

イ　家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

家畜診療班（1 個班基準）		家　畜　防　疫　班		備　　考
区　分	人　　員	区　分	人　　員	
獣医師	1　名	事務職員	19　名	町農林課及び協力機関の職員により構成する
事務職員	2　名	その他、新岩手農業協同組合等の協力機関職員があたる。		

（３）　家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

ア　家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、盛岡地方支部農林班長に応援を要請する。

イ　診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員班からなる家畜診療班を編成し、速やかに現地に派遣し応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家畜診療班詰所を設け、常時待機する。

ウ　家畜の健康診断の必要を認めたときは、被災地域に家畜診療班を派遣し、巡回し健康診断に当たるものとする、なお、家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、で

きる限り頻繁に診療を実施するものとする。

エ　応急診療の範囲は、次による。

（ア）　診療

（イ）　薬剤又は治療用資器材の支給

（ウ）　治療等の処置

（４）　家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年４月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア　畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第９条及び 30 条）

（ア）　災害時における家畜伝染病の予防、又はまん延を防止するため、家畜防疫班は盛岡地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。

（イ）　必要な薬剤、器材等については盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

イ　緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第６条及び 31 条）

（ア）　災害時における家畜伝染病の予防、又はまん延を防止するため、家畜防疫班は盛岡地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。

（イ）　必要な薬剤、器材等については盛岡地方支部農林班の手持品を使用する。

ウ　家畜防疫班の活動内容

家畜伝染病が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、家畜防疫班が活動するものとする。　**［家畜防疫班の活動内容　資料編 3－25－2］**

（５）　家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア　町本部長は、盛岡地方支部農林班長その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。

イ　町本部長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

（６）　飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア　町本部長は、盛岡地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。

イ　各機関は、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

（ア）　要請する飼料の種類及び数量

（イ）　納品又は引渡の場所及び期間

（ウ）　その他必要事項

（７）　青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

ア　全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ　一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

ウ　災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、盛岡地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

（８）　牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、盛岡地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第 26 節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第１　公共土木施設

１　基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

２　実施機関（責任者）

区分	実施機関	担　当　区　分
道路施設	町　本　部　長	町道の道路施設
河川施設		普通河川の河川管理施設
治山施設		民有林内保安林の治山施設

〔町本部の担当〕

区　分	部	課	担　当　業　務
道路施設	地域整備部	地域整備課	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
河川施設			
治山施設	産業振興部	農　林　課	

３　実施要領

（１）　共通事項

ア　被害状況の把握及び連絡

町本部長は、被害の発生状況を把握し、県本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ　二次災害の防止対策

町本部長は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

ウ　県及び町は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第 15 節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令の措置をとる。

エ　要員及び資機材の確保

（ア）　町本部長は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関

係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

（イ）　実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

①　資機材の種類及び数量

②　職種別人員

③　場所

④　期間

⑤　作業内容

⑥　その他参考事項

オ　関係機関との連携強化

（ア）　町本部長は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

（イ）　障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

（２）　道路施設

ア　町本部長は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

イ　県は、市町村が管理する県道又は市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

（３）　河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第２　鉄道施設の応急対策

災害時において鉄道施設は、緊急物資の輸送や住民の避難において重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道(株)の応急対策に協力する。

第27節　ライフライン施設応急対策計画

第１　基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフラインの確保を図る。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 ２　被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 ３　電力、ガス、電気通信施設に係る被災状況の把握 ４　被災地域における広報の実施

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　被災地域における広報の実施 ２　自衛隊の災害派遣要請
総　務　部	総　務　課	電気通信施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
産業振興部	観光商工課	電力、ガス、燃料供給施設における被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集
地域整備部	上下水道課	１　上水道施設に係る被害状況の把握及び応急復旧の実施 ２　下水道施設に係る被害状況の把握及び応急復旧の実施 ３　上下水道の復旧対策に係る県、他市町村等に対する応援要請 ４　被災地域における広報の実施

第３　実施要領

１　上水道施設

（１）　防災活動体制

ア　給水対策本部の設置

（ア）　町本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

（イ）　給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼び出し及び交通通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法

等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ　動員体制の確立

（ア）　町本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

（イ）　指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ　関係機関及び関係業者との協力体制の確立

町本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

（２）　情報連絡活動

ア　町本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

イ　町本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第４節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ウ　通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、防災行政無線を用いて行う。

（３）　応急対策

ア　復旧対策用資機材の整備

（ア）　復旧対策に必要な管、弁類の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。

（イ）　水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

（ウ）　町本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、盛岡地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ　施設の点検

町本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

（ア）　取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。

（イ）　管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

（ウ）　次の管路等については、優先的に点検する。

①　主要導送配水管路

②　配水池及びこれに至る管路

③　河川、鉄道等の横断箇所

④　住民生活に重要な施設である医療機関等に至る管路

ウ　応急措置

町本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

（ア）　取水、導水、浄水施設及び給水所

取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

（イ）　送・配水管路

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

（ウ）　給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、止水栓により閉栓する。

（4）　復旧対策

ア　取水・導水施設等の復旧

（ア）　取水、導水施設の復旧を、最優先で行う。

（イ）　浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ　送・配水管路の復旧

（ア）　復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

（イ）　復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

（ウ）　送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優　先　区　分	内　　容
第　1　次　指　定　路　線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第　2　次　指　定　路　線	重要配水管として指定した第１次指定路線に準ずる管路及び給水拠点に至る管路

ウ　給水装置の復旧

（ア）　公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

（イ）　一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったもの

について実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などを優先して実施する。

（ウ）　配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申し込みの有無に係らず実施する。

（５）　道路管理者等との連携

町本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

（６）　災害広報

ア　住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、防災行政無線、報道機関等を通じて行う。

イ　町本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、必要に応じ、移動相談所を開設する。

２　下水道施設

（１）　災害時の活動体制

町本部長は、町本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

（２）　応急対策

ア　災害復旧用資機材の確保

（ア）　町本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

（イ）　町本部長は、必要に応じて、第 10 節「相互応援協力計画」に定めるところにより、他の市町村等に応援を要請する。

（ウ）　下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ　応急措置

（ア）　ポンプ場、処理場において、停電によりポンプ機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

（イ）　各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

（ウ）　工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

（３）　復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

ア　処理場・ポンプ場

処理場、ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ　管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

（4）　災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、防災行政無線、報道機関等を通じて行う。

3　電力、ガス、電気通信施設の応急対策

町は、二次災害の阻止と被災状態の復旧について各事業者がそれぞれ定める防災業務計画に基づき実施される応急復旧措置を支援する。

（1）　各事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずるものとする。

（2）　各事業者は、社会不安の除去及び二次災害の防止のために必要な広報活動を行うものとする。

第 28 節　危険物施設等応急対策計画

第１　基本方針

１　火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

２　自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
危険物施設責任者 町　本　部　長	１　被災状況の把握 ２　災害の発生又は拡大防止のための応急措置

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　危険物施設の被害状況調査 ２　危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 ３　消火薬剤及び応急対応資機材の調達及びあっせん ４　自衛隊の災害派遣要請 ５　避難措置及び警戒区域の設定
保健福祉部	町　民　課	石油類、毒物、劇物等の流出防止措置の実施

第３　実施要領

１　石油類の保安

（１）　危険物施設責任者

ア　被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部長又は消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ　要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ　応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

（ア）　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

（イ）　タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

（ウ）　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ　情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

（２）　町本部長

町本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

２　火薬類の保安

（１）　火薬類保管施設責任者

ア　被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ　応急措置

火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

（ア）　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

（イ）　時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

（ウ）　搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕がない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

（エ）　火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

（オ）　災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

①　災害による避難について、住民に周知する。

②　当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

（カ）　吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

（キ）　火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

（２）　町本部長

町本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

３　高圧ガスの保安

（１）　高圧ガス保管施設責任者

ア　被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ　応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

（ア）　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

（イ）　高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

（ウ）　充塡容器等を安全な場所に移す。

（エ）　災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

①　災害による避難について、住民に周知する。

②　当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

（オ）　充塡容器等が外傷又は火災を受けたときは、充塡されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充塡容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

（カ）　高圧ガス保管施設又は充塡容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

（２）　町本部長

町本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

４　毒物・劇物の保安

（１）　毒物・劇物保管施設責任者

ア　被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、町本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ　応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

（ア）　タンク破壊等による漏えいした毒物・劇物が流出し、拡散しないよう防止措置をとる。

（イ）　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ　情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

（２）　町本部長

ア　町本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第８節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ　町本部長は、災害の態様に応じて警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第 29 節　林野火災応急対策計画

第１　基本方針

１　消防機関は、林野火災発生時においては、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

２　消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ林野火災防ぎょ計画を定める。

３　町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

４　本計画に定めのないものについては「消防活動計画」に定めるところによる。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ２　警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消　防　機　関	１　町本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 ２　消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	１　消防活動の連絡調整 ２　消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん ３　防災ヘリコプターの派遣要請 ４　自衛隊の災害派遣要請 ５　人的被害及び住家被害情報の収集 ６　地域住民に対する災害発生の周知
産業振興部	農　林　課	１　農地農業用施設被害情報の収集 ２　農作物等被害情報の収集 ３　林産施設・林産物関係被害情報の収集 ４　森林関係被害情報の収集 ５　家畜等被害情報の収集 ６　農業用ダムの流量調整に係る連絡調整 ７　農林業関係機関との連絡調整
地域整備部	地域整備課	道路交通規制の情報の収集及び交通規制の実施

第３　実施要領

１　通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。

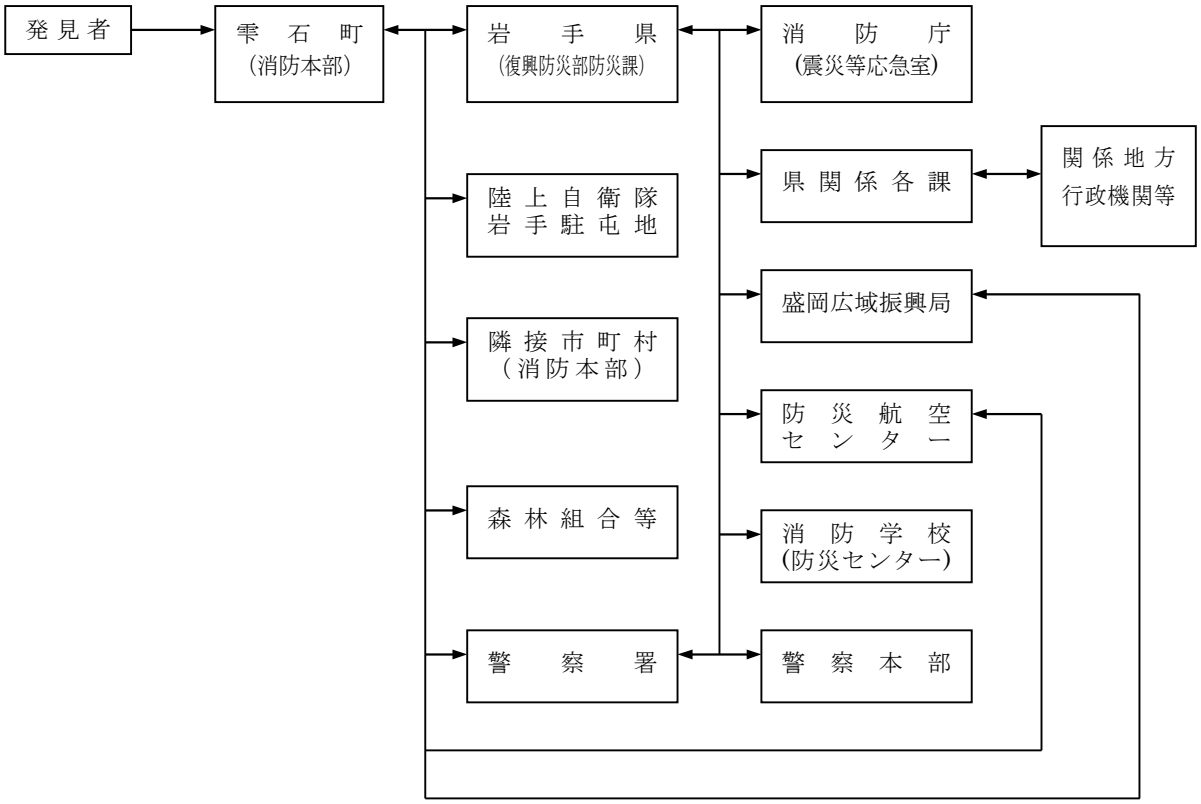

２　町本部長の措置

（１）　町本部長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

（２）　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

（３）　町本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

［消防相互応援協定　資料編 2－16－1］

（４）　町本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第 30 節「防災ヘリコプター要請計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応

援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

（５）　町本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

［ヘリポート及び補給基地　資料編２－８－１］

３　消防機関の長の措置

（１）　消防機関の長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

ア　重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難場所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ　延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ　消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所及び避難路などを調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

（２）　応急活動体制の確立

ア　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ　消防機関の長は、町本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

（ア）　消防職員、団員に対する出動準備命令

（イ）　出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

（ウ）　出動準備終了後における町本部長への報告（消防機関・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ　消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ　消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

（３）　火災防ぎょ活動

ア　消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指揮するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速

かつ的確に防止する。

イ　林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう現地指揮本部を設置する。

ウ　現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

エ　現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

オ　消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

カ　林野火災の区域が他の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ　現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク　現地指揮本部の指揮系統は、おおむね、次のとおりとする。

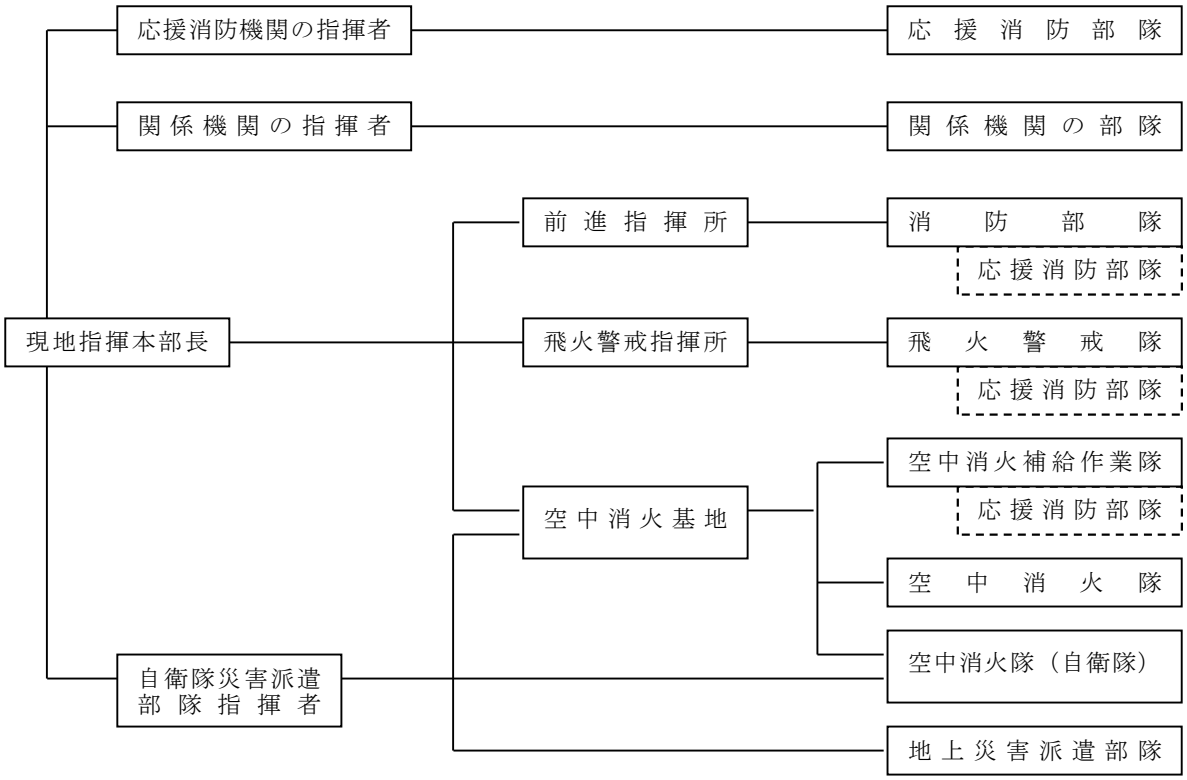

ケ　火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

（ア）　林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

（イ）　林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

（ウ）　林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。

（エ）　林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

（オ）　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

（カ）　他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

（４）　救急、救助活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ　救急、救助活動に当たっては、次の点に留意する。

（ア）　負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

（イ）　負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

（ウ）　大規模林野火災により、救急、救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

（５）　避難対策活動

ア　消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

イ　避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ　避難指示等が発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ　住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ　高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

（６）　情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集、伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

（７）　消防警戒区域等の設定

消防吏員及び消防団員は、林野火災の現場において消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

第 30 節　防災ヘリコプター要請計画

第１　基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	1　防災ヘリコプターの応援要請 2　防災ヘリコプターの活動に対する支援

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　内　容
総合調整部	防　災　課	防災ヘリコプターの応援要請等

第３　実施要領

１　活動体制

（1）　防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運行管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、町本部長又は消防の一部事務組合の管理者（以下、本節中「町本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

（2）　防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町本部長等の要請に係らず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

［岩手県防災ヘリコプター応援協定　資料編 3－30－1］

２　活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公　共　性	災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊　急　性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非　代　替　性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。

3　活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

災害応急対策活動	ア　被災状況の偵察及び情報収集 イ　救援物資、人員等の搬送 ウ　災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消　火　活　動	ア　林野火災における空中消火 イ　偵察、情報収集 ウ　消防隊員、資機材等の搬送 エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救　助　活　動	ア　中高層建築物等の火災における救助 イ　山岳遭難、水難事故等における捜索、救助 ウ　高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救　急　活　動	ア　交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ　傷病者の転院搬送 ウ　交通遠隔地への医師、資機材等の搬送 エ　臓器搬送 オ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4　応援要請

（1）　町本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次に事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

ア　災害の種別
イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ　災害発生現場の気象状況
エ　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他必要な事項

（2）　応援の要請先は、次のとおりである。

岩手県総務部総合防災室 （岩手県防災航空センター）	電話　0198（26）5251　　FAX　0198（26）5256

5　受入体制

応援を要請した町本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア　離着陸場所の確保及び安全対策
イ　傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ　林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
エ　その他必要な事項

第31節　土砂災害等警戒活動計画

第１　基本方針

１　豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフライン施設に対する被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。

２　豪雨、暴風雨等によって、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集及び伝達するとともに、土砂災害危険箇所等の巡視、点検を行う。

３　豪雨、暴風雨等によって起こる災害に備え、ライフライン、道路・交通機関等の警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　土砂災害危険箇所等の巡視、点検及び警戒 ２　土砂災害に対するライフライン及び道路・交通機関等の警戒 ３　土砂災害発生時における災害拡大防止等の措置 ４　土砂災害対策用資機材の緊急調達 ５　ライフライン及び道路・交通機関の応急対策用資機材の緊急調達 ６　土砂災害発生箇所等並びにライフライン及び道路・交通機関の応急復旧
消　防　機　関	１　土砂災害危険箇所等の巡視及び報告 ２　土砂災害危険箇所等の応急崩壊防止作業

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
総合調整部	防　災　課	自衛隊の災害派遣要請
産業振興部	農　林　課	１　農林業施設等の監視及び警戒 ２　農地・森林の監視及び警戒
地域整備部	地域整備課	１　土砂災害危険箇所等の監視及び警戒 ２　道路、橋りょう等の監視及び警戒 ３　河川管理施設等の監視及び警戒 ４　住宅開発地等の監視及び警戒
	上下水道課	上下水道施設等の監視及び警戒
保健福祉部	福　祉　課	所管施設及び社会福祉施設の監視及び警戒
	こども課	
教　育　部	学校教育課	学校施設の監視及び警戒

第３　実施要領

１　土砂災害警戒活動

（１）　情報収集

土砂災害警戒区域指定地、急傾斜地崩壊危険区域指定地及び土砂災害危険箇所等において災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合は、適切な措置を講じるため、情報、状況等の収集に努め、速やかに関係各課及び防災関係機関に連絡し、警戒配備に備える。

［土石流危険渓流調査表　資料編 2－15－1］
［急傾斜地崩壊危険箇所調査表　資料編 2－15－2］
［地すべり危険箇所調査表　資料編 2－15－3］
［山地災害危険地区調査表　資料編 2－15－4］
［土砂災害警戒区域一覧表　資料編 2－15－5］
［土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表　資料編 2－15－6］

（２）　警戒活動

各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

（３）　情報交換の徹底

町本部長は、県、他の市町村及び防災関係機関と気象観測情報等の交換に努める。

（４）　土砂災害警戒区域指定に伴い、警戒区域ごとに土砂災害に関する次の事項を定める。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第８条関係）

ア　情報の収集及び伝達に関する事項
イ　予報の発令及び伝達に関する事項
ウ　警報の発令及び伝達に関する事項
エ　避難に関する事項
オ　救助に関する事項
カ　区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（５）　警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われうるよう土砂災害に関する次の事項を定める。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条関係）

ア　情報の収集及び伝達に関する事項
イ　予報の発令及び伝達に関する事項
ウ　警報の発令及び伝達に関する事項

２　ライフライン、道路・交通機関警戒活動

（１）　上水道施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
イ　応急対策用資機材の確保
ウ　応急給水の準備

（２）　下水道施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

（３）　電力・ガス供給施設

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

イ　応急対策用資機材の確保

（４）　電気通信施設

ア　情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ　異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置

ウ　重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施

エ　災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ　防災のために必要な工事用車両及び資機材の準備

（５）　鉄道施設・道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備・警戒体制をとるとともに、施設・設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

ア　鉄道施設

（ア）　列車の緊急停止及び速度制限

（イ）　適切な車内放送及び駅構内放送の実施

（ウ）　安全な場所への避難誘導等

イ　道路管理者

（ア）　通行制限又は速度規制の実施

（イ）　迂回、誘導等適切な措置の実施

第 32 節　要配慮者対応計画

第１　基本方針

被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者等の要配慮者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

第２　実施機関（責任者）

実施機関	担　当　業　務
町　本　部　長	１　要配慮者の安否及び被災状況の確認 ２　保護を必要とする乳幼児・児童の早期発見 ３　在宅福祉サービスの継続的提供又は施設の緊急入所 ４　福祉サービスの情報提供 ５　被災した要配慮者への支援

〔町本部の担当〕

部	課	担　当　業　務
保健福祉部	福　祉　課	１　要配慮者の被災状況の把握 ２　被災した要配慮者への支援 ３　社会福祉施設への協力要請と調整
	健康推進課	
	こ ど も 課	児童福祉施設への協力要請と調整

第３　実施要領

１　要配慮者の被災状況の把握

（１）　要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

民生委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の乳幼児・児童の早期発見及び保護に努めるとともに、避難所等の調査を実施し、要援護者の所在の確認を行う。

（２）　在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の措置を講ずる。

（３）　被災した要配慮者の福祉要望の把握に努める。

２　被災した要配慮者への支援活動

（１）　在宅福祉サービスの継続的提供

ア　被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅などにおいて、補装具及び日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努め

る。

イ　デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開を支援し、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

（２）　要配慮者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

（３）　情報提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

３　被災した要配慮者の対策

（１）　高齢者に係わる対策

ア　高齢者の生活に必要な物資及びサービスに関する要望を把握するため、災害ボランティア等の協力を得て、避難所等における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

イ　高齢者の要望に応じた物資の迅速な調達及び提供に努める。

ウ　町内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、町内又は近隣市町村若しくは県内又は近隣県の老人保健福祉施設等への入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

エ　高齢者の健康管理には特に留意することとし、第 16 節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

オ　避難所及び応急仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

（２）　障がい者に係わる対策

ア　避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器並びに視覚障がい者及び聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ＦＡＸ、文字放送テレビなど）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

イ　手話通訳者等のボランティアとも連携して、視覚障がい者及び聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。

ウ　避難場所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスの要望を把握し、県の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。

エ　町内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、町内又は近隣市町村、県内及び近隣県福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他県との調整を県に要請する。

オ　障がい者の健康管理には特に留意することとし、第16節「医療・保健計画」により対策を講ずる。

カ　避難所及び応急仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

（3）　乳幼児・児童に係わる対策

ア　哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、県に協力を要請する。

イ　避難所の責任者からの通報体制の確立などにより、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等によって保護を必要とする乳幼児・児童の迅速な発見に努める。

乳幼児・児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握のうえ、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

また、状況に応じ県に協力を要請する。

ウ　児童相談所を中心に、保健所と連携し、被災児童のこころのケアを実施する。

（4）　妊産婦及び傷病者等に係わる対策

要配慮者の状況に応じて、高齢者、障がい者及び乳幼児・児童に係わる対策に準じて対策を講ずる。

第４章　特殊災害対策計画

第４章　特殊災害対策計画

第１節　地震災害対策計画

第１　基本方針

１　町及び防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。

２　職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

３　震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。

４　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

　また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

５　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

６　町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第２　断層と地震活動

　町内には、雫石盆地の西側に位置する玄武洞付近から西根を通り、雫石川付近までの約20km に渡り、雫石盆地西縁断層帯が存在する。

　1998 年（平成 10 年）９月３日に発生した岩手県内陸北部地震（M6.2）によって、雫石盆地西縁断層帯の北部にあたる篠崎地域では、現実に活断層が活動し、地表に地震断層が出現した。断層は約 800ｍの区間にわたって現れ、水田では最大約 40cm 隆起した。これによって、雫石盆地西縁断層帯が活断層であることが再確認された。

　また、本町に隣接する矢巾町から花巻市までの花巻断層帯（約 37km）と、北上市から奥州市までの出店断層帯（約 24km）の二つからなる北上低地西縁断層帯は、岩手県で最も規模の大きい断層とされている。

　雫石盆地西縁断層帯、北上低地西縁断層帯の今後の活動については、現在のところ明確な判断はできないものの、いずれも活断層であることは確実とされており、将来、想定される地震の規模は、雫石盆地西縁断層帯でM6.9、花巻断層帯でM7.4、出店断層帯でM7.3 とされている。

2011 年(平成 23 年) 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）により、当町の震度は５弱を観測し、停電や電話の不通などライフラインへの被害により、町民生活にも大きな影響があった。

第３　地震被害の想定

県では、平成９年度に地震による被害想定調査を実施しており、本町の地震被害想定についても、同調査の結果を参考とする。このほか、海溝型地震については平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

１　想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型２地震、海溝型２地震について検討が行われている。

パラメータ ＼ 対象地震		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震１】（A、B）北上低地西縁断層群北部地震	【地震２】北上低地西縁断層群南部地震	【地震３】1968 年十勝沖地震をもとにした地震	【地震４】岩手県沿岸部の空白域を考慮した地震
断層の原点	北緯	39° 64′	39° 35′	41° 80′	39° 50′
	東経	141° 13′	140° 99′	143° 04′	144° 00′
	深さ（km）	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心円状に破壊 （１A）南側から破壊 （１B）北側から破壊	断層面下端南側から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊	断層面上端中央から同心円状に破壊

２　想定項目及び想定結果の表示方法

本県全域を対象に想定地震発生時における物的被害及び人的被害の想定を行い、想定項目及びその表示方法は次のとおりとしている。

想定項目	想定結果の表示方法
想定地震の設定	
地盤状況の把握	全県 500mメッシュ単位で表示

地震動の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
液状化危険度の想定	
急傾斜地崩壊危険度の想定	該当箇所及び市町村単位で表示
建築物被害の想定	全県500mメッシュ単位及び市町村単位で表示
火災被害の想定	市町村単位で表示
人的被害の想定	
道路被害の想定	該当路線及び市町村単位で表示
橋梁被害の想定	該当箇所及び路線で表示

3　想定結果

想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

主な被害想定項目 ＼ 想定地震		【地震１】北上低地西縁断層群北部地震		【地震２】北上低地西縁断層群南部地震	【地震３】十勝沖地震	【地震４】三陸沖空白域地震
		A（南側から破壊）	B（北側から破壊）			
		M＝7.4		M=7.3	M=7.9	M=8.0
1　地震動	最大震度	震度６弱		震度６弱	震度５強	震度５強
	最大震度を示した地域	滝沢市～花巻市	矢巾町～北上市	奥州市胆沢区～花巻市	洋野町種市～岩泉町	岩泉町～陸前高田市
2　建築物被害	大破数	5,313棟	1,559棟	1,763棟	11棟	183棟
〔現況棟数：686,116棟〕						
3　火災被害	炎上出火	19点	1点	4点	－	－
	延焼出火	13点		1点	－	－
	焼失棟数	164棟	1棟	19棟	－	－
〔現況棟数：686,116棟〕						
4　人的被害〔冬・夕方〕	死者数	97人	6人	11人	－	－
	負傷者数	1,484人	230人	350人	－	－
	罹災世帯数	3,607世帯	1,084世帯	1,137世帯	7世帯	103世帯
	罹災者数	10,947人	3,568人	3,745人	21人	319人

〔世帯数：453,722 世帯〕						
5　急傾斜地崩壊	危険度　大	53 箇所	52 箇所	49 箇所	12 箇所	115 箇所
〔危険箇所：6,959 箇所〕						
6　道路被害	被 害 箇 所	53 箇所	67 箇所	62 箇所	29 箇所	74 箇所
〔対象路線延長：3,310km〕						
7　橋梁被害	危険度　大	５箇所	７箇所	３箇所	－	－
〔対象橋梁数：1,201 箇所〕						

第４　町の活動体制

１　本部の設置及び活動

町は、町内に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第３章第１節「活動体制計画」の定めるところにより、雫石町災害警戒本部、又は雫石町災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

２　通信連絡確保対策

（１）　通信連絡の方法

第３章第３節「通信情報計画」に定める通信連絡の方法による。

（２）　無線局の確保

第３章第３節に定める無線通信施設について、特に火災の延焼を防止し、これら施設の安全を確保するとともに、自家発電用装置の整備を図る。

（３）　移動無線、携帯無線の活用

有効適切な通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線等の活用を図る。

ア　雫石町役場

（ア）　町防災行政無線

可搬型移動無線８台　　車載移動無線 19 台　　携帯無線 37 台

（イ）　衛星携帯電話６台

イ　盛岡地区広域消防組合消防本部　盛岡西消防署雫石分署

（ア）　消防無線

車載移動無線３台　　携帯無線４台

（イ）　衛星携帯電話２台

ウ　雫石町消防団

（ア）　車載移動無線機 19 台　　携帯無線 20 台

（イ）　消防団無線　　携帯無線 45 台

（４）　車両による通信確保対策

通信途絶時の通信連絡は車両により行う。　［雫石町役場公用車両一覧表　資料編 4－1－1］

３　広報活動

地震及びこれに伴う災害に対する住民の不安を解消し、社会秩序を図るため、町本部長は、第３章第５節「広報広聴計画」に定めるもののほか、必要により次の事項について広報活動に努めるものとする。

（１）　広報内容

ア　地震に関する情報

イ　避難場所等（避難位置、経路等）

ウ　交通通信情報（道路交通状況、不通箇所、開通見込み状況、通話可能区域等）

エ　電気、水道の状況（被害状況、復旧状況、注意事項等）

オ　医療救護所の開設状況

カ　給食、給水実施状況（給食日時、場所、量、対象者等）

キ　衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、対象者等）

ク　その他の状況（公共土木施設等の被害、復旧状況等）

ケ　住民の心得、人心の安定、及び社会秩序のため必要な事項

（２）　広報の方法

ア　防災行政無線及び車両を利用して広報を行うほか、必要に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）に資料を提供し、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

イ　町のホームページに情報を掲載するほか、ＳＮＳや携帯端末への配信など、情報提供の多元化に努めるものとする。

４　建築物の安全対策

町本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、第３章第 19 節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」で定める被災宅地危険度判定のほか、建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、県本部長に対し建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

（１）　応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　主として目視等により被災建築物を調査する。

イ　建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の３区分に判定する。

ウ　判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区　　分	表　　示　　方　　法
危　　険	赤紙を貼る。
要　　注　　意	黄紙を貼る。
調　　査　　済	緑紙を貼る。

（２）　町本部長の措置

町本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア　優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

イ　地図の提供

ウ　その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供

５　その他の応急対策

この計画に定めるもののほか、各事項については、第３章の「災害応急対策計画」の各節に定めるところにより、各応急対策を実施するものとする。

第２節　火山災害対策計画

第１　基本方針

1　この計画は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定により、地域防災計画に定めるべきとされた事項については、今後、火山防災協議会の意見を踏まえて規定する。

2　火山災害は、①噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる、②長期化する恐れがある、③被害や影響が多方面にわたるといった特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、学識者においては、県及び関係市町が共同で設置する火山防災協議会の検討を通じて、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を進める。

3　町は、平時から、火山防災協議会その他の会議等の場を活用し、行政機関、防災関係機関及び学識者等と連携しながら、火山活動等に関する情報の共有や火山防災対策の充実・強化に努める。

4　的確な火山防災対策及び防災体制の構築には、精度の高い火山観測データ等が必要となることから、町は、火山観測体制の充実・強化が図られるよう、県を通じて国その他の火山観測機関等に対し必要な要請を行う。

5　町は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民に伝達するための体制を整備する。

6　広報活動に当たっては、あらかじめ、住民・被災者・登山者家族等の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。また、広聴活動に当たっては、住民・被災者・登山者家族等の相談、要望等を広く聴取する。

7　町は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設置等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

8　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

9　町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。また、県は町長に対し、学識者等の意見を踏まえ、必要な助言を積極的に行う。

10　避難、救出救助活動は、噴火警戒レベルに応じて行われるものであるが、突発的な噴火が発生した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。

11　町は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとし、町庁舎及び各指定避難所に町職員や県派遣職員等による、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談窓口を開設する。

第２　火山の概況

本町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の２火山である。岩手山は平成 10 年から地震等火山活動が活発化した。「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山調査研究推進本部によって選定された 50 火山に岩手山及び秋田駒ヶ岳は選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが 24 時間体制で常時観測・監視している。

［過去の主な火山災害・噴火等記録　資料編 4－2－1］

１　岩手山の状況

玄武岩、安山岩の西岩手、東岩手の２成層火山から成る火山である。東岩手山の方が新しく、外輪山頂火口内にある中央火口丘・妙高岳では数箇所で弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発１回のほかは、すべて東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17、18 世紀）。

平成７年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成 10 年２月から地震活動が活発化し、６月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

岩手山の活動状況の詳細については、資料編 4－2－2（地震回数の推移は 4－2－3）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編 4－2－4 のとおりである。

２　秋田駒ヶ岳の状況

玄武岩、安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流、降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20 世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和 45～46 年の噴火ではストロンボリ式噴火を反復し、溶岩流を流出した。

３　岩手山で想定される火山災害

岩手山の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成 31 年作成）による）

（１）　噴火規模・態様

区　　分	態　　様	規　　模
西　岩　手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万㎥）
東　岩　手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万㎥）

（２）　火山噴火時に発生する現象

区　分	降下火砕物（火山灰）	大きな噴　石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	融雪型火山泥流
西岩手	○	○	－	－	－	○	－
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

４　秋田駒ヶ岳で想定される火山災害

秋田駒ヶ岳の火山活動で想定される噴火規模、現象は次のとおりである。（秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成 27 年作成）による）

（１）　噴火規模・態様

区　　分	態　　様	規　　模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約 2,000 年間の最大規模を参考に同程度（噴出量 1,400 万㎥）
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約 2,000 年間の最大規模を参考に同程度（噴出量 8,100 万㎥）

（２）　火山噴火時に発生する現象

区　分	降下火砕物（火山灰）	噴　石	溶岩流	火砕流	火　砕サージ	土石流	融雪型火山泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

（注１）　火砕流とは、噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。

（注２）　火砕サージとは、火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。

（注３）　土石流とは、土砂や岩屑などが多量の水とともに高速度で流下する現象である。

（注４）　融雪型火山泥流とは、高温の火山砕屑物の噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

第３　情報収集及び伝達体制

１　仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。

２　岩手山、秋田駒ヶ岳の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は、「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等が「とるべき防災対応」を５段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・噴火予報を発表する。

（1）　火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種　　類	内　　容
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む町に対する火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表。 以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
火山の状況に関する解説情報	現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
降灰予報	気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。 ○降灰予報（定時） ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。 ・ 18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ○降灰予報（速報） ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10 分程度で発表。

	・ 噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※１　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 〇降灰予報（詳細） ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。 ・ 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、仙台管区気象台が発表する。
火山現象に関する情報等	〇火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。 〇月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。 〇噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

（２）　噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒 レベル （キーワード）	火山活動の状況
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５ （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある
		レベル４ （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される

噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報	火口内等	レベル１ （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）場合

注）１　噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する。

２　噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

（３）　岩手山の噴火警戒レベル（概要版）

名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生、あるいは発生が予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難の準備等 住民は通常の生活	・東岩手山の火口から概ね 4km 以内及び西岩手山の火口から概ね 2km 以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生、あるいは発生が予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね 2km 以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

注１）火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注２）「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域及び岩手山焼走り国際交流村を指す。

［岩手山火山防災マップ　資料編 4－2－5］
［岩手山噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲　資料編 4－2－6］
［岩手山の噴火警戒レベル判定基準　資料編 4－2－7］

（4）　秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去の事例：有史以降なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まってきている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 危険な地域への立入規制等。	・火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去の事例：有史以降なし
警報	火口周辺警報（警報）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等。状況に応じて、特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要。	・想定火口域から概ね２㎞以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 ・想定火口域から居住地域近くまで火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 過去の事例：1970 年女岳からの噴火
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	・想定火口域から概ね１㎞以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 過去の事例：1932 年南部カルデラ（石ポラ）での水蒸気爆発
予報	噴火予報（予報）	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性有り。

※大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域でも、避難等の対応が必要。

※特定地域とは、居住地域よりも秋田駒ヶ岳の想定火口域に近いところに位置する施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難などの対応が必要になる場合がある。

※想定火口域とは、南部カルデラと北部カルデラを合わせた範囲を示す。

［秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（詳細版）　資料編 4－2－8］
［秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける居住地域等の範囲　資料編 4－2－9］
［秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル判定基準　資料編 4－2－10］

3　町及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。

4　町は、山小屋の管理人、自然公園保護管理員及び住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から町、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

5　県及び町は、相互に連携を図りながら、受領した火山に関する予報・警報・情報等について、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール等を活用し、住民等に周知する。

また、火口周辺の登山者等に対しては、ドローン等の新技術も活用し、速やかな情報伝達に努める。

第４　火山災害予防対策

１　基本方針

（１）　活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。

（２）　県及び町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。

（３）　県及び町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。

２　火山防災協議会の組織

（１）　警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。

ア　岩手山火山防災協議会

岩手県、盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町

イ　秋田駒ヶ岳火山防災協議会

秋田県、岩手県、秋田県仙北市及び雫石町

（２）　火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。

（３）　火山防災協議会は、必要に応じて、検討事項に応じた作業部会等を設置する。

３　火山防災協議会における協議事項等

（１）　県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議

する。

（２）　町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。

（３）　県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

４　警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項

（１）　警戒地域の指定があった町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

（２）　町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を町地域防災計画に規定する。

（３）　町は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、町地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。

５　住民に対する防災知識の普及

（１）　町及び防災関係機関等は、住民、登山者、観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、高齢者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

ア　講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催

イ　インターネット、広報誌の活用

ウ　起震車等による災害の疑似体験

エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

オ　火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配布

カ　防災映画、ビデオ等の製作、上映、貸し出し

キ　自主防災活動に対する指導

ク　町立学校における火山防災教育の実施

（２）　防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

ア　火山に関する一般的知識及び火山災害の特性

イ　噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等火山災害対策に係る用語の意味
ウ　平常時における心得
エ　災害時における心得、避難誘導
オ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置
カ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
キ　過去における主な災害事例
ク　火山災害対策の現状
ケ　火山に係る異常現象を発見した場合の通報
コ　登山における火山活動状況の確認、情報収集
サ　登山における必要な装備等の用意、登山者カード（登山計画書）の提出
シ　火山活動異常時における速やかな下山

（３）　火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。

ア　火山災害の特性
（ア）　火山災害は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること。
（イ）　噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。
（ウ）　長期化するおそれがあること。
（エ）　被害や影響が多方面にわたること。

イ　平常における心得
（ア）　日頃から盛岡地方気象台の火山情報や、報道機関の防災情報に関心をもつ。
（イ）　避難場所の確認をしておく。
（ウ）　家族や近所で避難の仕方を話し合っておく。
（エ）　防災訓練に参加する。
（オ）　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を行う。
（カ）　非常用品をリュックに入れて準備しておく。
（キ）　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。

ウ　災害時における心得
（ア）　町長から避難指示が発せられた場合には、速やかに避難する。
（イ）　町、警察、消防等の正しい情報をつかみ、デマ、うわさに惑わされないようにする。
（ウ）　緊急時には避難を最優先にする。
（エ）　あわてずに落ち着いて（冷静に）行動する。

エ　避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）
（ア）　噴石

噴石の多くは火口から数km程度以内に落下するため、火口から十分に離れた箇所では危険性はない。火山に近づかないようにする。

風に流されるような小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで到達し落下する場合もあり、屋内への退避が必要になることもある。

（イ）　火砕流・火砕サージ

火砕流・火砕サージは高速（時速 100km 以上）で流れ下るため、発生してからの避難はほとんど困難である。

噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、速やかに到達範囲の外に避難する。

（ウ）　溶岩流

溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げることが可能な場合が多い。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。

（エ）　火山灰などの降下

火山灰がたくさん積もった場合には、家屋がつぶれないよう、屋根の上の火山灰を除去する。

少量でも火山灰が降り出したら、タオルやマスクなどで吸い込まないようにする。帽子を用意する。昼間でも急に暗くなることがあり、火山灰が道路に降り積もることによりスリップ事故を引き起こしたり、通行不能になることがある。

（オ）　土石流

土石流は雨により発生し、高速（流速は時速数十 km に達することもある）で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。

万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。

（カ）　融雪型火山泥流

融雪型火山泥流は高速（流速は時速数十 km に達することもある）で流れるため、速やかな避難が必要である。噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。

（４）　県は、気象台及びその他防災に関する知識を有するものと連携し、ホームページ及びいわてモバイルメール等を活用して、住民等に対し定期的に火山に関する情報を提供する。

（５）　町は、県が行う住民等に対する定期的な情報提供の取組に協力する。

６　入山規制、緩和の実施

（１）　町は、噴火警戒レベル及び火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて、入山規制の実施、緩和及び解除を統一的に行う。

（２）　入山規制の実施については、関係機関等に周知するとともに、登山者及び住民等に広報し、周知徹底する。

（３）　岩手山における登山者安全対策については、八幡平市、滝沢村（現：滝沢市）、雫石町が連携して岩手山登山者安全対策協議会（1998 年に岩手山の火山活動が活発化した際、2000 年 10 月 16 日から 2009 年８月 11 日まで組織し、緊急通報装置や注意看板設置等の登山者安全対策を実施。組織解散の際、岩手山の火山活動が再び活発化した場合は、同協議会の再興を覚書として交わしている。）を発足し、その対策を実施する。

［岩手山登山者安全対策協議会解散に伴う覚書　資料編４－２－11］

７　火山観測体制の充実・強化

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することなどが重要であることから、火山監視観測体制の充実等の促進に努める。

第５　町の活動体制

１　各本部の設置

町は、異常現象が発生し、火山に関する予報・警報・情報が発表されるなど噴火の発生が予想される段階、又は住民が自主的に避難する等、情勢が悪化した場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第３章第１節「活動体制計画」に定めるところにより、雫石町災害警戒本部、又は雫石町災害対策本部を設置する。

２　消防機関の活動

第３章第８節「消防活動計画」に基づく消防機関は、指示された担当地域において、おおむね次の活動に従事する。

（１）　避難誘導

（２）　火災発生、盗難の警戒

（３）　情報の収集及び本部への伝達

（４）　一般通信不能時の連絡業務報

（５）　広報

（６）　捜索、救出

３　住民等への広報

（１）　広報の時期

異常現象が発生し、火山に関する予報・警報・情報が発表され、大噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまでの間、必要な広報を行う。

（２）　広報の方法

ア　防災行政無線放送による。

イ　広報車（消防車を含む。）により拡声放送して巡回する。

ウ　車両運航不可能のときは、携帯マイク等を使用する。

エ　町ホームページによる情報の提供や緊急速報メール、スマートフォンアプリ、登録制メール、ＳＮＳによる情報の配信。

（３）　その他

広報事項は、県広報、警察広報と連携をとり、次の事項により行う。

ア　噴火の状況、被害の状況

イ　防災関係機関の対策状況

ウ　災害の状況と噴火の今後の見通し

エ　避難実施に必要な事項

４　避難対策

（1）　高齢者等避難の基準

ア　岩手山

噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル４が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき、警戒が必要な居住地域に対し発令する。ただし、避難行動要支援者、特異地域（スキー場、温泉施設等）及び特別に被害が予想される区域については状況に応じて噴火警戒レベル３が発表された段階で発令する場合がある。

イ　秋田駒ヶ岳

（ア）　非積雪期

国見温泉地域は噴火警戒レベル２の段階で必要に応じ発令する場合がある。

（イ）　積雪期

噴火警戒レベル４が発表されたとき、橋場、安栖、小赤沢地区に発令する。

（2）　避難指示の基準

ア　岩手山

噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル５が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態にあるとき、危険が及ぶ居住地域に対し発令する。ただし、避難行動要支援者及び特別に被害が予想される区域（施設）については状況に応じて噴火警戒レベル４が発表された段階で発令する場合がある。

イ　秋田駒ヶ岳

（ア）　非積雪期

国見温泉地域は噴火警戒レベル３が発表された段階で立入りを規制し、直ちに避難を完了させる。

（イ）　積雪期

噴火警戒レベル５が発表されたとき、橋場、安栖、小赤沢地区に発令する。

（3）　避難情報の伝達要領

ア　実施責任者

町　長　災害対策基本法第 60 条

警察官　災害対策基本法第 61 条　警察官職務執行法第４条

イ　伝達経路

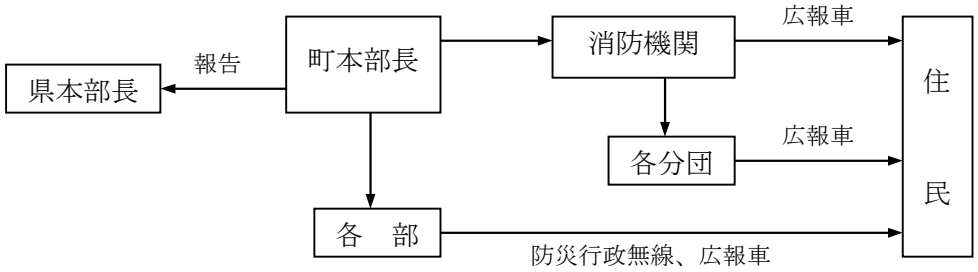

ウ　伝達の方法

防災行政無線放送・・・・・・・・ 一斉伝達

広報車（消防車等）・・・・・・ 車両の通行不可能な地域は拡声器を使用した広報とする。

サイレン・・・・・・・・・・・・・・・・ 防災信号を併用する。

エ　伝達の内容

（ア）　避難先とその場所

（イ）　避難経路

（ウ）　避難指示の理由

（エ）　その他の注意事項

［報道機関への報道協力要請（通知）　資料編４－２－120］

（４）　事前避難

この段階では避難誘導は行わない。縁故、知人等を頼って避難する者を除き、指定避難所はあらかじめ指示した場所とする。原則として、炊き出し、衣服、寝具、生活必需品の給与、及び医療、助産等の給付は行わない。

（５）　避難指示等段階の避難誘導及び救助対策

ア　避難誘導

（ア）　町本部長は、防災行政無線、緊急速報メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外への避難や近くの建物への緊急避難を伝達する。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。また、登山者等の避難誘導に当たっては、迅速な避難のための下山ルートへ案内するなどの対応を観光団体等と連携して実施する。

（イ）　県警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導を行う。

（ウ）　県は、町からの要望に応じ、避難誘導のために登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

（エ）　火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は、施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、町や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等の規制対象外への避難誘導を行う。

（オ）　緊急下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合は、火山活動状況や風向き等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

（カ）　町は、泥流の発生が予測される時は、避難所等への避難誘導を行う。

（キ）　各地区の消防団分団長が責任者となり、消防団員を指揮し誘導にあたる。

誘導責任者は、時間を定めて所定の場所に住民を集めて徒歩で誘導する。状況が許せば、車両輸送を併用する。

（ク）　保育園、幼稚園、小中学校等の対策

在園、在校中等の場合は、あらかじめ定めた避難計画に従い、教職員の誘導により安全な場所に避難させるものとする。

休園・休校等で園児・児童生徒が在宅の場合は、前記(ア)の避難による。

（ケ）　指定避難所については、原則として第２章第５節「避難対策計画」に定めるところによるが、状況によって、旧上長山、旧西根、旧橋場小学校区内の住民は、他の指定避難所に変更するものとする。

イ　避難者の救助対策

避難対策班は、町職員と消防団員でもって編成する。

誘導責任者は、指定避難所に収容のうえ名簿を作成し、人員の確認を行い収容班長を定めて町長に報告する。

（６）　避難者の確認等

県、町及び防災関係機関は、登山者カード（登山計画書）等や避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者情報の集約・整理を行い、情報共有を図る。

（７）　登山者等の救出

町は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救出に当たっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

（８）　緊急避難対策

異常現象が発生し、火山に関する予報・警報・情報が発表されるなど噴火の発生が予想される段階では、前記避難計画によるが、突発的な噴火、爆発も予想される。この場合、各自原則として自主的な判断により各指定避難所へ避難するものとする。

（ア）　登下校中の児童生徒等

各集落の消防団員がいる場合は責任者となり、その指示により最寄りの指定避難所に緊急避難させるとともに、責任者は状況の安全及び人員を確認のうえ、各避難場所へ誘導するものとする。

（イ）　運行車両等

付近の運行者両等は、緊急停車し、自主的に最寄りの待避所に避難するとともに、前記責任者の指示により行動するものとする。

５　火山災害に対する住民等の予防措置

（１）　住民の予防措置

ア　火山災害に対する正しい知識を身につける。

（ア）　火山災害は、繰り返し発生し、長期化する。

（イ）　火山の性質、噴火前兆現象の種類と内容、噴火現象とその影響等を知る。

イ　日頃から、火山災害に対する備えを怠らない。

（ア）　避難場所、避難道路等を確認する。

（イ）　貴重品、ラジオ、懐中電灯、非常持出品、頭巾又はヘルメット、防塵眼鏡、携帯電話等を準備する。

（ウ）　いざというときの対処方法を検討する。

（エ）　防災訓練等へ、積極的に参加する。

ウ　次の場合は、直ちに指定避難所に避難する。

（ア）　強い地震を感じたとき

（イ）　鳴動、噴煙等の危険を感じたとき

（ウ）　噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル５、４）が発表されたとき

エ　正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、ホームページ、スマートフォンアプリ及び登録制メール等を通じて入手する。

オ　市町の避難の指示に従って行動する。

（２）　登山者等の予防措置

ア　登山者等は、上記（１）に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。

（ア）　登山等に必要な装備等を用意する。

装備の例 地図、ヘッドライト、非常食、ヘルメット、ゴーグル・防塵眼鏡、防塵マスク、ラジオ、携帯電話等

（イ）　登山者カード（登山計画書）の提出やモバイルアプリ等への登録を行う。

（ウ）　次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。

①　揺れ、鳴動等を感じたとき、又は噴煙等を目撃したとき

②　噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル５、４）若しくは噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル３、２）が発表されたとき

③　スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、ラジオ等により下山を促す呼びかけがあったとき

④　噴火速報が発表されたとき

６　火山災害が長期化した場合の対策

町は、火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

なお、対策に当たって、町は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。

（１）　情報伝達体制

ア　火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の情報伝達体制の整備

イ　土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発、周知

（２）　避難体制

ア　火山監視体制の強化

イ　避難誘導体制の強化

ウ　状況に応じた避難指示、警戒区域の設定、変更

エ　住民への避難指示等の通報体制の整備

（３）　一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

７　避難指示対象区域、警戒区域への一時入域計画

（１）　町は、避難指示対象区域又は警戒区域への一時入域を実施する際には、火山活動の状況を十分に考慮して実施することとし、入域者の安全対策について万全を期するものとする。

（２）　一時入域の実施に当たって、町は必要に応じ県に助言を求め、県は、学識経験者及び関係機関等と協議し、町長に対し助言を行う。

（３）　町は、避難指示対象区域又は警戒区域への一時入域について次の点に配慮した計画をあらかじめ策定する。

ア　住民等からの要望の集約方法及び集約体制

イ　判断体制

ウ　安全確保のための防災関係機関との連携体制

（４）　町は、関係機関と連携し、避難指示対象区域又は警戒区域への計画外の入域を防ぐ手段を講じる。

８　風評被害防止対策

（１）　町は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

（２）　町は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。

（３）　町は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。

９　治安確保対策

町は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動に当たっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮の上、行うものとする。

10　その他

この節に定めるもののほかについては、第３章「災害応急対策計画」の各節に定めるところによる。

第３節　原子力災害対策計画

第１　基本方針

１　町及び防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本町に及ぶ場合、又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。

２　職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

３　緊急事態対応対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町その他の防災関係機関は、県を通じて情報共有と相互の連携の強化を図る。

４　町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

５　町は、円滑な緊急事態応急対策実施のため、必要に応じ外部の専門家等の意見・支援を活用する。

６　**町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。**

第２　災害の想定

１　原子力事業所内

（１）　本県は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。

（２）　こうした状況を踏まえ、原子力事業所における原子力災害の想定は、隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生したときとする。

ア　原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生したとき。

イ　原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生したとき

ウ　原災法第 15 条第１項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生したとき

２　原子力事業所外

原子力事業所外における原子力災害の想定は、県内での核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときとする。

３　隣接県に立地する原子力事業所

隣接県に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業者名	事業所名	所在地	ＰＡＺ※１	ＵＰＺ※２
東北電力(株)	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村	東通村	東通村、むつ市、横浜町、六ケ所村、野辺地町
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	女川町、石巻市	女川町、石巻市、登米市、東松島市、通谷町、美里町、南三陸町
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村	－	六ケ所村

※１　ＰＡＺ：Precautionary Action　Zone の略。原子力施設から概ね半径５キロメートル圏内（発電用原子炉の場合）。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難を行う。

※２　ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone の略。全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。

放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け、一時移転等を実施。

第３　町の活動体制

１　隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が本町の地域に及ぶ場合又は及ぶ恐れがある場合、及び原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本町の区域が含まれる場合においては、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、法令、県計画及び町計画の定めるところにより、県その他の防災関係機関との連携のもとに緊急事態応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

２　町本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。

３　町本部長は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、町本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

４　放射線の町内の影響に係る事項について連携と調整を図り、町として必要な対策を講じるため雫石町原発放射線影響対策連絡会議を設置する。

（１）　所掌事項

ア　放射線の測定に関すること

イ　放射線影響に係る情報収集および町民への情報提供に関すること

ウ　その他放射線対策等に関する重要事項に関すること

（２）　構成

ア　議　長　副町長

イ　副議長　防災課長

ウ　構成員　総務課長、町民課長、総合政策課長、健康推進課長、農林課長、上下水道課長、学校教育課長

（３）　測定の体制

ア　地表付近の放射線量　町民課

イ　食品等の放射性物質

（ア）　一般食材等　町民課

（イ）　給食食材　健康推進課、学校教育課

（４）　住民への情報提供

放射性物質の測定結果など、住民への情報の提供は、町広報紙、町ホームページのほか、小中学校や保育所の機関紙等を通じて周知を図る。

第４　原子力災害予防対策

県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。

なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の視点にも配慮する。

１　防災知識の普及

（１）　防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年度、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

（２）　職員に対する防災教育

ア　防災関係機関は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

イ　防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

（ア）　防災対策及び原子力災害対策関連法令

（イ）　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

（ウ）　放射性物質、放射線の特性に関する事項

（エ）　放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

（オ）　原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識

（カ）　原子力災害とその特性に関する事項

（キ）　住民に対する防災知識の普及方法

（ク）　災害時における業務分担の確認

（３）　住民等に対する防災知識の普及

ア　防災関係機関は、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

（ア）　講習会、研修会、講演会、展示会等の開催

（イ）　インターネット、広報誌の活用

（ウ）　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

（エ）　防災関係資料の作成、配布

（オ）　防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し

イ　防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

（ア）　地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要

（イ）　避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容

（ウ）　放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項

（エ）　放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項

（オ）　原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるＰＡＺ及びＵＰＺを含む市町村の名称を含む）

（カ）　平常時における心得

①　避難場所、避難道路等を確認する。

②　原子力事業所のＰＡＺ及びＵＰＺ圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

③　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

④　いざというときの対処方法を検討する。

⑤　防災訓練等へ積極的に参加する。

⑥　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

⑦　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。

（キ）　災害時における心得、避難誘導

①　所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

②　所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。

（ク）　電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

（４）　児童、生徒等に対する教育

県及び町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

（５）　相談体制の整備等

県及び町は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第５　避難対策

1　町は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。

2　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件等を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

3　市町村、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、避難計画の作成、指定避難所の確保等に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策及び原子力災害の特殊性を踏まえる。

4　県は、町等が行う避難計画の作成を支援する。

（1）　町の避難計画

ア　町は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。

イ　避難計画は、国より原災法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

ウ　避難計画作成及び指定避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

（2）　学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

ア　学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件及び当該施設等の設置区域を管轄する町の避難計画の作成状況を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。

イ　避難計画は、設置区域を管轄する町長に対し、国より原災法第 15 条第３項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

（3）　避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、指定避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

防護・避難行動に関する事項	ア　平常時における避難の心得 イ　避難、屋内退避の指示の伝達方法 ウ　避難、屋内退避の方法 エ　避難後の心得
指定避難所に関する事項	ア　指定避難所の名称及び所在地 イ　指定避難所への経路
災害に関する事項	ア　原子力災害に関する基礎知識 イ　放射線、放射性物質等に関する基礎知識

第６　特定事象発生情報等の伝達計画

１　原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は本県の区域が含まれるものに限る。以下、「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第 15 条第３項の規定による内閣総理大臣の指示及び第 20 条第３項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第 17 条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）の指示（以下、「内閣総理大臣等による指示」という。）を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

２　町長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

３　特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。

４　町長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。

５　特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、おおむね、次の方法による。

（１）　同報系防災行政無線

（２）　電話

（３）　携帯端末の緊急速報メール、スマートフォンアプリ機能

（４）　広報車

（５）　自主防災組織等の広報活動

第７　情報の収集・伝達及び通信情報計画

町本部長は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部長から伝達された情報を関係機関等に周知する。

このほか、通信施設・設備の被災状況及び通信状態を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

第８　住民等への情報提供・広報広聴計画

1　町は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

2　住民等への情報提供は、次の方法によるほか、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

（1）　同報系防災行政無線

（2）　電話

（3）　携帯端末の緊急速報メール、スマートフォンアプリ機能

（4）　広報車

（5）　自主防災組織等の広報活動

3　広報広聴活動の内容

（1）　特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の概要及び災害の発生状況

（2）　災害発生時の注意事項

（3）　町長等が実施した高齢者等避難情報、避難指示

（4）　指定避難所の開設状況

（5）　医療所、救護所の開設状況

（6）　道路及び交通情報

（7）　各緊急事態応急対策の実施状況

（8）　災害応急復旧の見通し

（9）　二次災害の予防に関する情報

(10)　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項

(11)　安否情報及び避難者名簿情報

(12)　生活関連情報

(13)　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況

(14)　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報

(15)　その他必要な情報

第９　避難・影響回避対策

１　基本方針

（1）　住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第 15 条第３項の規定により、国から原災法第 28 条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第１項及び第５項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。

（2）　原子力災害が発生した場合には、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

（３）　県内外の避難者等の避難生活の場を確保するため、指定避難所を迅速に開設する。

（４）　複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

２　実施機関（責任者）

（１）　避難指示等

区分	実施機関	担当業務
避難指示	町本部長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 〔災害対策基本法第60条（原災法第28条第２項による読替え)〕
警戒区域の設定		警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条（原災法第28条第２項による読替適用)〕

３　実施要領

（１）　注意喚起

町は、第７による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。

（２）　避難のための立退き又は屋内への退避の指示及び報告

ア　実施責任者は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合において、町本部長は、速やかにその旨を県本部長及び原子力災害対策本部長に報告する。

イ　町本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び町本部長は、国と緊密な連携を行うものとする。

（３）　避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。

ア　発令者

イ　避難のための立退き又は屋内への退避の別

ウ　指示の日時

エ　指示の理由

オ　指示の対象地域

カ　避難のための立退き先又は退避先

キ　避難のための立退き又は退避する場合の経路

ク　その他必要な事項

（４）　避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知

ア　地域住民等への周知

（ア）　実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容を、第９の規定に準じ、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）、広報媒体（ラジオ、テレビ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

また、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

（イ）　避難のための立退き又は屋内への退避の指示の周知に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ　関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

（ア）　勧告又は指示を行った者

（イ）　避難のための立退き又は屋内への退避の別

（ウ）　指示の理由

（エ）　指示の発令時刻

（オ）　指示の対象地域

（カ）　避難のための立退き先又は退避先

（キ）　避難のための立退者数又は退避者数

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事及び原子力災害対策本部長	災害対策基本法第 60 条第４項（原災法第 28 条第２項による読替適用）

（５）　警戒区域の設定

ア　警戒区域の設定

実施責任者は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

（ア）　発令者

（イ）　警戒区域設定の日時

（ウ）　警戒区域設定の理由

（エ）　警戒区域設定の地域

（オ）　その他必要な事項

イ　警戒区域設定の周知

（ア）　地域住民への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

（イ）　関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

〔報告又は通知事項〕

①　警戒区域設定を行った者

②　警戒区域設定の理由

③　警戒区域設定の発令時刻

④　警戒区域設定の地域

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第３項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第２項
原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第３項（原災法第28条第２項による読替適用）

（６）　影響回避等のための措置

ア　情報提供

（ア）　町は、第９の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

（イ）　町は、第９の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

イ　住民等の措置

（ア）　住民等は、身体等を防護するため、県等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。

（イ）　水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、県等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工事業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

第10　医療・保健体制の整備

1　県本部長及び町本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。

2　県本部長及び町本部長は、県外からの避難者等に対し、原子力災害医療の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。

3　県本部長及び町本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

（1）　避難退域時検査及び簡易除染

ア　県本部長及び町本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。

イ　町本部長は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の避難退域時検査及び簡易除染は、当該施設において実施する。

〔町本部の担当〕

部	課	担当業務
保健医療部	健康推進課	1　避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等健康相談 2　健康管理指導体制の整備 3　こころのケア体制の整備

（2）　初動医療体制

本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、原子力災害医療の提供体制がないことから、県外からの避難者等であって、原子力災害医療の必要性が見込まれる場合にあっては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、独立行政法人放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学付属病院等の医療関係者等で構成される原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの協力により医療を提供することが基本となる。

ア　町本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、原子力災害医療の必要性が指摘されたときは、県本部長に対し、原子力災害医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。

イ　県本部長は、町本部長からの報告に基づき、国、県内外の医療機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、町本部長に通知する。

ウ　町本部長は、県本部長の通知に基づき、原子力災害医療の実施が必要な住民等の医療

機関への搬送を実施する。県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。

第11　低減措置・廃棄物等対策

1　県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。）の低減を図る必要があると認めたときは、町と調整・連携し、必要な措置を講じる。

2　町は、町民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

（1）　低減措置の実施

ア　低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める基準を準用する。

イ　低減措置の対象、実施者等

（ア）　低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

（イ）　低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

（ウ）　低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

（2）　廃棄物等の処理等

ア　実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

イ　県及び町は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

（3）　実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

（4）　県及び市町村の措置

ア　県及び町は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

イ　県及び町は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第12　健康確保対策

1　県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等（広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下、この節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、県民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。

2　県及び町は、原子力災害により被害を受けた県民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

（1）　健康相談の実施

県及び町は、相互に連携し、健康に不安等を感じる県民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

（2）　県民の健康確保に関する調査その他の対策の実施への協力

ア　県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、町と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。

イ　県は、調査及び分析の結果、県民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、町及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

第13　風評被害対策

県及び町は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

1　県及び町は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。

2　広報活動を行うに当たっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、県内で生産される産品等及び県内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

3　県及び町は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合においては、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。

第14　その他

この節に定めるもののほかについては、第３章「災害応急対策計画」の各節に定めるところによる。

第５章　災害復旧・復興計画

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧計画

第１　基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第２　災害復旧事業計画

１　町は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

２　災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

（１）　原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとすること。

（２）　被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。

（３）　事業規模、難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。

（４）　環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。

（５）　事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。

（６）　事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。

３　公共施設等の災害復旧事業は、おおむね、次のとおりとする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業計画	ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画 イ　砂防設備災害復旧事業計画 ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画 オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 カ　道路公共土木施設災害復旧事業計画 キ　公園公共土木施設災害復旧事業計画 ク　下水道公共土木施設災害復旧事業計画
（２）　農林水産業施設災害復旧事業計画	
（３）　都市施設災害復旧事業計画	
（４）　上水道施設災害復旧事業計画	
（５）　社会福祉施設災害復旧事業計画	
（６）　公立学校施設災害復旧事業計画	
（７）　公営住宅災害復旧事業計画	

（８）	公立医療施設災害復旧事業計画
（９）	その他の災害復旧事業計画

第３　激甚災害の指定

１　町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、本節中「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

２　町は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

３　町は、県が実施する調査等に協力する。

［激甚災害指定基準　　資料編５－１－1］
［局地激甚災害指定基準　資料編５－１－2］

第４　緊急災害査定の促進

町は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第５　緊急融資等の確保

１　町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。

（１）　国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和 39 年８月 14 日建設省都市局長通達）
コ　生活保護法
サ　児童福祉法
シ　身体障害者福祉法
ス　知的障害者福祉法

セ　障害者総合支援法
ソ　売春防止法
タ　老人福祉法
チ　医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
ツ　水道法
テ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成２年３月 31 日厚生省事務次官通知）
ト　下水道法
ナ　災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ニ　産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
ヌ　と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
ネ　公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
ノ　社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

（２）　地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア　補助災害復旧事業債
イ　直轄災害復旧事業債
ウ　一般単独災害復旧事業債
エ　公営企業等災害復旧事業債
オ　火災復旧事業債
カ　小災害復旧事業債
キ　歳入欠かん債

（３）　交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア　災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ　普通交付税の繰上交付措置
ウ　特別交付税による措置

２　町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

第２節　生活の安定確保計画

第１　基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金、救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第２　被災者の生活確保

１　生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確、迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機　関　名	措　　置　　事　　項
町	（１）　被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 （２）　解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 （３）　県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 （４）　関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
指定公共機関 指定地方行政機関等	［略］

２　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

３　罹災証明

（１）　町は、次項以下に述べる被災者の各種支援策を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。
この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者の交付手続き等についての広報に努める。

（２）　町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

ア　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、町長又は消防署長が行う罹災届出証明で対応することとし、必要に応じて罹災証明書の交付を行うものとする。

（ア）　全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水等

（イ）　火災による全焼、半焼、水損等

［罹災証明申請様式　様式５－２－1］

イ　罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行う。ただし、火災による罹災証明及び内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によらない被害の証明は盛岡西消防署長が行うものとする。

ウ　罹災証明書の交付

（ア）　罹災証明書の申請窓口は、防災課に相談窓口を設置して一括して対応し、証明事項に係る町関係部署又は関係消防署を紹介する。

（イ）　罹災証明書は、罹災家屋等の所有者、管理者及び占用者並びに特に必要と認める者の申請に基づき、町長又は盛岡西消防署長が交付する。

［罹災証明書様式　様式５－２－2］

（３）　町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

（４）　町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

４　災害弔慰金等の支給

（１）　町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び雫石町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。　**［災害弔慰金の支給等に関する条例　資料編６－4］**

また、雫石町災害見舞金給付要綱に基づき見舞金を支給する。

［雫石町災害見舞金給付要綱　資料編 6-5］

（２）　県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">資　金　名</th><th rowspan="2">支　給　対　象</th><th colspan="2">支　給　額</th></tr>
<tr><th>生計維持者</th><th>その他の者</th></tr>
<tr><td colspan="2">災　害　弔　慰　金</td><td>政令で定める災害により死亡した住民の遺族</td><td>500 万円以内</td><td>250 万円以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害障害者見舞金</td><td>政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民</td><td>250 万円以内</td><td>125 万円以内</td></tr>
<tr><td colspan="2">町 災 害 見 舞 金</td><td>暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象による災害により被害を受けた住民</td><td colspan="2">住家が全壊したとき
１世帯につき 30 万円
住家が大規模半壊したとき
１世帯につき 10 万円
住家が半壊、床上浸水したとき
１世帯につき２万円
その他町長が特に必要と認めたとき
１世帯につき２万円
<tr><td rowspan="2">小
災
害
見
舞
金</td><td>罹 災 見 舞 金</td><td rowspan="2">災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害による罹災者に見舞金を支給し、又は罹災住民の救助を行った市町村</td><td colspan="2">災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第４条第３号に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。</td></tr>
<tr><td>救 助 見 舞 金</td><td colspan="2">災害救助法が適用される災害に係る同法第４条第１項に規定する救助の種類（同条第３号、第４号及び第７号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第２条第１項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。</td></tr>
</table>

５　被災者生活再建支援制度の活用

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（１）　町は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下、本節中「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談、指導等を実施する。

（２）　県が実施主体となり、町が申請書類の受付窓口となる。

（３）　町は申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務

の実施体制の整備等を図る。

（4）　対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害

オ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る。）

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万 人未満のものに限る。）又は２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人 未満に限る）

（5）　支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア　居住する住宅が「全壊」した世帯

イ　居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ　災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　アからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

（6）　支援金の支給額

＜複数世帯の場合＞　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合　　計
全壊世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補　　修	100	100	200
	賃　　借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補　　修	50	100	150

	賃　　借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	―	100	100
	補　　修	―	50	50
	賃　　借	―	25	25

＜単数世帯の場合＞　　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合　　計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補　　修	75	75	150
	賃　　借	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補　　修	37.5	75	112.5
	賃　　借	37.5	37.5	75
中規模半壊世帯	建設・購入	―	75	75
	補　　修	―	37.5	37.5
	賃　　借	―	18.75	18.75

【基礎支援金】　住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】　住宅の再建方法に応じて支給する支援金

（7）　支援金の申請から支給まで

ア　住宅の被害の程度を確認する。

イ　住民票を取得する。

ウ　申請書を作成する。

エ　必要書類を用意する。

オ　町役場に申請する。

カ　支援金の支給

（8）　支援金の申請期間

区　　分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から 13 ヶ月の間	災害のあった日から 37 ヶ月の間

６　住宅資金等の貸付

（１）　町は、災害により住居、家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

（２）　住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談、指導等を実施する。

ア　災害復興住宅資金

貸　付　対　象	根拠法令	融資限度額	貸　付　条　件
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1　建設等資金 （1）　住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 （2）　整地資金 建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行う場合 （3）　土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地を取得する場合	住宅金融支援機構法（平成17年7月6日号外法律第82号）	1　建設資金 1,460万円 2　整地資金 390万円 3　土地取得資金額 970万円	1　据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2　返済期間 耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性) } 35年以内 木造(一般)　25年以内 3　利子　固定金利 4　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2　購入資金 （1）　住宅資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 （2）　土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1　新築家屋購入資金 2,430万円 2　中古住宅購入資金 (1)リ・ユースプラス住宅、リユースプラスマンション 2,430万円 (2)リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,430万円 ※購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度	1　据置期間 3年以内（この期間返済期間を延長する。） 2　返済期間 (1)新築購入 耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性) } 35年以内 木造（一般）　25年以内 (2)中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リユースプラスマンション　35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション　25年以内 3　利子　固定金利 4　返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

3　補修等資金 （1）　補修資金 　住宅に10万円以上の被害が生じ罹災証明書の発行を受けた場合 （2）　引方移転資金 　補修する家屋を引方移転する場合 （3）　敷地資金 　宅地に被害を受けて整地する場合		1　補修資金 　640万円 2　引方移転資金 　390万円 3　整地資金 　390万円 ※2と3をあわせて融資する場合は合計で390万円	1　据置期間 　1年以内（返済期間は延長しない） 2　返済期間 　20年以内 3　利子　固定金利 4　返済方法 　元金均等返済又は元利均等返済

イ　生活福祉資金

貸　付　対　象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の目安	貸　付　条　件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他から融資を受けることが出来ない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）による。	福祉資金福祉費（災害援護資金）	1世帯150万円以内	1　据置期間 　6か月以内 2　償還期間 　据置期間経過後7年以内 3　保証人 　原則必要（ただし連帯保証人を立てない場合でも利用可能。） 4　利子 　連帯保証人あり：無利子 　連帯保証人なし：年1.5% 5　償還方法 　年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰り上げ償還可能。） 6　申込方法 　借入申込書官に官公署が発行する罹災証明書等を添付し、民生児員を通じ、町社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費（住宅改修費）	1世帯250万円以内	

ウ　災害援護資金

（平成 25 年４月１日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が １人世帯　220 万円以内 ２人世帯　430 万円以内 ３人世帯　620 万円以内 ４人世帯　730 万円以内 ５人以上の世帯については、１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合に合っては、1,270 万円以内 平成 14 年８月１日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年９月 18 日法律第 82 号）	対象被害及び貸付限度額 １　世帯主の１カ月以上の負傷 150 万円 ２　住居の全壊 250 万円 ３　住居の半壊 170 万円 ４　家財の３分の１以上の損害 150 万円 ５　重複被害 （１）＝１＋２ 350 万円 （２）＝１＋３ 270 万円 （３）＝１＋４ 250 万円 ６　住居全体の滅失若しくは流失 350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合５年） ２　償還期間 据置期間経過後７年（特別な事情がある場合５年） ３　貸付利率 年３％（据置期間中は無利子） ４　償還方法 年賦又は半年賦 ５　延滞利率 年 10．75％

７　住宅の再建

（１）　災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

（２）　町は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

８　職業のあっせん

町は、罹災者が災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた求人のあっせんを行うものとする。

９　租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
町	町が賦課する税目に関して、地方税法及び雫石町条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第３　中小企業への融資

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、災害時の特別措置についての中小企業への広報、相談窓口を設置するほか、県と連携し、復旧・修繕の補助、利子等補給及びその他支援策を講じるものとする。

第４　農林漁業関係者への融資

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下、本節中「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下、本節中「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

ア　農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん

イ　被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ　被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん

エ　農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請

オ　漁業災害補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第３節　復興計画の作成

第１　基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第２　復興方針・計画の作成

１　計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。この場合において女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

２　計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

３　復興計画の作成

（１）　市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整備事業、市街地再開発事業の活用を図る。

（２）　計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。

（３）　計画の策定に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

（４）　ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。

（５）　防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第３　復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項　　目	事　　業　　名
1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助	（1）　公共土木施設災害復旧事業 （2）　公共土木施設災害関連事業 （3）　公立学校施設災害復旧事業 （4）　公営住宅等災害復旧事業 （5）　生活保護施設災害復旧事業 （6）　児童福祉施設災害復旧事業 （7）　老人福祉施設災害復旧事業 （8）　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 （9）　障害者支援施設等災害復旧事業 (10)　婦人保護施設災害復旧事業 (11)　感染症指定医療機関災害復旧事業 (12)　感染症予防事業 (13)　医療施設等災害復旧事業 (14)　堆積土砂排除事業 ア　地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ　都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15)　湛水排除事業
2　農林水産業に関する特別の助成	（1）　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 （2）　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 （3）　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 （4）　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） （5）　森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 （6）　土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 （7）　森林災害復旧事業に対する補助
3　中小企業に関する特別の助成	（1）　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 （2）　中小企業者等の被災施設の災害復旧事業に対する補助

4　その他の特別の財政援助及び助成	（1）　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 （2）　私立学校施設災害復旧事業に対する補助 （3）　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 （4）　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 （5）　水防資材費の補助の特例 （6）　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 （7）　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 （8）　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４　災害記録編纂計画

町は、防災対策の向上のため、災害時の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。